

(第八部)

第一百四回 參議院農林水產委員會

昭和六十一年五月十三日(火曜日)

國第百四回

卷之三

委員の異動  
五月十二日

五月十三日 辛丑 鈴仁  
稻村 中野 稔夫君  
明君 藤原 房雄君  
赤桐 操君  
補欠義王  
荷久連右

出席者は左のとおり。

卷之三

委員

浦田	星	北	勝君	修二君
菅野	刈田	上田	久光君	長治君
岡部	熊谷	太三郎君	貞子君	
小林	坂野	重信君	稔君	
國司君	出口	廣光君		
	初村	一郎君		
稻村	澁			
本谷	力君			
山田	稔夫君			
塩出	謙君			
下田	啓典君			
京子君				

國務大臣 嘉彦君  
農林水產大臣 関喜屋武眞榮君  
政府委員 羽田孜君

のため、本日、農林中央金庫理事長森本修君を参考人として出席を求めていと存じますが、御異議ございませんか。

○委員長(成相善十君) 農水産業協同組合貯金保険法の一部を改正する法律案及び農林中央金庫法の一部を改正する法律案、以上両案を便宜一括して議題といたします。

おりますので、これより質疑に入ります。  
質疑のある方は順次御発言を願います。

安達  
正君

常任委員會專門員  
安達正君

農林中央金庫理事長 森本修君

方正全譜注解

○農林中央金庫法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(成相善十君) ただいまから農林水産委員会を開会いたします。  
参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

○山田謙君　二二の法律の審議に入る前に非常に関係の深いことありますから、それをまず大蔵省の方にお伺いして、その後に法案の審議に入りたいと思いますから、よろしくお願いします。

それは、最近言われておりますように、この二つの法律の説明のところでも言われておりますけれども、いわゆる金融自由化ということがよく言われていますね。ある程度のことはわかるようなを感じもするのですけれども、多少細かくいろいろ調べていきますと、難しい問題がいっぱいあるようなんです。そこでまずお伺いしたいのは、一体金融自由化というのはどういう内容があるのか。簡単じゃないと思うし、いろいろあると思うのですが、こればっかり審議しているわけじやありません。せんからある程度で結構であります、まず俗に言われている金融自由化とは何であるか、こういうことをまず最初にお伺いしたいと思います。

○説明員（坂篤郎君）　金融自由化と申しますものの中には、ただいま先生おっしゃいましたように、いろんなものが含まれておりますて、一言で申しますのはかなり難しいのでございますが、具体的

に申し上げますと、例えば大蔵省で「昨年出した  
した「金融の自由化及び円の国際化についての現  
状と展望」というパンフレットというか、基本的  
な政策を述べたものがござりますけれども、例え  
ばその中の項目で見てみますと、「金利」というの  
が一つございまして、それから「金融・資本市場」、  
つまり市場という観点でとらえた措置についてで  
ございまして、それからあと「業務内容」、これ  
は金融機関の業務をどういうふうに緩めていくか  
という問題でございます。そういうのがございま  
して、それからあと「業界・制度問題」と言われて  
いるものがござります。また、同じ時期に出まし  
た円・ドル委員会報告書というのがござります  
が、これを見ますと、例えばやはり「金融・資本市  
場の自由化」という項目でござりますとか、それ  
から外国金融機関の参入、円・ドル委員会の方は  
特にアメリカとの関係でござりますので、外国金  
融機関の参入、日本市場へのアクセスといったよ  
うなこと、あるいはそのほかにユーロ円の話、外  
国為替法関係、そういうのが載っております。

て、当時は十億円だったと思いますが、大口のものにつきましてかつ譲渡性のある、普通の定期預金というのは譲渡性がないわけでございますが、譲渡性のあるものにつきましては金利が自由である、ただしその期間でございますとか、あるいはその発行枠とかいったものに枠を設けた。また若干違いますが、昨年の春には市場金利運動型預金の金利に連動した金利をつけるというやり方でございます。これらにつきましては、ただいまから数回にわたりまして発行枠を広げるとか、あるいは最小預入単位を下げてまいりますとかいふようなことをやつてしまりました。さらに、昨年の十月には預入単位十億円以上の大口定期預金利、これは今CDとかMMC、譲渡性預金とか市場金利運動型預金と違いまして、要するに定期預金でございますから銀行の一一番標準的な商品でございますが、それの非常に大口のものにつきましては、金利を自由にしてつけてよろしいというふうにいたしました。この四月には十億円を五億円まで下げまして、さらに秋には三億円ぐらいに下げるというなことを考へているわけでござります。

このようなMMCでございますとかCDでございますとか、あるいは大口定期預金の最小発行単位を小さくしていくとかいったようなことで、順次大口預金利についての自由化を進めまして、六十二年の春ぐらいまではほぼ大口預金利については自由化を完了しようというふうに考へておられます。

また、小口預金利につきましては、これは預金者保護の問題でございますとか、あるいは郵便貯金とのトータルバランスと環境整備を図りながら具体的な諸問題について検討を進めまして、大口に引き続いだ自由化を進めていくというふうに考へている次第でございます。

これが第一番目の金利について概要を申し上げ

たわけでございますが、第二番目に、いわゆる金融・資本市場といふ観点からどのようなことがありますかということでございますけれども、ただいま金利運動型預金といふのは、例えば譲渡性預金でございますから売買されるわけでございまして、これは譲渡性預金といふものを導入して、かつそれがだんだん大量に発行されてまいりまして、そなりますと、いわば今までなかった短期金融市场が一つできるということでございまして、これ自身が短期金融市场の整備拡充のかなり大きな要因の一つになつたわけでございます。また、そのほかにも昨年の六月に田建てBAA市場というようなものも創設いたしました。さらに短期国債の発行も、これも短期国債市場ができるという意味で、短期金融市场の整備拡充につながるというようなことがござります。また、今後とも短期金融市场の一層の整備拡充を図つていこうとすることを考えているわけでございます。

第三番目の問題でございますが、業務の自由化が、昔でございますと、いわゆる定期預金と普通預金とかといふように決まつたものしか商品として出していなかつたわけでござりますけれども、最近は御承知のように、いろんな組み合わせ商品でございますとか、あるいは預金にいたしましても、外貨預金でございますとか、いろんなものをそれ多種多様な商品を金融機関が出すようになっておりまして、こいつら新商品につきましては、大蔵省といたしましては、基本的には顧客のニーズにこたえようとしている経営者の自主的努力といふか、アイデアでございますとか努力、そういうものを尊重することにいたしております。

金融の自由化は我が国が世界経済の効率化と発展に資するものではないかというふうに考へておられるわけでございます。また同時に、私どもいたしまして、

○説明員(坂篤郎君) 一番大きな目的は、金融の自由化をいたしますといわば市場原理に基づいた競争が活発化いたしますし、他方、市場原理に基づいていわゆる資源配分がうまくいく。そういう問題が根底にあるわけでございまして、端的に言いますと、我が國経済の効率化と発展に資するものではないかというふうに考へておられるわけです。その目的はどうなんでしょうか。

○山田謙君 非常に詳しくお話をいただきまして、ありがとうございます。いろいろあると思うんですけど、かいふんで申し上げますと以上のようなことかなというふうに思つております。

○説明員(坂篤郎君) どちらかと申されますとなかなか難しい問題でございますけれども、幸いなことにと申しますか、諸外国からも、特にアメリカ、ヨーロッパから金融資本市場の自由化を非常

に強く求められておることは事実でございまして、そのような要請にこたえる必要というのも私もどもとしても感じておるわけでございますが、非常に幸いなことに、もともと我が国自身のために金融資本市場の自由化というのは有意義であると考えております。それが両方とも方向がちようどうまく合つておるということです。その目的はどこでござります。

○山田謙君 それは国際的にうまくいけば国内的にも当然よくなるだろうと思うんですねけれども、さしあたり自由化して外から有力な銀行がどんどん入つてくる、こういう場合に、そういう銀行が国内的にも自由化されてしませんというと十分に活躍ができないというふうなことで、外国の強い銀行が入ってきた場合に、日本の金融といふふうなものは、どちらかというと、今まで温存されていたものがそういう荒波の中にはうり出されるような格好になりますから、相当な打撃を受ける

ところであります。また他方、証券会社に対しましては、先ほど申し上げました譲渡性預金、CD認可対象金融機関の範囲の大幅な拡大をやりました。また、ことしの三月にも拡大をまたいたしました。現在は証券会社もやつておる。このようないわば相互乗り入れみたいなことが大分進んでいるということがござります。金融の自由化というのは非常に広いものでございました。私は証券会社もやつておる。

○山田謙君 非常に詳しくお話をいただきまして、ありがとうございます。いろいろあると思うんですけど、かいふんで申し上げますと以上のようなことかなというふうに思つております。

○説明員(坂篤郎君) どちらかと申されますとなかなか難しい問題でござりますけれども、幸いなことにと申しますか、諸外国からも、特にアメリカ、ヨーロッパから金融資本市場の自由化を非常

に強く求められておることは事実でございまして、そのような要請にこたえる必要というのも私もどもとしても感じておるわけでございますが、非常に幸いなことに、もともと我が国自身のために金融資本市場の自由化というのは有意義であると考えております。それが両方とも方向がちようどうまく合つておるということです。その目的はどこでござります。

○説明員(坂篤郎君) づきましていわゆる資源配分がうまくいく。そういう問題が根底にあるわけでございまして、端的に言いますと、我が國経済の効率化と発展に資するものではないかというふうに考へておられるわけです。その目的はどうなんでしょうか。

○山田謙君 非常に詳しくお話をいただきまして、ありがとうございます。いろいろあると思うんですけど、かいふんで申し上げますと以上のようなことかなというふうに思つております。

○説明員(坂篤郎君) どちらかと申されますとなかなか難しい問題でござりますけれども、幸いなことにと申しますか、諸外国からも、特にアメリカ、ヨーロッパから金融資本市場の自由化を非常

に強く求められておることは事実でございまして、そのような要請にこたえる必要というのも私もどもとしても感じておるわけでございますが、非常に幸いなことに、もともと我が国自身のために金融資本市場の自由化というのは有意義であると考えております。それが両方とも方向がちようどうまく合つておるということです。その目的はどこでござります。

○山田謙君 それは国際的にうまくいけば国内的にも当然よくなるだろうと思うんですねけれども、さしあたり自由化して外から有力な銀行がどんどん入つてくる、こういう場合に、そういう銀行が国内的にも自由化されてしませんというと十分に活躍ができないというふうなことで、外国の強い銀行が入ってきた場合に、日本の金融といふふうなものは、どちらかというと、今まで温存されていたものがそういう荒波の中にはうり出される

ような格好になりますから、相当な打撃を受ける

ことがあります。それとも関連するものでございますけれども、国債のデイーリングを金融機関がやるようになったという問題でござります。これに

もう一つは、国際的に自由化を迫られているといふか、国際的に見てどうにも自由化をせざるを得ないといふふうな情勢もあるんじゃないかと思うんです。そうすると、どちらが必要性が強いか。現

在やらなきやいけないという理由、アクションプログラムなんか自由化ということを言つていていますけれども、そういうのを見ると、これは国内といふよりも、国際的に海外からの圧力というか、そ

ういう面からいって自由化しなきやいけない、この二つのどっちなんですか。

○説明員(坂篤郎君) どちらかと申されますとなかなか難しい問題でござりますけれども、幸いなことにと申しますか、諸外国からも、特にアメリカ、ヨーロッパから金融資本市場の自由化を非常

に強く求められておることは事実でございまして、そのような要請にこたえる必要というのも私もどもとしても感じておるわけでございますが、非常に幸いなことに、もともと我が国自身のために金融資本市場の自由化というのは有意義であると考えております。それが両方とも方向がちようどうまく合つておるということです。その目的はどこでござります。

○説明員(坂篤郎君) づきましていわゆる資源配分がうまくいく。そういう問題が根底にあるわけでございまして、端的に言いますと、我が國経済の効率化と発展に資するものではないかというふうに考へておられるわけです。その目的はどうなんでしょうか。

○山田謙君 非常に詳しくお話をいただきまして、ありがとうございます。いろいろあると思うんですけど、かいふんで申し上げますと以上のようなことかなというふうに思つております。

○説明員(坂篤郎君) どちらかと申されますとなかなか難しい問題でござりますけれども、幸いなことにと申しますか、諸外国からも、特にアメリカ、ヨーロッパから金融資本市場の自由化を非常

に強く求められておることは事実でございまして、そのような要請にこたえる必要というのも私もどもとしても感じておるわけでございますが、非常に幸いなことに、もともと我が国自身のために金融資本市場の自由化というのは有意義であると考えております。それが両方とも方向がちようどうまく合つておるということです。その目的はどこでござります。

○山田謙君 それは国際的にうまくいけば国内的にも当然よくなるだろうと思うんですねけれども、さしあたり自由化して外から有力な銀行がどんどん入つてくる、こういう場合に、そういう銀行が国内的にも自由化されてしませんというと十分に活躍ができないというふうなことで、外国の強い銀行が入ってきた場合に、日本の金融といふふうなものは、どちらかというと、今まで温存されていたものがそういう荒波の中にはうり出される

ような格好になりますから、相当な打撃を受ける

んじやないかと思うんですけれども、そういうことは心配されませんか。

○説明員(坂篠郎君) 少なくとも今までのところ見てまいりますと、我が国におきまして、外国の金融機関の存在というのは余り大きなものではございません。そとかといって、大蔵省あるいは政府が外国の金融機関を差別しているとか、そういうことは一切ございませんで、完全に平等に扱つてゐるわけでござりますけれども、ある面では平等以上に扱つたりしてゐるところがあるのでございますが、それでもそれほどの大きなシェアとかいうものを持つておるわけではございませんで、我が国金融機関の能率と申しますか競争力と申しますか、あるいは金融市場全体の効率性と申しますか、そういうのはかなり高いのではないかといふふうに私ども思つております。当面のところ、少なくともこれまでのところ、外国の金融機関による我が国金融機関に対する打撃でございますとか、そういうことについては、特に憂慮しておりますということは余りございません。

○山田謙君 そうすると、すごい外国の銀行が日本に来て、あるいは完全に自由化されたとしても、日本の金融機関というものはそれに十分に対抗し得る、それは日本の国内でもいろいろな強弱の差はあるでしようけれども、全体として見た場合はそう心配はないんだというお考えですか。

○説明員(坂篠郎君) おおむね御指摘のよう感じを持っております。

○山田謙君 そうすると、その次に国内の問題として、国内的にも割と弱いというか弱小の金融機関というものはたくさんあると思うんですねけれども、国内的にはどうですか。

○説明員(坂篠郎君) 国内的には金融の自由化が進めば競争が激化するというようなことがあるかも、経営者としてもさらに御苦勞されるようなるといふふうに考えております。

○説明員(坂篠郎君) 国内的には金融の自由化が進みますから、将来的方向としては、完全に自由化をしていくことは大体もう決めたのです。

○説明員(坂篠郎君) 実は小口預金につきましては、自由化をするという方向は既に決めておるわけですが、あるいは最終的な形として小口預金利につきましてどういう姿を想定する

○山田謙君 これは今言えと言つても無理かもしれませんけれども、そういうスピードが余り急激にやりますと、国内的に特に小さい金融機関が非常な打撃をこうむる。こういうことだらうと思ひますから、大蔵省としてはそう急にやるのじやなくて、徐々にやつていこうというお考えのようですね。

○説明員(坂篠郎君) 私ども基本的なやり方として、割合近く講じようとしている措置につきましては具体的にいつというよなことを発表しているわけでござりますけれども、やや遠いこと、やや中期的なことにつきましては、その方向だけを示しまして、具体的な内容でござりますとか、あるいは措置とかということにつきましては、歩きながら若干考えるという面がございまして、やや中期的なことにつきましては、私どもいたしましたが、それでも固まつた案も持つておりますし、また当然のことながらそれも発表をしてないというふうなことでござります。

実は、ただいま御質問のいつまでに完全に自由化するのかという問題につきましては、すぐそばにいたしましても具体的にいつといつたよなことは持つてない状況でござりますが、たゞ、例えは大口預金金利につきましては、六十二年、来年の春までに自由化を完了するというようなめどは持っております。

○山田謙君 しかし、将来の方向としては、完全に自由化をしていくことは大体もう決めたのです。

○説明員(坂篠郎君) 実は小口預金につきましては、自由化をするという方向は既に決めておるわけですが、あるいは最終的な形として小

か、そういうよな問題も含めまして、ただいま金融問題研究会、大蔵省の諮問機関でござりますが、そこで研究をしていただいているところでございますので、まだ確定的な最終的な姿、つまり

完全にすべて自由化してしまうのか、あるいは何化をされよう、こういうふうに考えていらっしゃるか。もしお考えがあれば聞かせていただきたいと思います。

○山田謙君 今お話に出てくる大口とか小口ですね、これはどのぐらいをもつて大口と言うか、どちらからか小口と言ふか、その問題をお聞かせ願いたいということ。

それから聞くところによると、私よくわかりませんけれども、日本は専門的な金融機関が非常に多い。そういうものがこの自由化によってだんだんその専門性が失われていくというふうな傾向がありはしないか、こういうことはいかがですか。

○説明員(坂篠郎君) 実は、大口、小口と申しますのは若干漠然とした概念でございまして、幾らどういうよなことは特にないんでござります。と申しますのは、一つには、先ほど申し上げましたように、大口に引き続きまして小口についても自由化を進めるというふうになつておりまして、いわば続いていくよな状況にあるのですから、特に何千万円とか何百万円とかといふふうに決めたものはないわけでござります。したがいまして、人によつて随分いろいろ違ひがあるかと思いま

す。

私ども内部でもここまでが大口というよなことは特にないわけでございますが、例えは大口定期預金につきましては、ただいまは五億円がその秋に三億円にいたしまして、さらになつた春にまでは例えは一億円とか、それくらいには下がつていくのじやなかろうか、これはまだ決めておりませんが、そんなよな感じでござります。それからCDにつきましては既に一億円が最小の単位になつております。それからMMCにつきましては今五千万円といふふうになつております。

そういうふうに考えておりますが、専門の委員会を設けまして、ここで幅広く基礎的な勉強、検討をしていただいておるということでござります。

○山田謙君 今おれば五億まで下げたとかいうことになりますと、なつたその結果ですね、どうでしようか、今五億以上については自由であるということになりまして、その結果として各金融機

そついたよな数字から何となくイメージが出てくるといったよなことかと思ひます。

それから二番目の御質問でございますが、いわば専門金融機関制度とでも申すんでございましょうか、そういうものはどうなつていくのかといふことでござりますけれども、御承知のとおり、我が国金融制度はいわゆる普通銀行、例えば都市銀行と地方銀行でございますが、そういうもののほかに長期金融専門機関と中小企業専門機関、といふのは例えば相互銀行でござりますとか信用金庫でございますが、そういうものが存在しておられますけれども、これが御指摘のように呼んでおりますけれども、これが御指摘のように経済環境の変化でござりますとか、あるいは運用面の変化でござりますとか、かなりだんだん業務の質が似通つてきている、同質化していっているのではないかといふことは確かにありますから、さういふことです。今後の金融自由化が進みますと、そうけれども、特行政の仕切りから言うと、だんだん同じ同質化みたいなのもだんだんまたさらにはいくといふことも考えられるわけでござります。今後は専門制度がどうあるべきかにつけますけれども、特行政の仕切りから言うと、だんだん似てくるといふことがあるわけでござりますが、こいつ専門制度がどうあるべきかにつきましては、これから預金金利の自由化でござりますとか、国際化でござりますとか、あるいはその業務がどういうふうに変わつていくかとか、そういうふうに見ながら、またそういう制度がどうあるべきかといふ観点からも検討を行つてしまつて、十分見きわめていく必要があるんではないかといふふうに考えております。

このよな観点から、現在金融制度調査会といふのがござりますが、専門の委員会度問題研究会と言つておりますが、専門の委員会を設けまして、ここで幅広く基礎的な勉強、検討をしていただいておるということでござります。

○山田謙君 今おれば五億まで下げたとかいうことになりますと、なつたその結果ですね、どうでしようか、今五億以上については自由であると

関がそれぞれ自分の特色を生かして自由に金利をいろいろ決めていくとか、そういうことは実際に出てきているわけですか。

弱小信用金庫であるとか信用組合、あるいは農業協同組合などといったふうなところが扱うようなのは大体常識的で、その辺の見当に小口だと思うんですけれども、

うのはかなり金融が発展している国というか、あるいは自由化もかなり進んでいる国というふうに言つてよろしいかと思います。

ざいます。  
今回の法改正におきましては、農林中央金庫の  
基本的な性格を変更しないという前提に立つて考  
えておりますし、何分にも昭和十八年に産業組合  
中央金庫から農林中央金庫に名前を改めて以来こ  
の名前を使っておるものでござりますから、系統

○説明員（坂篠郎君）定期預金につきましては、五億円以上につきましては金利は各金融機関が自由につける。自由につけると申しましても、相手のあることござりますから、お客さんとの間でいわば交渉して決めるというようなことにならうかと思いますが、現実に金融機関によりまして多少金利の違ひなんかもござりますし、あるいは日々によつて、その日その日あるのは一日かうち

て、ある程度絶対額として、このくらいのものは大体小口と言うのじゃないかというふうな、そういうお考えというものはないものでしょうか。

ると思うんですけれども、そちらの方もそう簡単には全部を説明するわけにいかないと思います。まあ大体のことはわかりましたので、どうぞお引き取りいただいて結構です。

に変わることもござりますし、また一時、あれは  
昨年の秋でございましたか、十億円からスタート  
したんでございますが、その後にはある会社が  
金融機関をみんな呼びまして、あなたのところは  
どういう金利を出すかという、いわば入札みたい  
なことをやつたとか、いろんなケースがあるよう  
でございまして、そういう意味では、大口のとこ  
る二つほど、これは、やっぱり客様との間で自由

おはさましてはいわゆる客との間で自由に決まるというふうには既になつております。○山田謙君 金融自由化というのは、今の場合についていえば、A銀行とB銀行の金利に差があるということばかりじゃなくて、同じA銀行の中でもお客様によつてみんな差が出てくる、こうい

らしかったで、こいつ大口とん喰はん小口といふのは幾らというのをきちんとぱちっと決める必要も必ずしもないのかなというふうに考えておりまして、したがいまして、特に私どもとしても幾らが大口で、幾らが小口というのものはつきり持つてあるというわけでもないというような事情でござります。

（証明書（原稿用））そのよきことを場合によつてはあり得るかと思ひます。

○山田 譲君 大体わかりましたけれども、私が特に今心配しますのは、これからいろいろ審議します金融機関の場合は、大体小口が多いわけですね。ですから、先ほど何を大口と言ひ、小口と言ひますかよくわからないといふうなお話をしたけれども、ある程度の、このくらいは小口だ、この程度は大口だというふうなことを早くお示しいただきたいような気もするわけですね。ただ相対的に、十億から五億になりました、そうすると從来は十億以上を大口と言つたやつが、五億になれば今度は五億以上が大口になる、五億以下が小口の部類に入つていく、こういうふうなことではなくて、

○山田義泰 では最後に、参考までに外國におけるいわゆる先進国と言われる國で日本のようないわゆる送船団方式とかなんか言うようですが、ああいう自由化でない金融制度を持つてゐる國というのはほかにありますか。

○説明員(坂篤郎君) 私も外国のことは余りよく実は知らないんでござりますけれども、例えば短期金融市場の規模といったようなもの、いわば市場がどれくらい発達しているかというような観点から申しますと、アメリカというのは非常に発達しております。それからイギリスも非常に発達しておりますが、ヨーロッパの中では必ずしもそこ大きな短期金融市場を持つてゐる國ばかりではございませんで、そういう意味では日本とい

さります。この改組の際に、既に漁業会議員が組織された農林省といふふうに名前を持つておりましたと同時に、特に漁業関係団体を排除したとか軽視されましたということではなくて、農林という言葉の中には、一次産業全体が含まれている、そういうことでもうこういった名称にいたしたものだらうといふふうに考えております。

実は、昭和五十三年に農林水産省といふふうに農林省の省名を変えましたときに、農林中央金庫という名前も変えたらどうかというような議論が一部にありましたことは事実なんでござります。その際も、今申し上げましたようなことから特に改称をいたしませんで今日に至っているわけでござります。

が言うのは、「自立化の原則」ということで、「特殊法人等は、政府資金等に依存する体質から脱却し、自立的に経営を行うよう努めなければならぬい。」「自立できることとなつた法人は、民間法人化することを原則とする。」、こういうことを言つてゐるわけですね。

ですから、臨調の考え方というのは、現在百幾つかあります特殊法人そのものをいすれば政府資金等に依存する体質から脱却して自立的にやるようにならなければならない、自立的にできるようになつたら、今度は民間法人化しなければならない、こういう一般論がありまして、その中でたまたま農林中央金庫の場合はほとんど自立的に経営を

関がそれぞれ自分の特色を生かして自由に金利をいろいろ決めていくとか、そういうことは実際に出でてきているわけですか。

○説明員(坂篤郎君) 定期預金につきましては、五億円以上につきましては金利は各金融機関が自由につける。自由につけると申しましても、相手のあることでござりますから、お客さんとの間でいわば交渉して決めるというようなことになろうかと思いますが、現実に金融機関によりまして多少金利の違いなんかもございますし、あるいは日々によって、その日その日あるいは一日のうちに変わるごともございまして、また一時、あれは昨年の秋でございましたか、十億円からスタートしましたんでございますが、その後にはある会社が金融機関をみんな呼びまして、あなたのところはどういう金利を出すかという、いわば入込み的なことをやつたとか、いろんなケースがあるようございまして、そういう意味では、大口とのところにつきましては、いわばお客様との間で自由に決まるというふうには既になっております。

○山田譲君 金融自由化というのは、今の場合についていえば、A銀行とB銀行の金利に差があるということばかりじゃなくて、同じA銀行の中でもお客様によつてみんな差が出てくる、こういうことですか。

○説明員(坂篤郎君) そのようなことも場合によつてはあり得るかと思います。

○山田譲君 大体わかりましたけれども、私が特に今心配するのは、これからいろいろ審議します金融機関の場合は、大体小口が多いわけですね。でも、ある程度の、このくらいは小口だ、この程度でも、ある程度の、このくらいは小口だ、この程度は大口だというふうなことを早くお示しいただきたいような気もするわけですね。ただ相対的に、十億から五億になりました。そうすると從来は十億以上を大口と言つたやつが、五億になれば今までよくわからぬといふふうなことを早くお示しいただきたいような気がするわけですね。ただ相対的に、五億以上が大口になる、五億以下が小口の部類に入つていく、こういうふうなことではなくて、

弱小信用金庫であるとか信用組合、あるいは農協というふうなところが扱うようなのは大体算術的に小口だと思うんですけれども、その辺の見当自安、そいつたものについての何かお考えは全然出でこないものでしようか。ただ相対的に五億と決めれば五億以上が大口だというのじゃなくして、ある程度絶対額として、このぐらいのものは大体小口と言うのじゃないかというふうな、そういうお考えというものはないものでしようか。

○説明員(坂篤郎君) 実は、大口、小口という分け方はやや便宜的に分けておりまして、と申しますのは、小口につきましても、大口に引き続きますのは、小口につきましても、大口に引き続きますかくといふことがござりますので、どこでとまるところでござりますけれども、小口預金金利につきましては、小口につきまして、やや連続的に基本的にはいつものでも必ずしもないものでござりますから、したがつて、ここで大口とは幾ら、小口といふのは幾らというのをきちんととばつと決める必要も必ずしもないのかななどいうふうに考えておりまして、したがいまして、特に私どもとしても幾らが大口で、幾らが小口というのもはつきり持つてあるというわけでもないというような事情でござります。

○山田譲君 では最後に、参考までに外国においていわゆる先進国と言われる国で日本のような、護送船団方式とかなんか言うようですがれども、ああいう自由化でない金融制度を持つてゐる国というのにはほかにありますか。

○説明員(坂篤郎君) 私も外国のことは余りよく知らないんですけども、例えば短期金融市場の規模といったようなもの、いわば世界がどれくらい発達しているかというような観点から申しますと、アメリカというのは非常に発達しておりますが、ヨーロッパの中では必ずしもそこ大きな短期金融市場を持つてゐる国ばかりではございませんで、そういう意味では日本とい

うのはかなり金融が発展している国というか、あるいは自由化もかなり進んでいる国というふうに言つてよろしいかと思います。

○山田謙君 じゃ、どうもありがとうございました。

金融自由化の問題は、まだいっぱいいろいろあると思うんですけれども、そちらの方もそう簡単に全部を説明するわけにいかないと思います。まあ大体のことはわかりましたので、どうぞお引き取りいただけ結構です。

それでは、農林中金の問題に入つていこうと思いますが、まず最初に名前です。この前の機構のときも名前にかなりこだわったんですが、あのときに名は体をあらわすということで、大事なことですから、全部を包含するような名前にするためああいうわけのわからぬような名前にしましたと、こういう話でしたけれども、農林中央金庫というのではなくて、非常にわかりやすいんで、漁業が抜けているけれども、これはどういうわけですか。

○政府委員(後藤康夫君) 農林中央金庫という名称につきましては、実は発足当時は、大正十二年に産業組合中央金庫といふことで発足いたしたわけでございまして、昭和十八年の農業団体法改正に伴いまして、産業組合中央金庫といふ名称から農林中央金庫という名称に改称いたしたわけござります。この改称の際に、既に漁業系統団体も構成員でございましたので、かつて農林水産省が農林省といふふうに名前を持つておりますと同時に、特に漁業関係団体を排除したとか軽視したといったところではなくて、農林という言葉の中には一次産業全体が含まれている、そういうことでこういった名称にいたしたものだろうというふうに考えております。

実は、昭和五十三年に農林水産省といふふうに農林省の省名を変えましたときに、農林中央金庫という名前も変えたらどうかというような議論が一部にありましたことは事実なんでござります。その際も、今申し上げましたようなことから特に改称をいたしませんで今日に至っているわけでござります。

今回の法改正におきましては、農林中央金庫の基本的な性格を変更しないという前提に立つて考えておりまますし、何分にも昭和十八年に産業組合中央金庫から農林中央金庫に名前を改めて以来この名前を使つておるものでござりますから、系統内部においてもこれが非常にじまれ親しまれて、特に支障も生じていないということに加えまして、この名称を変えるということになりますと、簡単に申しますと、看板の書きかえから印刷物、あるいは紙に印刷しております名称、もちろん登記その他、組合原簿とか、そういうものも全部直さなければいけない。それにはかかる多大な労力なり費用というようなこととのバランスも考えまして、名称変更をあえてすることはしないというふうなことで、特に名称についての変更を行わないまま御提案を申し上げているわけでございます。

○山田謙君名前はそれくらいにしておきまして、その次に今度の法律改正のきっかけといふでしようか、改正しなきやならないということになつたのは、直接的には臨調の答申といふものがあると思うんですね。

で、臨調の考え方についてお聞きしておきたいんですけどども、臨調は、「この農林中央金庫については、自立化の原則に従い民間法人化する。」というふうなことを言っておりますね。その前に臨調が言うのは、「自立化の原則」ということで、「特殊法人等は、政府資金等に依存する体質から脱却し、自立的に経営を行うよう努めなければならない。」「自立できる」となつた法人は、民間法人化することを原則とする。」、「こういうことを言つてゐるわけですね。

ですから、臨調の考え方というのは、現在百幾つかあります特殊法人そのものをいすれば政府資金等に依存する体質から脱却して自立的にやるようになつたら、今度は民間法人化しなければならない、こういう一般論がありまして、その中でたまたま農林中央金庫の場合はほとんど自立的に経営を

行っている、ですから民間法人になつてよい、こういうことを言つていいのです。

それで私がお伺いしたいのは、一般論として、臨調の考え方というのは、そうしますと、いわゆる特殊法人というものをいすれば全部民間法人化していきなさい、こういうことなのかどうか。これは後藤局長に聞いてもちよつと無理かとも思うんですけども、もしわかついたら教えてもらいたいんですが、そのところはどんなものでしようか。

○政府委員(後藤康夫君) 臨調の最終的なお考えは、私からお答えするのは適切でないかもしれません

いと思いますけれども、確かに臨調の最終答申が五十八年の三月でございましたか、出ました中には、特殊法人等は極力自立化し、活性化していく

なさいといふことが書いてござりますけれども、特殊法人と申しますのは、それなりの政策的な要請、そしてまたその中で国がみずから予算なり組織を持つてやるよりは、特殊法人という形態で彈

力的にやつた方がよろしいという要請に基づいてできている、ほとんどそういうもので構成されていわざいまして、将来、特殊法人といふ

ものを全くなくしてしまうというところまでお考

えになつておられるわけではなかろうといふに私は受けとめております。

○山田謙君 私も当然そうだと思うんですけれども、この言い方を見ていますと、特殊法人等はと

くとも、この特殊法人といふことを見ますと、これはすべての特殊法人といふ

ことを見ますと、これはすべての特殊法人といふ

ふうな考え方がこの中にあるんじゃないかと思

うんですがね。これ以上はこれをあなたに聞いても無理だと思うんですけれども、その臨調の考

え方は、私はちょっとおかしいんじゃないか。特殊

法人の中にもいろいろな法人があるですからね。すべて自立できるようにしろといつても、それは無理じやないかという感じがするわけです。

とにかく、そういう臨調のお考えに基づいて、少なくとも農林中央金庫につきましては、これは完全に近い状態で自立しているから、もう民間法

人化していいんだ、しなければいけないんだ、こうしたことだと思うんですけども、この民間法人化することについて、臨調の考え方はわかりましたけれども、農水省はこの考え方について、今までの法改正に当たって、臨調が言うからやるんだというのか、それとも農水省としてこれが必要だとうふうに考えてやられるのか。そのところはどういうものですか。

○政府委員(後藤康夫君) 臨調の答申で、特殊法人等は極力自立化しなさい、自立化できる法人に

ついては民間法人化すべきであるという方針が出されたわけでございますが、この臨調での御議論の際にも、農林水産省も何回かヒアリングという形で意見を聴取されておりまし、私どもの意見も述べております。そしてまた答申が出来ました後も、私どもとしてこれにどう対応するかというこ

とを農林水産省としての検討もいたしております。

そういう中で、私どもいたしましては、昭和三十四年以来、政府出資がなくて民間出資のみで運営が行われてきている。特に近年、農協とか信連等の所属団体の資金が非常に充実しているといふ実態がございまし、また系統団体の意見もいろいろお聞きをいたしました。前回の改正、四十八年改正のころは、系統の中でもいろいろなお考

えがあつたやに私ども承っておりますけれども、現時点、近年におきましては、系統団体におきましても、農林中央金庫を民間法人化し、そして民間法人の要件を満たすことによりまして、いわゆる特殊法人に係る諸規制をむしろ廃止するといふことで結構ではないか、こういう系統団体の意向でもございましたので、この臨調答申を受けまして、農林水産省としても、今回のよう農林中央金庫の民間法人化の措置をとることが適切であろうという判断を下して、法案を御提案申し上げて

いるところでございます。

○山田謙君 この提案理由説明を見ますと、「政

府いたしましては、このような状況を踏まえ、農林中央金庫について、農林漁業者の組織する協

会組合等に対し金融上の便益を供与することを第一義的使命とする基本的性格を維持しつつ、民間法人化したことについて、臨調の考え方はわかりましたけれども、農水省はこの考え方について、今までの法改正に当たって、臨調が言うからやるんだというのか、それとも農水省としてこれが必要だとうふうに考えてやられるのか。そのところはどういうものですか。

○政府委員(後藤康夫君) 臨調の答申で、特殊法人等は極力自立化しなさい、自立化できる法人に

ついては民間法人化すべきであるという方針が出されたわけでございますが、この臨調での御議論の際にも、農林水産省も何回かヒアリングという形で意見を聴取されておりまし、私どもの意見も述べております。そしてまた答申が出来ました後も、私どもとしてこれにどう対応するかというこ

とを農林水産省としての検討もいたしております。

そういう中で、私どもいたしましては、昭和三十四年以来、政府出資がなくて民間出資のみで運営が行われてきている。特に近年、農協とか信

連等の所属団体の資金が非常に充実しているといふ実態がございまし、また系統団体の意見もい

る限りお聞きをいたしました。前回の改正、四十八年改正のころは、系統の中でもいろいろなお考

えがあつたやに私ども承っておりますけれども、現時点、近年におきましては、系統団体におきま

しても、農林中央金庫を民間法人化し、そして民間法人の要件を満たすことによりまして、いわゆる

特殊法人に係る諸規制をむしろ廃止するといふことで結構ではないか、こういう系統団体の意向でもございましたので、この臨調答申を受けまし

て、農林水産省としても、今回のよう農林中央金庫の民間法人化の措置をとることが適切であろ

うという判断を下して、法案を御提案申し上げて

いるところでございます。

○山田謙君 この提案理由説明を見ますと、「政

府いたしましては、このような状況を踏まえ、農林中央金庫について、農林漁業者の組織する協

会組合等に対し金融上の便益を供与することを第一義的使命とするというこ

とにつきましては、農林中央金庫法の業務に関し

ます規定、これをごらんいただきますと、その中でまず第一に所属団体に対して貸し付けその他の業務を行うということを第一にしておりまして、なつかつそれをやりました後におりまして、資金の余力があるという場合に、関連産業でござい

ますとか、あるいは農林水産業の発達のための施設を行う法人でござりますとか、そいつた所属

団体以外に対し、所属団体に対します業務に支障を感じない範囲内においてそういうことができ

しないか。つまり完全に民間法人であれば、それは民間法人ですから何をやろうと勝手だ、極端に

ことと言つておられるわけですね。これで言つている

ことが多少矛盾があると思うんですけれども、あくまでも農林漁業者に對して便宜を供与する

だ、これを第一義的使命とする、こういう基本的性格を維持しつつということ、完全に民間法

人化したということは、これは矛盾する面がありはしないか。つまり完全に民間法人であれば、それ

は民間法人ですから何をやろうと勝手だ、極端に

言えば。そういうことになるはずでありますけれども、

完全に民間法人化させておきながら、なつかつ從

来のよう農林漁業組合等に対する金融上の便益

を供与することが第一義的使命であるというふ

うな、こういう基本的性格というのをずっと持

ち続けさせていこうというところがちよつと矛盾

するんじゃないかと思うんですけれども、その辺はどうでしょうか。

○政府委員(後藤康夫君) 民間法人化というふうにここで申しておりますのは、臨調答申でも言わ

れておりますような要件ということで、一つは政

府またはこれに準するものから出資というものが

実態上も制度上もないこと、それから役員の選任

が自動的に行われていること、それから三番目に

は経常的な経費について国の補助等に依存してい

ないということ、この三点ということでございま

す。

それで、農林中央金庫の場合には、法律上出資

資格者に政府というものが残つてゐるということ

以外は既にその要件を満たしておつたわけでござ

いまして、逆から申せば、その法律上の規定がございませんために、特殊法人としてのいろいろな監

督規制を受けてゐる、こういう状況にあつたわけ

でござりますので、それをこの際改めるということ

とでございまして、農林中央金庫が構成をしてお

ります農林漁業関係の団体に対する金融上の便益

を供与することを第一義的使命とするということ

になりますと、そのこと 자체がもう難しくなつて

くる。ですから、農林中金はいつまでも今までのよう第一義的な性格はこうなんだ、それを維持するのはどうだといつても、現実問題というのはなかなかそうはいかなくなるんじやないかという感じがいたします。

実態につきましても、私いろいろ問題があるとしても、とにかく考え方として金融自由化というものをどういうふうに理解しておられるか。その中でもつてここで言つてはいるように基本的性格を維持しながらいくんだということを貫き通す自信があるかないか。それはいかがでしよう。

○政府委員(後藤康夫君) 確かに金融自由化が進展いたしまりますと、金利も自由化されてまいりますだけではございませんで、例えば金融と証券と申しますか、を初めとしまして、いろいろな業界間の垣根もだんだんなくなってくる。そういう中で、金融上の競争が激しくなつてくるということで、同時に中央金庫の専門的な金融機関としての役割を果たしてまいります上でのいろいろな困難なり、あるいはまたそういう事態に対する適応努力を迫られるだろうということにつきましては、山田先生の御質問になつておられるお氣持ちは私どももわかるわけでござりますけれども、先ほども申し上げましたように、農林水の協同組合的な団体の全国レベルの金融機関であるという重要な役割というのは、私どもとしてもぜひ維持してもらいたいというふうに考へているわけでござります。

さらに農林中央金庫は二十兆円を超えるような相当大きな資金規模を持つ金融機関でございまので、国民経済の健全な発展に寄与するといふので、国民経済の健全な発展に寄与するといふ公共的な責務も負っておりますし、また系統の最終的な資金調整の観点から、系統資金と外部経済との接点としての機能を持つている。かつては資金が不足していた場合には、国庫を通じて外部から農林漁業に資金を取り込んだり、現在は御案内のような資金事情でございますので、むしろ系統の中での需要にこたえまして、残った資金という

ものをいわば効率的に運用して、系統団体にその利益というものをいろいろな形で還元していくとするのはどうだといつても、現実問題というのはなかなかそうはいかなくなるんじやないかという感じがいたします。

実態につきましても、私いろいろ問題があるとしても、とにかく考え方として金融自由化というものをどういうふうに理解しておられるか。その中でもつてここで言つてはいるように基本的性格を維持しながらいくんだということを貫き通す自信があるかないか。それはいかがでしよう。

○政府委員(後藤康夫君) 確かに金融自由化が進展いたしまりますと、金利も自由化されてまざまでも所要の見直しを加えて、必要な業務機能の整備とか充実を図るということをあわせて御提案を申し上げておるわけでござります。もちろんこういった改正をした後におきましても、農林中央金庫としていろいろな経営努力を払つておられたくということは必要であろうと思ひますけれども、私どもとしましては、先ほど申し上げましたような使命を十分達成してもらいたいということを農林中央金庫に対して期待いたしておるわけでございます。

○山田謙君 私は、この提案理由に書いてあることは間違いないし、このとおりだと思うし、ぜひそうあってもらいたいと思うんですね。ですけれども、先ほどの金融自由化というふうな事態が、そのスピードはどうなるかわかりませんけれども、それが将来の方向として出されているからには、その中でこの使命を貫くということはなかなか難しくなつてくるんじやないかという気がしてならないわけです。じゃ、おまえ、どうすりやいんだと言えば、私も名乗ないけれども、例えまあここれはちょっと違いますけれども、生協というものがありますね。いろいろ物を売つたりしていきます。私もかつて生協の理事長をやつておいたからわかるんですけれども、協同組合原則というふうなものはもちろんあるんです。協同組合の精神となるのがありますね。そんな甘つちよろいことを言ってたら、現在のスーパーあたりがどんどん出てくれはみんなつぶれちゃうんですよ。だから、理想としてはわかりますけれども、現

実問題としてそれに対抗して打ち勝つていかなきやいけないということは、これは相當に努力が必要になってくる。場合によつては小さな協同組合が合併するとか、そういうことを実際にやらざりますように、今回の法改正では単に民間法人化を図る。そのための規制緩和ということだけに過ぎますので、そういうたた使命を十分果たしておられますように、今回の法改正では單に民間法人化を図る。そのための規制緩和ということだけに過ぎませんで、そいつた競争関係が非常に激化しておる、あるいはまた金融の業務というのも非常に多面的、多角的になつてきておりますので、この際、農林中央金庫の業務規定につきまして所要の見直しを加えて、必要な業務機能の整備とか充実を図るということをあわせて御提案を申し上げておるわけでござります。もちろんこういった改正をした後におきましても、農林中央金庫としていろいろな経営努力を払つておられたくということは必要であろうと思ひますけれども、私どもとしましては、先ほど申し上げましたような使命を十分達成してもらいたいということを農林中央金庫に対して期待いたしておるわけでございます。

○政府委員(後藤康夫君) 御指摘のとおり、金融自由化が進展してまいりますと、利ざやの縮小でござりますとか、あるいはいろいろシェアの競争がななつかしてくるわけですが、もう一回聞かしてください。

○政府委員(後藤康夫君) 御指摘のとおり、金融自由化が進展してまいりますと、利ざやの縮小でござりますとか、あるいはいろいろシェアの競争がななつかしてくるわけですが、もう一回聞かしてください。

○山田謙君 私は、このとおりだと思うし、ぜひそうあってもらいたいと思うんですね。ですけれども、先ほどの金融自由化というふうな事態が、そのスピードはどうなるかわかりませんけれども、それが将来の方向として出されているからには、その中でこの使命を貫くことはなかなか難しいなうなことだといふうに私は非常に厳しくなつてしまりますし、組合的な組織におきまして、経営の効率化あるいは競争力を十分につけるための努力ということについては今まで以上の努力を傾けてまいる必要があるだろうというふうに私どもも考えております。

そういう意味で、協同組合系統の信用事業に限らず、にも言えることでござりますけれども、協同組合系統の經營というものにつきましても御指摘のような一段の努力が必要だらうというふうに私は、その中でこの使命を貫くことはなかなか難しいなうなことだといふうに私は非常に厳しくなつてしまりますし、組合的な組織におきまして、経営の効率化あるいは競争力を十分につけるための努力ということについては今まで以上の努力を傾けてまいる必要があるだろうというふうに私どもも考えております。

○山田謙君 まだ、一つの方針として、補助から融資へというふうな農政の方向がかなりはつきりと出できているときに、そういう農政の一つの拠点として農林中金を活用していくといふうなことがどうしても必要になつてくると思うんです。そうすると、ある程度政策的なものを農林中金を仲介させてそれを通じてやつていくといふうなことが非常にいいと思うんですけども、現

し、運営が大変だということになると思うんですね。そういうことについて、参考人として、これからこういう方針でこういう考え方でやっていくんだというような決意のほどをお伺いしたいと思うんです。

○参考人（森本修君） 御指摘のよう、私ども農林中央金庫を初め系統金融機関、非常に厳しい金融環境の中でやっていかなければならぬということございまして、改めて身を引き締めてその運営の強化を図っていきたいと思っております。

話がございますようにいろんな役割を背負つておりますが、一つは系統信用事業、つまり単協なりあるいは県の連合会なり、そういう金融事業の体制の整備あるいは機能の強化、運営全般について支援をしていくことがございます。

して、系統組合間の資金を調整する。それから貸出業務等を補完する、あるいは系統団体のいろんな金融上のニーズにこたえていくというような役割がございます。さらに、最近におきましては、御案内のように、系統の内部におきます資金がかなり潤沢になつてしまいまして、それを調整いたしました帳じりといいますか、それを外部の金融市场との間に接点として活動をしていく。端的に言えば、資金の運用を効率的にやっていく。おおよそこういった三つの役割を果たしていくかなぎやなぬということござります。

で、何といましても、先ほどお話をございましたように、私ども農林中央金庫としては、他の金融機関との激しい競争に耐えていかなければならぬということになりますから、できるだけ他の金融機関との競争条件において劣らないようにしていきたい。それには私ども自身いろんな機能を強化していくという努力も必要であります、また先生御指摘のように、行政の分野におかれましては、規制の緩和といいますか、業務、機能の付与といいますか、そういう面についても十分御配慮いただきたいということを從来から要請してまいつ

たわけであります。その要請が大部分今回の法律改正によって実現するというようなことになつております。

○政府委員(後藤康夫君) 一言で申せば、一つは金融自由化というものが進展してまいってきております中で、今まで農林中央金庫法の中で、他の一般金融機関、銀行等に比べまして、向こうはできないことのあるけれども農林中央金庫では法律上できないこと

今お尋ねの点は、恐らく一般金融機関の業務と比べて、それでは改正後の農林中央金庫法で認められる業務というもののとの間にはどの程度差があるのか、こういうことであろうかと思います。その点につきまして業務自体を比較いたしますと

務、あるいはまたやれるといったとしても、当然  
農林中央金庫の性格からいたしまして、相手方に  
制限がございますけれども、その制限といふもの  
が最近の金融事情からいたしましてなかなか合わ  
ない、例えて申しますと貸し付けを行つてあるもの  
の対してこれの業務ができるというようなも  
規定がございましても、実際の金融実務としては  
貸し付けをまだ現にやつていなければども、むしろ  
債務保証でござりますとか、そういうものにつ  
いては、まずそういうことをやりながら、その後  
で貸し付けをしていくというようなケースも非常  
にふえているわけでございまして、そういう意味で  
での相手方の拡大というようなものも含めまして  
て、他の金融機関と業務の機能という点において  
劣後しないと言いますか、そういう業務機能の整  
備を図つてほしいという御要請が非常にございま  
す。この点につきまして一つ一つ検討いたし、ま

銀行と比べてみますと、銀行が行い得る業務のうち定期積み金の受け入れ、それから信託業務、それから金銭の収納その他金銭に係る事務の取り扱い一般、こういったものは、農林中央金庫においてはなし得ないというふうになつておるわけでござります。しかる銀行は定期積み金は抑制的に取り扱われているところでござりますし、それから信託業務につきましては、信託分離政策というものがずっととられておりまして、信託銀行についてのみ認められているということになつておりますので、金銭の収納につきましては、農林中央金庫は株式の払込金等の取り扱いでござりますとか、あるいは公益事業法人の業務代理というようなことで行い得る部分が多いわけでござりますので、実態的に差は改正後においてはほとんどないといふうにお考えいただいてよろしいかと思います。

ただ、先ほど申し上げましたような所属団体へ

た共管の大蔵省とも協議いたしまして、他業態の調整も図って、今回御提案申し上げているような業務規定の改正をいたしたいということでお願いを申し上げておるわけでござります。

の金融上の便益の供与を第一義的な使命にしてい  
るということにござりますので、業務機能としてい  
は銀行と大差のない機能を備えておりますけれども、  
その相手方につきまして制限があるということにおきま  
しては、銀行とそこが大きく違うわけでございま  
して、広く一般大衆を相手にできる

違うのだというところがまだかなりあるかとも思うのですが、それはたくさんあるかと思いますが、主なところはどんなことですか、民間法人とは違うという点ですね。

この点は、他方におきまして、そういうふた特殊  
生に基づきまして要本質等の発行が思つゝござ  
る。

のは、先ほんと申し上げましたか、三条件を満たしてお  
り、それで設立された単一の法人という意味での特  
殊な性格、専門的な性格というのは変わらないわ  
けでござります。

第八部 農林水產委員會會議錄第十號

ういうものを総合的に勘案いたしますと、銀行との実態的なバランスというものは、まあまあされる状態になっているのではないかといふに考えておるところでございます。

○山田謙君 さつきもちょっと触れましたように、いろんな専門的な金融機関があるし、その中の一つ農林中金だと思うのですね。だから金融自由化になつてきますと、なかなかそういう特殊性を生かしていくことが非常に難しくなるということは何回も申し上げているとおりであります。ですから、今度の法改正によつても、今局長が言われたように、まだまだ例えれば税法上の優遇措置とかある。片方ではある程度まだ制約が金庫の性格上残ざるを得ないというふうなものがある。両方バランスとつて、大体普通の金融機関と一緒に競争していくけるというふうなことになるんじゃないかと思うのです。

そこで、私はここで少しく金庫の運営の実態に触れていきたいと思うのですけれども、実態を見て非常に気になりますのは、いわゆる預貸率の問題ですね。この預貸率がどうなつてゐるか、こういうことなんですか。この点はどうですか。

○政府委員(後藤康夫君) 農林中央金庫の預貸率は、昭和六年三月末現在で見ますと、貸出金残高が九兆四百十八億円、預金残高が十五兆六千三百二十三億円ということです。この比率としては五七・八%というふうに相なつております。

○山田謙君 普通の一般の金融機関はどのくらいになっているんですか、平均して。

○政府委員(後藤康夫君) ちょっと手元に数字を持ち合わせておりませんが、一般的の金融機関に比べまして預貸率は低い状態になつてゐるといふに認識しております。

○山田謙君 金融機関というのは、とにかく人から金を預かってそれを利子を取つて貸して、その差額で運営していくというのが基本でしようか、預貸率が低ければそれだけ経営は苦しくなる

と思うんですね。どうしてそんなに低いのか。恐らく一般的の金融機関は八〇%くらいのところに低いかと思つんではすけれども、こういう五〇%台というふうに、労働金庫なんか非常に低くて困つてゐるようですが、どうしてそんな低いのか、その原因は那辺にあるかということがありますね。どうですか。

○政府委員(後藤康夫君) その一つは、御案内のような農林水産業をめぐります環境条件が近年非常に厳しくなつてきておりますので、構成をしております農協でございますとか、漁協でございますとかいうふうなところの組合員の方々の投資意欲というものが一般的に非常に慎重であるというような状況が一方でございますし、農協、信連の資金事情が非常に近年潤沢になつてしまつておりまして、農林中央金庫に対しまず借り入れ依存度と申しますか、こういうものが急速に今低下してまいつておるということの結果であるというふうに認識をいたしております。

○山田謙君 資金が潤沢というといかにも聞こえはいいけれども、要するにお金がダブついて困っていますということなんであつて、さつきから聞いてみると、えらい潤沢、潤沢といって喜んでおられるけれども、これは喜ぶべき現象じやないと思ふんですね。だから、極端な話、銀行に金なんかない方がむしろいいと思うんです、僕は。

○政府委員(後藤康夫君) この資料を見ましても、五十年から五十九年までのその状況がずっと出ておりますけれども、貸出金はどんどん減つてゐる。そのまた内訳を見るところ、これはまた問題かと思いますけれども、所属団体の方がどんどん減つてゐるわけですね。そのかわり関連産業の方が、大きく変わつてはいませんけれども、非常に大きな数字を占めて、三六%

うな数字になつております。

これは先ほど申し上げましたような資金事情の状況を見ましても、五十年から五十九年までのそれは三段階で構成されておりますわけでございますが、そのいわば資金の収支のしりが集中して農林中央金庫にあらわれると、こういう形になるわけでございまして、業務運営としては、

あくまでもこれは制度的にもそうでございますし、それから農林中央金庫当局としても、所属団体に対します貸し出しというものを最優先にいたしておりますわけでございますが、確かに所属団体について見ますと、五十九年度末での貸し出しが一兆三千五百七十億円といふことで、五十年度末に比べまして増加は千八百五億円という程度にとどまっておりまして、所属団体以外のものへの貸し出しが五十九年度末において七兆六千八百四十八億円といふことで、五十年度末に比べまして五兆六千九百五十億円の増加というふうになつておるのと、数字としては、かなり大きな対比を示すような数字になつております。

○山田謙君 今言われましたように、いろいろの資金の事情あるいは所属団体の実情というふうなものから考えていてなかなか借り手があえない。それに比べて関連産業の方はかなり多くありますと、こういうことで、そつかりろ借りろといつてもなかなか借り手がなければ、それは無理だと思いますけれども、この辺はその内訳をもつともつと詳しく分析する必要があると思いますが、時間もありませんからこの辺でやめておきます。とともに余りにも余りにも所属団体の方が関連産業に比べて少な過ぎるということについてひとつ分配していただきたい。そうしなきや本当に言つてゐることと、やつていることが違うじゃないかということを言われてもしょうがないと思うんです。その難しさがあると思うけれども、努力して頑張つていただきたいと、こういふふうに思います。

そうしますと、先ほどからずっと言つております構成団体に対して便益を供与することを第一義的に考へるどつておられるけれども、実態を見ますと、関連産業、これは恐らく員外の人だと思

うけれども、こういう員外の利用が物すごく多いという状況、ずっとそういう傾向をたどつてきてゐるようなんですね。そうすると、何のことはない、農林中金は関連産業の方に一生懸命になつて奉仕しているんじやないか、こういうことになるわけです。その辺はどうですか。

○政府委員(後藤康夫君) 先ほど申し上げました

ような資金事情によりまして、系統の信用事業と金庫の業務の実態になつておるわけでございまして、まず第一に、この三段階で構成されておりますが、そのいわば資金の収支のしりが集中して農林中央金庫にあらわれると、こういう形になるわけでございまして、業務運営としては、

あくまでもこれは制度的にもそうでございますし、それから農林中央金庫当局としても、所属団体に対します貸し出しというものを最優先にいたしておりますわけでございますが、確かに所属団体に金庫の業務の実態になつておるわけでございます。業務運営の基本的な姿勢なりあるいはまた制度といたしましては、所属団体を最優先するということではござりますけれども、現在の資金事情からそのような運営の実態になつておるというふうに御理解をいただきたいと思うわけでございます。

○山田謙君 今言われましたように、いろいろの資金の事情あるいは所属団体の実情というふうなものから考えていてなかなか借り手があえない。それに比べて関連産業の方はかなり多くありますと、こういうことで、そつかりろ借りろといつてもなかなか借り手がなければ、それは無理だと思いますけれども、この辺はその内訳をもつともつと詳しく分析する必要があると思いますが、時間もありませんからこの辺でやめておきます。とともに余りにも余りにも所属団体の方が関連産業に比べて少な過ぎるということについてひとつ分配していただきたい。そうしなきや本当に言つてゐることと、やつていることが違うじゃないかということを言われてもしょうがないと思うんです。その難しさがあると思うけれども、努力して頑張つていただきたいと、こういふふうに思います。

時間になりましたから、最後に一つ二つ聞いておきたい。

最近の農協の信用について。青年たちが非常に農協離れしている、農協を利用する青年が非常に

減っているという事実があるようですね。年寄りになるほどこの農協を利用している。こういう実情にあります。それから農協はほかのところよりも利息が高いとかあるいはその他の優遇制度があるわけすけれども、こういうことについてアンケートの結果なんか見ますと、二十代の人といふのは極端に知らない、あるいは利用してない、この事務所にだって一回も行ったことがないというふうな青年が毎年ふえていくつているわけですね。こういうことになりますと、今の金庫の一一番下の大手な構成団体であります農協がますます衰微していくんじやないか、特にその信用の問題について。若い人たちは格好いい市中銀行かなんかへ金預けちゃう、あるいは社内預金に回してしまうというふうな傾向が非常にありありと出ている数字がありますけれども、そういう状況をどう認識していらっしゃるか、どうしようとしておられるか、そこら辺をお聞きしたいと思うんです。

○政府委員(後藤康夫君) 御指摘のようない人が農協離れをしているということは、私どもも、また系統組織自体におかれまして、最近大きな問題であるというふうに認識いたしているところでございます。

確かにアンケート調査などを見て、若い人ほどとも農協になじみが薄くなってくるという傾向はうかがわれるわけでございまして、特に、非農業部門に就業している農家子弟などの若年層の農協離れが進んでおりますし、農業者の方々の中にも金利選好の高まりとともに、一般の市中銀行とか郵便局などが農家に積極的に接近を試みていているということ等があります。

こういった事態につきまして、昨年の十月の全国農協大会でもいろいろな議論が行われまして、そこで決定をされました経営刷新方策なり、あるいはまた生活活動基本方針というようなものの中

で、若年層の農協離れにつきまして、青年部とか婦人部とか、あるいは生活・文化組織などの育成強化を図っていく。それからまた、これは行政で特に指導しているわけではないわけでございます。

けれども、一般的に一戸一組合員制ということが全国的に、一部例外がござりますけれども、行われております。これが若者の農協離れというものは、よく父親の方は稻作をやり息子さんが畜産とか果樹をやつてあるといふような農家があるわけすけれども、二人とも農業者であり、そして農協をよく利用しているんだけれども、どうも一戸に選挙権を持った人が二人いるのは何となく不公平だみたいな感じがありましてやつておられましたけれども、そういうことも必要に応じて見直していく。それからまた、いろいろ農協の事業の有利性に対するP.R.、それからまた各種のローンを開発し普及していくようなことを通じて、農家を、若い人も含めて、しっかりとまえていくための運動を開展しなければいけないという方向が打ち出されておりまして、私どももそういった努力がこれからますます必要ではないかといふふうに感じております。

○山田謙君 時間になりましたから、最後に一つだけちょっと変わった問題を聞いておきたいと思うんです。

最近の学者なんかによつては農協がいわば地域独占みたいなつまりA村の人はAの農協に入る、B村の人はBの農協へと、こういうふうなことに限られるから、農協間のいろんな競争がなってきています。むしろB村の人でもAの農協へ入れるとかAの人でもBの農協の方がいいと思えばそつちへ行けるとか、こういうふうにした方が農協がお互いに競争して一生懸命やるようになります。そのため私はまた郵便局でございますと、今もお話し申し上げましたように、総合農協同士の競争は仮にないといつても、銀行でございますとか、いろいろな流通業者でございますとか、あるいはまた郵便局でございますとか、そういう他業態との競争ということ是非常に激しいことをねらいにしてどんどん総合農協の地区を重複させていくべきではないかという必要性を感じております。

○政府委員(後藤康夫君) この問題、近年、時たまお尋ねのある問題でございますが、総合農協、信用事業を行つております農協の設立につきまして、特に法令上ゾーニングの規制といいますか、

地区が重複するような農協をつくってはいけないという規制が法令上あるわけではないわけでござりますけれども、一つは総合農協ということにな

りますと、農村地域の中核になる協同組合として

重要な位置づけを持つておりますので、事業なり

についてありますけれども、ここでは政府の出資

を

—よく父親の方は稻作をやり息子さんが畜産

を

とか

—よく父親の方は稻作をやり息子さんが畜産

を

とか

&lt;p



だきますと、産業組合法の条文というのが中で生かされているわけでございます。

(理事北修二君退席、委員長着席)

産業組合法の条文といふのが現在生かされている、  
そういうことも、ちょっと私は不思議な感じがする  
んでありますけれども、これは法律上のあれがない  
いろいろあるんでありますよ。この産業組合法の  
条文、第八条だつたですね、かなりずっと羅列さ  
れておる。これが残つております理由については  
どういうふうに御説明いただけるでしょうか。  
○政府委員(後藤康夫君) 農林中央金庫に関しま  
す法制度につきましては、長い歴史の変遷をた  
どつてきましたわけでござりますけれども、法人の運  
営に關しましては引き続いて産業組合法の規定を  
準用してまいりつてきただのでござります。

は働くかなくなっている法律でござりますけれども、この長い歴史の中で産業組合法の規定の準用によりまして農林中央金庫が長年にわたって特段の支障がなく運営が行われてきたということが、一つ実態的な問題としてございまして、この特に定着した産業組合法の規定の準用を改めるという実態的な必要性に乏しいということが一つ。もう一つは、もともと産業組合法自体は協同組合原則を基礎とした制度でございますので、特殊合意の生じる時によつて、うなづいて、二十つも

法人的な性格を持たないものでござりまする。今回の民間法人化に際しても十分整合性を保ち得るというふうに判断いたしましたのと、実はもう一つ、法技術的にもこの点は法制局ともいろいろ御相談を申し上げるような性格の問題でございますけれども、前通常国会におきまして制度改正を行いました商工組合中央金庫法におきましても、引き続き産業組合法を準用するということで法案を提出いたし、既に成立を見ているというようなことがございまして、その運用を継続することにいたしておりますのでござります。

ただ、条文を仔細にお読みいただくとおわかりいただけると思いますけれども、今回、民間法人化ということになりましたので、いわば法人につ

いての基本的な事項、定款記載事項でございますとか、あるいはまた名称の使用制限、農林中央金庫以外の者が農林中央金庫という名称を用いてはならないとか、そういった法人としての基本的な事項に関する規定につきましては、これまでの産業組合法の準用ということではなくて、農林中央金庫法の中に明文の規定を新設する、そういうことによりまして多少農林中央金庫法をお読みいただく場合にわかりやすくなる、そしてまた民間法人化した後の農林中央金庫の基本的な性格というものも、準用規定をえて繰りなくとも本法の中に規定しているというような改善は加えたつもりでございます。

○福村稔夫君 今まで古い法律の一部を生かしてきて別段それで支障もなかつたということ、それから商工中金のときにもこれは織り込まれていてるので、そういう意味では横並びできたということ、そしてその中の一部のものについては新しい時代に即するように変えましたと、大体こういう意味の答弁だつたと思うんですね。

私は、ここにこういうふうなのを持つてきました。これは古色蒼然たるものなんですが、産業組合法が引用されているものですから、産業組合法とはどんなものだらうと思って見ると、こういう古色蒼然としたものを見なきやならぬわけですね。そしてその中を開いてみると、私は旧制の最後の方でございますからどうやら読めるんでございますけれども、今の新しい人ですとどうか。私も字を拾つてみてびっくりしたんです、びっくりというよりも改めて感心した、うなつたんです。例えば権利の権、関するの關とか、承継の繼とか、負担の擔であるとか、総会の總もそうですし、それから欠けるの缺もそうです。手続の續、弁済の辨、あるいは予告の豫にして、変更の變にしても、そういうような形で、新しい人だつたら読めないだろう、場合によつては、そういう文字も随分並んでいるわけです。表現も片仮名で、もちろん仮名遣いも昔の仮名遣いですから、何といううんでしょうか、今の近代的な感覚には全くそぐわない、

いての基本的な事項、定款記載事項でございますとか、あるいはまた名称の使用制限、農林中央金庫以外の者が農林中央金庫という名称を用いてはならないとか、そういった法人としての基本的な事項に関する規定につきましては、これまでの産業組合法の準用ということではなくて、農林中央金庫法の中に明文の規定を新設する、そういうことによりまして多少農林中央金庫法をお読みいただいた場合にわかりやすくなる、そしてまた民間法人化した後の農林中央金庫の基本的な性格というものも、準用規定をあえて繰らなくても本法の中に規定しているというような改善は加えたつもりでございます。

○稻村稔夫君 今まで古い法律の一部を生かしてきて別段それで支障もなかつたということ、それから商工中央金のときにもこれは織り込まれているので、そういう意味では横並びできたということ、そしてその中の一部のものについては新しい時代に即するように変えましたと、大体こういう意味の答弁だったと思うんですね。

私は、ここにこういうふうのを持ってきました。これは古色蒼然たるものなんですが、産業組合法が引用されているものですから、産業組合法とはどんなものだろうと思って見ると、こういう古色蒼然としたものを見なきやならぬわけですね。そしてその中を開いてみますと、私は旧制の最後の方でございますからどうやら読めるんでござい

はいかれこの告白用で

そういうものである。法の精神とかなんとかといふものは私は大事だと思うんですよ。だから、その精神をないがしろにしろと言つていいのではなく、その精神に基づいて今ここで中央金庫法といふのを今の時代のあれに合わせて変えていく、そういうことなんでありますから、そういうときには、私は文言とかそういう細かいことにとらわれることが必要なんじゃないかと思いますね。私は、左し支えなかつたからとか、あるいはよそがそうしていたからうちもというふうな、言つてみれば、考え方を生かして新しい法律の文章にされるといふことが必要なんじゃないかと思いますね。私は、積極的な展開していただきたかった。そういうわけであります。今後何か機会があったときはそういうことをお考いいただけますか。

(政府委員(後藤康夫君) 板倉名の法律であり、いろいろ年を経ることに読みにくいものになつてくという御指摘は、確かに御指摘のとおりだろと思ひますけれども、もう一つ、先ほど申し上げませんでしたけれども、法律と申しますのは、まことにだけ短く簡潔に書くという原則がございまして、準用ということは一つの法技術として必ずして、法を成す場合にとられる手法でございま

---

そういう意味合いからいたしますと、現時点で今後機会を見て何か別の規定の仕方を工夫できな  
いかというお尋ねにつきましては、お尋ねのお気  
持ちは非常によくわかるんでござりますけれども、  
も、今の法律というものの書き方のいろいろな基  
本原則といつようなもの、それからまた農林中央  
金庫につきまして先ほどとただいま申し上げまし  
たことを考えますと、積極的なお答えと申します  
か、そういう方向で検討いたしますということは  
なかなか申し上げにくいというのが私の偽らざる  
ところでございます。

○福村稔夫君 一応偽らざるお気持ちをお聞かせ  
いただきましたが、私も偽らざる気持ちを申し上  
げますと、産業組合の果たしてきた役割は大きく  
評価できるものがあります。しかしその産業組合  
のあれには、大きなプラスを果たしてきた面とそ  
れからマイナスの面として評価しなければならな  
い面と、これは両方あるわけでありまして、その  
ことが、戦後の組合、新しい農協というものに発  
展してきた一つのまた理由にもなるわけでありま  
して、ということがありますだけに、そのまま引  
き継いでいる部分があるということについて私は  
疑義を抱いておりますので、そのところは局長  
ひとつ、今ここでこの問題を取り上げて、この法  
案に対してもそのことで賛成とか反対とかというこ  
とにはなりませんが、今後の問題として、これは  
多分これから先、私が農林水産委員会に所属して  
いて同じようなことが議論になるときには必ず出  
てくるであろう、こんなふうに思いますので、心  
に置いておいていただきたいと思います。

次に業務についてちょっと伺いたいと思いま  
す。

「貸付又ハ手形ノ割引」を認める者のうち、第十  
四条ノ三の二の二で「経済社会ノ発展ヲ図ル見地  
ヨリ貸付ヲ為スコトガ適切ト認メラルル法人」、  
こういうふうに、これは農林省令で定めるという  
ことになつておりますけれども、これは関連産業  
ということに限定されているということで理解を  
してよろしいんですか。

○政府委員(後藤康夫君) このお尋ねの法人につきましては、経済社会の発展を図る見地から農林中央金庫が貸し出しを行うことが適切と認められる法人、私ども俗称特別貸出法人といふような呼び方で呼んでおりますが、これは農林中央金庫法の施行規則の第四条の三に列挙いたしておりますような地方公共団体、公社、公團、電力会社等の公益事業法人等を指しておるものでございます。

○稻村稔夫君 そして、今度の改正法では証券業者に対して貸し付けが行われる、こういうことに

なるわけであります。これは何か問題点はございませんか。

○政府委員(後藤康夫君) この証券会社への貸し付けにつきましては、農林中央金庫から特に御要望がありまして改正の中に織り込んだ点でござりますが、農林中央金庫が証券会社を通じまして農林債券の販売を行っておりますけれども、これで円滑に進める観点から、証券会社が農林中央金庫から農林債券を仕入れて販売をいたします間の在庫資金等の当座の運転資金の借入需要にこたえて、改正後のこの規定の運用に当たりましては、証券業者に無限定、無制限に貸し付けを行ふということではなくて、貸し付け対象者を農林債券の募集の委託を受けた証券業者または新たに発行されます農林債券を売り出しの目的をもつて取得した証券業者に限りまして、貸し付けも短期貸し付けに限定をするというようなことで指導してまい

る考へでございます。

○稻村稔夫君 そうすると、これは証券業者を加えたけれどもこの貸し付けについては制限をいたします。それは、今お話しのあれでは、農林債券の取り扱いをやる証券業者、そしてそれは短期に限る、こういうことだということですね。それでは次に、農林債券または国債等の所有者

○政府委員(後藤康夫君) これは農林中央金庫の

農林債券や国債等の所有者に対する貸し付けの問題でございますけれども、農林債券を所有している者あるいは農林中央金庫の国債等の窓口販売

あるいはディーリング等の業務の相手方になつて、国債等を現に所有している方、こういう方たちが一時的な資金需要を生じました場合に、中途解約をするあるいはまたその債券を売るというこ

とが時期によりまして非常に不利になる場合がございますので、そういう場合に一時的な資金需

要を生じましたときに、むしろ中途解約にかえま

してその債券を担保とする貸し付けで対応すると

いうことの方が、農林債券や国債等の販売業務等の円滑化に資するという観点で認めるにいたしましたいと考えておるものでございます。したがい

まして、これは農林債券とか国債等の販売業務に付随して行う業務でございますし、債券の販売と申しますのは相手方の制限が本来ない性格のものでございますので、貸し付けの相手方としては確かに制限がないとは言えないと思います。しかし、そういうこともござりますので、運用上はこの同一人に対します貸し付け限度額というようなものを設けまして、こういった貸し付けが不當に拡大しないよう指導したいというふうに考えておるところでございます。

なお、商工組合中央金庫法におきましても、農林中央金庫法と同様に、国債または農林債券の所有者に対する貸し付けということでございますので、当然のことながら相手方の制限はないものとして法律上規定されておるところでございます。

○稻村稔夫君 そうしますと、農林債券あるいは国債、これは中金から国債を買った者ということになるわけですか。

そうすると、その所有者に対する貸し付けをす

る。それには貸し付けの限度額というのを運用の中では考えていく、こういうお話をなんですか

れるわけですか。

○稻村稔夫君 そうしますと、農林債券あるいは

国債、これは中金から国債を買った者といふこと

になるわけですか。

そうすると、その所有者に対する貸し付けをす

る。それには貸し付けの限度額といふのを運用の

ところで果たしてきた役割といふのがあろうと

思いますが、しかし、かなり設立時と今日とでは

つくづくいくということが新たな一つの使命じや

ないか、これから特に必要なことじやないかとい

うふうに考えます。

いろいろと今までの山田委員との間に交わされ

た議論を伺い、あるいは私も若干今法案の内容等について伺いながら、なおすとんとこないものが

ございます。それはなぜ今法律を改正しなければ

ならないか、そういうことについてもでございま

す。農林中央金庫がこれまで果たしてきた役割と

いうものは一体どのようなものであつたんだろう

か。これは設立のとき、大正時代にさかのばつて、

通しというのは今後農林中金といふものはどうい

うふうになつていつたらいいと思つてゐるかとい

うことでございます。そういうことを含めまして

あるいはディーリング等の業務の相手方になつて、定期預金をいたします。そのかわりに貸し付

けをいろいろと受けますというのと構図としては似たことができるになりますか。債券を買います、債券を買ってそれで今度は貸し付けを受ける、こういうことができるんですか。

○政府委員(後藤康夫君) そういうことは可能でございます。

○稻村稔夫君 そうすると、ここ部分では、農林水産関係の者とそれから公益法人といふんですか、そういうものという制限はここ部分では外れるわけですね。

○政府委員(後藤康夫君) はい、そのとおりでございます。

○稻村稔夫君 時間の方が経過しておりますので、内容についてのことはこの程度にさしていただきまして、大臣もお見えになりましたので、少し基本的なお考えについていろいろとお伺いをしたいというふうに思つております。

いろいろと今までの山田委員との間に交わされ

た議論を伺い、あるいは私も若干今法案の内容等について伺いながら、なおすとんとこないものが

ございます。それはなぜ今法律を改正しなければ

ならないか、そういうことについてもでございま

す。農林中央金庫がこれまで果たしてきた役割と

いうものは一体どのようなものであつたんだろう

か。これは設立のとき、大正時代にさかのばつて、

うふうに考えます。

○稻村稔夫君 それでは設立をされた當時の農林中央金庫といふのは、どういう役割を果たすため

に設立をされたというふうにお考へになつてしま

うふうに考えます。

○政府委員(後藤康夫君) 大正十二年に産業組合

中央金庫として設立されまして以来、基本的な性格といふものは維持されているというふうに私ども理解いたしておりますけれども、具体的な業務運営なり機能といふことになりますと、設立当初は所属団体の資金が総じて不足いたしております

たし、そして資金需要の方がむしろ旺盛であった

ということから、主として所属団体間の資金の地域的、季節的な調整、それからまた外部経済から

の資金調達による所属団体への供給というような

ものが主な役割になつておりましたし、そういうこともございまして、発足当初は政府出資ということでいわゆる特殊法人としてスタートしたという経過があるわけでございます。

しかし、先ほど来申し上げておりますように、現在では所属団体の資金の著しい充実ということがございまして、農林中央金庫への借り入れの依存度が低下していることから、本来の所屬団体への金融上の便益の供与をいたしました後におきましても、系統全体の資金の取支じりというものが農林中央金庫の段階で集約され、それが資金としては余裕が出てくるという状況になつてまいつておりますので、外部経済との接点に立ちまして、系統資金の効率的な運用を図り、その収益を所属団体に還元していく、あるいはまた、そういった収益というものを元にしまして要綱融資というような役割が実態的にはウエートを増してきているというふうな形で系統独自の低利の資金の供給を行うというようなことも含めまして、そいつた外部経済との接点に立つた資金の効率的な運用というような役割が実態的にはウエートを増してきているとふうに認識をいたしております。

○福村稔夫君 私は、業務運営上の変化ということが非常に不満があるんですよ。といいますのは、そもそも農林中央金庫というのは、産業組合運動の中で資金需要が必要だということで中央の金庫が設立された、そういう経緯があるわけですから、そうすると、これは産業組合といふものとの関係で物を考えなければならないということになると思うんです。そこで何かとらえられていることに非常に不満があるんですよ。といいますのは、そもそも農林中央金庫といふものは、産業組合運動の中では資金需要が必不可少だということになると思つんでありますけれども、協同組合思想といふものとの関係で物を考えなければならぬということになると思つんであります。

しかし、その協同組合思想そのもの、これは後でまたいろいろ伺いたいというふうに思つておりますけれども、協同組合思想といふものの系譜がどうなものかたどつていつたときに、我が国の産業組合といふのは、そもそもその協同組合の発足といふんでしようかね、まさに自由経済の体制のた

だ中についたイギリスであるとかなんかとは事情が違つておりますし、またそれを引き継いだド

イツともいろいろと違つておきました。そのドイツの中でも大きな流れが二つあった。その大きな流れが二つあつたうちのどちらかといえば、ライ

ファイゼン系と言われる、ユンカースを中心にして、地主を中心とした、農民の零細な出資だけで

はなく、融資であるとかその他外部からの資金

の援助を集めてやるという方向の協同組合、そ

ういう方のものを追求しながら、我が国で

はそういうあれもまだうまくいかないということ

で、言つてみれば、官主導型で、よそから集める分

を政府が金を出してやる、こういう形で出発した

と思うんですね。もう一方のドイツで起つてい

た系列というのは、言つてみれば、経済合理性を

求めながら、構成員の出資を中心にした信用組合

の行き方という形になつた。それを一緒につま

せた形を一時産業組合ではとつてきたと思ひます

けれども、いずれにしても、そうした一つの流れ

として、外國からずっと来て始まつた協同組合思

想の流れを我が國が引き継いで産業組合といふものが政府の主導によって結成された、こういう格

好になつてゐるわけですね。そういう中で、資

金需要の関係でということになつてきました。

その経緯といふものを考えていくと、私は、

ずっと産業組合運動といふのは協同組合思想に基

づいていけはある程度いびつな形をとつてきたと

思うんです。ということは、政府の出資といふもの

の援助、常にそういう形をとつてきていました。

そこで今度、設立当初からそういういびつな形を

いろいろとつけてはいたけれども、いよいよ

資金も潤沢になるという形になつてきて、今やそ

ういう自助の精神にのつとつて、言つてみれば、

ライファイゼン系といふよりもハース系とかいろ

いろ言われているもう一つの信用組合的な、そ

ういう行き方ができるような状況に現在の農村が

なつたというふうに理解しておられるのかどう

か。これは協同組合運動としての観点からの基本

的な問題の一つでありますから、その辺のところ

のお考へを聞きたいと思います。

○政府委員(後藤康夫君) 確かに御指摘のとお

りますので、そこで中金の理事長に伺いたいので

あります。ともかく協同組合思想といふものは中

金の運営の中でも生かされているはずだと思つ

んですね。考え方として、ロッヂデールの先駆者組

合の掲げた精神といふものは、それは国際協同組

合の旗印が七つになつたり六つになつたり、幾つ

にも変化していきますけれども、しかしそのロッ

チデールの考え方というようなもの、協同組合思

想の流れといふものは私ははずつと引き継がれてき

ているというふうに思つんです。

そういう流れの中で、一つの信用組合運動の頂

点として中央金庫の存在といふものがあるわけだ

と思うんです。その辺のところで、現在の運営の

中でどんなふうに協同組合思想といふものは生か

されているというふうにお考へになつていて

しょうか。その辺をちょっとお聞かせいただき

たいと思います。

しかし、たまたまそういう議論になつてしまひ

ましたので、そこで中金の理事長に伺いたいので

あります。ともかく協同組合思想といふものは中

金の運営の中でも生かされているはずだと思つ

んですね。考え方として、ロッヂデールの先駆者組

合の掲げた精神といふものは、それは国際協同組

合の旗印が七つになつたり六つになつたり、幾つ

にも変化していきますけれども、しかしそのロッ

チデールの考え方といふようなもの、協同組合思

想の流れといふものは私ははずつと引き継がれてき

ているというふうに思つんです。

○参考人(森本修君) 先ほど來の質疑を聞いてお

りますので、産業組合中央金庫なり、農林中央金庫

は日本の協同組合を中心とした協同組合に對して

金融上の利便を提供するということでつくられて

おるわけですけれども、組織的には協同組合の全

国連合会といふうことにはなつてないわけであ

ります。そういう意味では、組織、役割は必ずしも協

同組合なり協同組合の連合会と同じであるとい

ふうには從来からも構成されておりませんし、現

在時点においても、そういう全国連をやや超え

た公共的な役割なり使命を負わされた一つの特別

の金融機関である、こういうふうに私は理解して

おるわけであります。ただ、構成員は大部分協同

組合であります。それ以外にも農林漁業団体が

入つておりますが、主たる構成員が協同組合であ

る、そういう団体でありますから、運営に当たつ

てもできる限り協同組合原則を生かしていくとい

うふうなことになつております。

これは協同組合運動としての観点からの基本

的な問題の一つでありますから、その辺のところ

はまた後で時間がとれれば触れたいというふうに

あります。

○福村稔夫君 今の後藤局長の御認識に私は若干

違つてます。そこでまずそのとおりおきまして

、産業組合と戦後の、特に高度経済成長期以後の農

業協同組合といふものとの間には、経営基盤の点

におきまして大きな改善なり変化が見られたとい

うふうに認識をいたしております。

○福村稔夫君 今後の後藤局長の御認識に私は若干

違つてます。それは協同組合思想に基づく信用事業

やつてゐる信用事業、そういうものの性格等につ

いてもいろいろと私は今疑問があつたり問題点が

あるというふうに思つておきます。ですから、單

純に協同組合思想が生かされた形で今發展的につ

いてもいろいろと私は今疑問があつたり問題点が

あるというふうに思つておきます。つまり流れからい

えば少しこういういびつな形であったライファイ

ゼン系のそういうものから新しく本当に経済性、

自助ということをもとにしたそういう協同組合の

方にうまくいきに流れているというふうには必

ずしも言えないと思つていています。その辺のところ

はまた後で時間がとれれば触れたいというふうに

あります。

○参考人(森本修君) まことに

あります。それで、そこで中金の理事長に伺いたいので

あります。ともかく協同組合思想といふものは中

金の運営の中でも生かされているはずだと思つ

んですね。考え方として、ロッヂデールの先駆者組

合の掲げた精神といふものは、それは国際協同組

合の旗印が七つになつたり六つになつたり、幾つ

にも変化していきますけれども、しかしそのロッ

チデールの考え方といふようなもの、協同組合思

想の流れといふものは私ははずつと引き継がれてき

ています。

○参考人(森本修君) まことに

あります。それで、そこで中金の理事長に伺いたいので

あります。ともかく協同組合思想といふものは中

金の運営の中でも生かされているはずだと思つ

んですね。考え方として、ロッヂデールの先駆者組

合の掲げた精神といふものは、それは国際協同組

合の旗印が七つになつたり六つになつたり、幾つ

にも変化していきますけれども、しかしそのロッ

チデールの考え方といふようなもの、協同組合思

想の流れといふものは私ははずつと引き継がれてき

ています。

○参考人(森本修君) まことに

あります。それで、そこで中金の理事長に伺いたいので

あります。ともかく協同組合思想といふものは中

金の運営の中でも生かされているはずだと思つ

んですね。考え方として、ロッヂデールの先駆者組

合の掲げた精神といふものは、それは国際協同組

合の旗印が七つになつたり六つになつたり、幾つ

にも変化していきますけれども、しかしそのロッ

チデールの考え方といふようなもの、協同組合思

想の流れといふものは私ははずつと引き継がれてき

ています。

○参考人(森本修君) まことに

あります。それで、そこで中金の理事長に伺いたいので

あります。ともかく協同組合思想といふものは中

金の運営の中でも生かされているはずだと思つ

んですね。考え方として、ロッヂデールの先駆者組

合の掲げた精神といふものは、それは国際協同組

合の旗印が七つになつたり六つになつたり、幾つ

にも変化していきますけれども、しかしそのロッ

チデールの考え方といふようなもの、協同組合思

想の流れといふものは私ははずつと引き継がれてき

ています。

○参考人(森本修君) まことに

あります。それで、そこで中金の理事長に伺いたいので

あります。ともかく協同組合思想といふものは中

金の運営の中でも生かされているはずだと思つ

んですね。考え方として、ロッヂデールの先駆者組

合の掲げた精神といふものは、それは国際協同組

合の旗印が七つになつたり六つになつたり、幾つ

にも変化していきますけれども、しかしそのロッ

チデールの考え方といふようなもの、協同組合思

想の流れといふものは私ははずつと引き継がれてき

ています。

○参考人(森本修君) まことに

あります。それで、そこで中金の理事長に伺いたいので

あります。ともかく協同組合思想といふものは中

金の運営の中でも生かされているはずだと思つ

んですね。考え方として、ロッヂデールの先駆者組

合の掲げた精神といふものは、それは国際協同組

合の旗印が七つになつたり六つになつたり、幾つ

にも変化していきますけれども、しかしそのロッ

チデールの考え方といふようなもの、協同組合思

想の流れといふものは私ははずつと引き継がれてき

ています。

○参考人(森本修君) まことに

あります。それで、そこで中金の理事長に伺いたいので

あります。ともかく協同組合思想といふものは中

金の運営の中でも生かされているはずだと思つ

んですね。考え方として、ロッヂデールの先駆者組

合の掲げた精神といふものは、それは国際協同組

合の旗印が七つになつたり六つになつたり、幾つ

にも変化していきますけれども、しかしそのロッ

チデールの考え方といふようなもの、協同組合思

想の流れといふものは私ははずつと引き継がれてき

ています。

○参考人(森本修君) まことに

あります。それで、そこで中金の理事長に伺いたいので

あります。ともかく協同組合思想といふものは中

金の運営の中でも生かされているはずだと思つ

んですね。考え方として、ロッヂデールの先駆者組

合の掲げた精神といふものは、それは国際協同組

合の旗印が七つになつたり六つになつたり、幾つ

にも変化していきますけれども、しかしそのロッ

チデールの考え方といふようなもの、協同組合思

想の流れといふものは私ははずつと引き継がれてき

ています。

○参考人(森本修君) まことに

あります。それで、そこで中金の理事長に伺いたいので

あります。ともかく協同組合思想といふものは中

金の運営の中でも生かされているはずだと思つ

んですね。考え方として、ロッヂデールの先駆者組

合の掲げた精神といふものは、それは国際協同組

合の旗印が七つになつたり六つになつたり、幾つ

にも変化していきますけれども、しかしそのロッ

チデールの考え方といふようなもの、協同組合思

想の流れといふものは私ははずつと引き継がれてき

ています。

○参考人(森本修君) まことに

あります。それで、そこで中金の理事長に伺いたいので

あります。ともかく協同組合思想といふものは中

金の運営の中でも生かされているはずだと思つ

んですね。考え方として、ロッヂデールの先駆者組

合の掲げた精神といふものは、それは国際協同組

合の旗印が七つになつたり六つになつたり、幾つ

&lt;p

議決投票等について平等である、また出資の配当は制限されおる。それから利益金の処分についても、単に出資金に対する配当ばかりではなくに利用に応じた配当、私ども特配と言つておりますが、そういうもの。いろんな協同組合の原則がございますが、ほんとうな原則にのつとつふうに思つております。したがいまして、特別の金融機関でありますけれども、そういう意味でございますが、そういった法律上の枠組みが全く協同組合と同じであるかというと、それを超えた要素がありますが、できるだけ協同組合原則のつとつた運営をするよう従来から努めてきたと言つていいと思つております。

○稻村穂夫君 そこで、協同組合と全く同じでないことは私も承知しているわけであります。これがをお伺いいたしますのは、構成員の大半が協同組合であり、そしてまた協同組合運動の中からその必要性が主張され、誕生してきたという歴史的経緯というものもあります。というようなことで、そういう思想が生かされているということだが非常に大事だと思いますので、そのように確認をさせていただいたということが一つと、さらにはそういう協同組合原則にのつとつた運営をしていくままで、今金融自由化と言われる時代を迎えているわけであります。

そこで、こうした金融自由化の波の中で、今後そうした協同組合原則を守つていくということの形で今の農林中金といつものが、ちょっとと適切な言葉が今見つからないでいますが、もっとと発展していくということができるんだろうか。それとも逆に、協同組合原則ということが制約になつて、それで金融自由化の中で大変苦しい競争を強いられるということになつていくのであろうか。その辺はどんなふうにお考えになつていますか。

○参考人(森本修君) 協同組合といいますか、相互金融ということで、できるだけ農林中央金庫の業務が農林漁業の協同組合なりあるいは団体の利

用を中心にしてやっていくということに、制度的  
にそうなつております。  
ただ、先ほど言いましたように、資金等がかなり  
潤沢になつてまいりましたから、協同組合なり  
そういう構成員の資金需要に応じてなおかなり  
余りがあるという状況でありますから、現在はそ  
ういった余裕のある資金は、先ほど言いましたよ  
うな基本的な業務に支障のない限度において必要な  
道に活用するということで、私ども指導監督を  
されてきたというふうに思っております。そうい  
うふうな業務の実態の中で、私どもとしては、俗  
な言葉で言えば、利用していくだく、あるいは取  
引していくだく方々の範囲、それは農林中金の性  
格からいいまして限定されるということは性格上  
やむを得ないと思います。もちろん不必要的限定  
はなるべく外していただいて、できるだけ必要最  
小限度の限定に限つていただくという希望は持つ  
ておりますけれども、基本的には他の金融機関と  
違つておるのはそういう点だと思います。しかし、  
取引ができる相手に対してもういう手段方法を  
もつて取引をしていくか。いわゆる金融機能の面  
におきましては、同じ土俵の中での金融機関と  
競争するわけでありますから、先ほどもちょっと  
お話を申し上げましたけれども、できるだけ均等  
な競争条件のもとで仕事をさせていただきたい  
と、こういうふうに思つております。そうでなければ、  
手段方法が劣つておれば、同じ土俵の中でも  
競争する際に競争に負けるわけでありますから、  
そういうふうなことにならぬようにはぜひお願ひを  
したいというふうに思つておるわけであります。  
そういう意味で今回の法律改正に盛られており  
ます事項、これは私どもとしてはぜひとも実現さ  
していくいただきたいということで從来から要望して  
まいつた次第でございます。

今までいろいろとお伺いしても私は基本的な性格についてますますわからなくなつてきているんです。といいますのは、要するに系統が行つております信用活動、これは農家、農業、農民というものを守つていくという運動の一環である、そういうものが協同組合思想に基づいてこれが行われてきている、そういうことになる。それで今、言つてみれば、金融自由化という波の中でその系統の信用事業も大変厳しいところにさらされている、こういう格好になつてきているわけであります。そういう中で、先ほど山田委員からも出ましたけれども、生まれてきていたる現象は、貸し付けを希望する農家がだんだんと減つてきて、そして預金が今度は逆の方向へ、少し汚い言葉で言えば金がだぶついてきたという格好になつてきている。結局、それを今度は外部の者にうまく貸し付けて運用をうまくやるの妙でもって農民に返す。確かに言葉としてはそういうふうにうまくできているんですけど、それでも、また違う言い方をすれば、そういう農民の小さな金融を集めたものをうまく運用してと言ひながら、結局、農林水産業以外の者の利用にいろいろと使わせていく範囲が拡大していく。こういうことになつてきますと、結局、一面では吸い上げるバイアになるということにもなつていくんじゃないですか。

金融自由化というものの中にさらされている現状じやないだろうかと心配するんですよ。ですから、私がわからなくなると言うのは、こういう専門的な金融機関としてのものをもつともっと専門的に強化する、そういう方向がどれなりんだろうか、いや、むしろ、こういう金融自由化などと言われていろいろと苦しければ苦しい時代だけに、そういう方策が模索をされなきやならない時代なんじゃないだろ? かというところで、確かに生き残るために必要なことだとしていろいろとやられていることはわかるけれども、それだけでいいんだろうか。むしろ守るという面をどういうふうにしたらやれるんだというその歯どめのところ、これをきちっとつくり上げていくような努力をされなければならぬのじゃないか。そんなふうに私は思えてならないんでありますて、その辺のところは特に大臣、これからこうした農業の厳しい状況の中でそつした金庫のあり方というのは、そういう専門的なものとして農民のあれを防衛するという、農業を守つていくというものは、そういう観点を貫いていくということになりますて、しょうか。それとも、どうしてもある程度は対応しなきやならぬから、員外利用をうんとやめて、今、中金だと員外と言わないんでしようが、そういう外部の利用をふやしてということで、結局、一般金融機関化の道をとらざるを得ないといふうにお考えなんでしょうか。その辺のところのはじめをちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○國務大臣(羽田孜君) 先ほど来先生から、産業組合の設立された当初の問題から説き起こされながら、これから農林中金の果たすべき役割、こういったことについてお話をあつたわけでありますけれども、確かに金融自由化という中で多様化していくニーズにこたえる、あるいは資金余裕というものを十分に活用していくかなきや、またこの金庫というものの運営ができるかどうかがござりますので、そういった面で幅広い活動というものをしていくかなきやならぬというふうに思いま

す。しかし、そうかといつて、私が先ほども申し上げましたように、私どもとしては、何といっても基本的には、第一義的な農林水産業を振興するためにあるんだということ、これを踏み外すこと、これは私はあり得ないというふうに思います。その意味で私ども農林水産省といたしましても、現在も農業近代化資金ですとか、漁業構造再編整備資金ですか、その他の資金等を整備しておるわけでありますけれども、こういったものを十分また活用しながらさらに本当に農林水産業を振興できるよう、また農林水産業に携わる人たちがこの農林中金に頼っていけるような体制、これは私ども政府としても常に考えていかなければいけないというふうに考えております。

○福村稔夫君 せっかく御答弁いただいてもまだひつかかるんであります。それは農業の今の状況の中から私はかなり農業の厳しさというものを感じていますだけに、本当に協同組合として貢いでいるんだろうか、協同組合活動の一環として貢いでいるんだろうかということについて、そしてそうするためにはどうしたらいいんだということをみんなで模索しなきやならないんじやないか。そういう考え方がありますので、今の大臣の御答弁でまだ、一部は答えていただいていますが、れども、満足できないということになりますが、これは今後の問題です。

時間が迫つてまいりましたけれども、最後に、法案はもう一つあるんでありまして、もう一つの法案を取り上げなければならない。——中金の理事長さん、どうもありがとうございました。

もう時間がありませんから一点だけ伺います。新たに預金の支払い停止をしなきやならないような農協が生まれたときには、合併によつて救済するという方法を考えられているようありますけれども、これは現実の問題としてはなかなか困難なんではないだろうかというふうに私は思つております。というのは、例えば新潟県の私のいます三条の農協と、それから星先生のおられる宮城のどこかの農協と、どつちかの農協がぐあいが悪

くなつたから合併するかといつたら、できない人々です。こんなことはね。そうすると、大体周りの農協というのはみんな似たような状況に置かれている。その似たような状況の中に置かれている中で、合併で一人で救済というのはなかなか困難じゃないだろうかな? というふうに思います。そうすると、いろいろな手立てを考えてやらなきゃならないんですが、どうしてもここで救済の金を払って何とか助けてやるというふうな方法は、結構局は今度限度額を改正したりいろいろされる、そしてこの部分で何とかしようということにならざるを得ないと思いますが、それにしては今度は全体の資金量というのが随分少なんではないか。幾つかの農協がパンクしそうだというようなことにならなつたら、それで終わりになつてしまふんじゃなかないか。中金さんから無制限に貸し出しをしますと、どうやら別でありますけれども、日本銀行が幾つでも貸しますというなら別でありますけれども、何かその辺のところ、資金量も足りないんではなあいか。こんなことも気にいたしますが、その辺、どのようにお考えになつておりますか。

○の原資を毎年使うということでござりますれば一%の利子補給であれば一千億の系統資金の活用が可能になるということでございますので、そういう意味から申しますと、利子補給という姿で系統の資金そのものは量としては不足はいたしておりますのでかなりの金額を動員ができるのではあります。数年後の基金残高が約五百億円近くになるとということが見込まれますと、それと今回の法律改正で農林中央金庫なり日銀からの借り入れ限度の引き上げも考えておりますので、両々相まって貯金保険機構として不測の場合に対応できるだけの基盤なり組みは一応できるのではないかというふうに考えておるわけでございます。

○委員長成相善十君 午前の質疑はこの程度とし、午後一時三十分まで休憩いたします。

午後零時四十三分休憩

---

○午後一時三十一分開会

○委員長成相善十君 ただいまから農林水産委員会を開会いたします。

休憩前に引き続き、農水産業協同組合貯金保険法の一部を改正する法律案及び農林中央金庫法の一部を改正する法律案、以上両案を便宜一括して議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言を願います。

○刈田貞子君 私は、きょうは法案の問題に先立つまして、昨日決算委員会で本当は大臣にお尋ねをするはずだったテーマなんですが、なぜか聞き聞かせていただきたいというふうに思いますが、ひとつよろしくお願ひいたします。

昨日私は決算委員会の総括で、チエルノブリの原子炉事故についてお尋ねをしたわけでございましたけれども、その中に農林水産に関する諸問題

億の系統資金の活用をさしますので、そういう子補給という姿で系は不足はないたしてお動員ができるのでは基金の残高も、保険階的にでございますと、それと今回の日銀からの借り入れが約五百億円近くにありますので、両々相対できるのではないかと思います。この質疑はこの程度と応できるのではないでございますから、その統一案を便宜一括して測の場合に対応できることを願います。

がありましたのですから、そのことについてお伺いをいたします。

御存じのとおり、昨日ですか、ソ連アカデミーの発表では、事故現場は鎮静化に向かっているという発表がございました。こうした発表をすると同時に現場の写真なんかを送つておられるわけで、ある部分のものがこの事故については見えてきたということが昨日も科学技術庁の方からの答弁でございましてけれども、依然としてわからぬ部分も多いということが現状であろうというふうに思います。そこでお伺いをするわけですが、事故地点から八千キロ離れている我が国がどうのような被害を受けるかということについては、事故を報道された直後から我が国でも大変な関心となってきたわけでござりますけれども、四月三十日の報道では、いわゆる放射能物質の汚染をいささか受けるのでないかというような大々的な報道があり、そして五月二日には放射性物質の飛来なしというような報道がありまして、その後の五月四日に我が国の各地域から汚染の状況が出てきた。その状況は、数値から言えれば、決して大きなものではございません。しかし何らかの形で影響を受けているということは確かでございまして、私は昨日決算委員会で、例えば野菜は洗つて食べるべしとか、あるいは天水は木炭でろ過して飲むべしというような発表を新聞が盛んにいたしましたし、それから牛乳は汚染なし、洗濯物も心配など、そういうような発表をしたわけでありますけれども、そういうことが情報として大きく報道されるに従つてこの種のものに対するパニック状況が出てくることを私は逆に心配をいたしまして、科学技術庁に対して報道の一つのルールづくりとか、そういうことをむしろるべきであるということを申し上げました。しかし一方で検査、調査は徹底的にしていただきたいということを申し上げたわけでございます。我が国の科学技術庁が中心になつて、厚生省、環境庁等も一生懸命この汚染の状況調査を今しておりますし、依然としてその体制をつくつておるわけでございます。

私が昨日知った状況ですと、大臣、京都府のある店から売っておった市販の牛乳から百六十匹ヨギュリー出たという。今までの数字からいきますと百六十匹ヨギュリーは大きな数字です。市販の牛乳からそんな数値が得られたというような発表がありまして、依然としてこの種のことについて農林水産省としても私はチェック体制をとつておいていただかなければならぬというふうに思つておられますけれども、この点お伺いいたします。

○國務大臣(羽田致君) チエルノブライの事故につきまして対策本部が実は設けられておるわけでござりますけれども、その中で鋭意検討され、またお話しのとおり調査が行われておるところでございます。この結果、現時点では牛乳ですとか野菜につきましても十分安全が確認をされておるということでありまして、国民の皆様方に不安をいただくことはないというふうに私どもも確信をいたしております。

この調査につきましては、科学技術庁の方も四月三十日から実際始めておりますし、私どもの方も五月四日の日から今日に至るまで、連日各試験場におきまして調査をいたしております。その結果が現状でござります。そういうことで私どももこの関係の各省庁と十分連絡をとりまして、放射能レベルが一体どの程度にあるのか、これをきちんと把握し、そして国民の皆さん方に食糧について安全であるということをきちんと申し上げられるような体制をこれからも続けていきたいというふうに考えております。

○刈田貞子君 それからもう一つは、今回事故が起きました地域を中心にして——皆さんよく御存じのとおり、これはソ連でも大きなウクライナ穀倉地帯といわれるような地域で、大変に穀物を多く産出するところで有名なわけですね。そういう地域が大きく汚染をされたであろうことはだれも疑う余地のないところでござりますけれども、そういう状況で既に世界の穀物市場、シカゴ市場あたりでも値が上がり、大幅な動きというようなことで影響を受けているというような話を耳にいた

しております。そして、ソ連がやがて世界の国々に対してこうした穀物の援助を求めてくるのではなくかというような話をいろいろあるわけですね。私はそういうふうな世界の食糧事情に対しても大きな影響が出てくるのではないかということがありますと、あわせて、いろいろ今憂慮されておりますアメリカの干ばつの事情なんかもいろいろ論議が出てきておりますので、そうした問題との絡みでこれから穀物を中心とした世界の食糧事情等に何らかの影響が今後出てくるのではないかということを憂慮するわけでござりますけれども、この点についてはいかがでしようか。

○國務大臣(羽田致君) この事故によりましてどんな影響が出てくるかということについては、私どもが知る範囲では十分な情報が得られておらないということでまだ明らかではございません。ただ、今お話しがありましたように、キエフ市の北方地帯、これは沼沢地が多く酪農を主体とする地域のようであります。その南方のウクライナ地方は、まさに御指摘のとおりソ連の主要な穀倉地帯であるということでありまして、そのために、この事故の結果ソ連邦の方が何か買ひに出るんではないかというような予測があつたようですがございまして、四月の二十九日あたりから穀物相場が急騰してきて、五月一日、二日、三日、五日あたりまではまた下がつたわけでありますけれども、その後六日、七日、八日、九日と、このところ実は上がつてきておるというのが現状であります。それは、今御指摘がございましたように、この乱高下といいますか、これがありますのは、チエルノブライの影響もありますでしょし、それとも一つは、アメリカの主要な穀倉地帯が干ばつであるというような不安を持つ材料があるんじゃないかなと思つております。

ただ、方々で今、例えは、これは本当に情報といいますか、これがありますのは、チエルノブライの影響もありますでしょし、それとも一つは、アメリカの主要な穀倉地帯が干ばつであるといいます。

それでは、本論の方に入らせていただきまして、私は午前中からずっと同僚委員の討議を伺つておりまして大変勉強になったわけですが、今回の新しい改正後に出でてくる中金の性格づけみたいなものがあつたのです。ぜひよろしくお願いしたいと思います。

ような情報が非常に行きかつておるものですか射能の状況によってどんなふうに穀倉地帯に影響が出ているのかということがつかめませんと、まだ本当のことが言えないと思いますけれども、たゞ問題は、御案内のとおり、このところずっと各國とも豊作であつたということで供給過剰であつたということがございます。そういうことで、何と云う現状でありますから、ある程度のものには耐え得るんだというふうに私どもは確信をいたしております。もし大きく買ひ出ても、それには耐え得るものなんだということを確信いたしております。

ただ、我が方としては、我が国としましては、米国、カナダ、豪州、こういったところから輸入をいたしておりますから、畜産の飼料ですとか、そういうものについては不安はないと思ひますけれども、そして価格等についても多少落ちついてくれれば安定てくるんじやないかなという予測もいたしますけれども、我々もこういつた状況がどうなつていくのか、日本の食糧である小麦にも影響ありますし、あるいは飼料穀物にも影響あることありますから、十分これからも注意していくたいというふうに思つております。

○刈田貞子君 よろしくお願ひいたします。

食品、食糧を所管する省として大臣に御責任がござりますけれども、その影響、ことしのできにいろんな不安を持つ材料があるんじゃないかなと思つております。

先ほど同僚の委員の中から、四十八年の改正当時の精神、論議が何であったかということが多いろいろ出ておりましたけれども、話はどうもそこに戻るようになつてしまふのではないかというふうに思つてございます。

いずれにしましても、もうしばらく、今度の放端的に申し上げまして、先ほど局長は、この中金の性格というのはいすれにしても変わっていくものではないんだというふうにおっしゃつておられたわけでござりますけれども、基本的には一般金融機関を目指す方向に一歩大きく踏み出すといふことに基本的なもの、それとも、ただ従来の形の本来一義的に中金法で位置づけられている機能としておさまるのか。その辺のところをもう一度伺わしていただきたい。

○政府委員(後藤康夫君) 今回の法改正によりまして民間法人化をする、これは一般民間金融機関になるということではございませんで、近年おこなわれた中金の業務の実情あるいは資金事情というものを一方で踏まえ、他方で臨調答申によります民間法人化により活性化を図れという御指摘もありまして、政府出資の規定を法律上、これは三十年以来眠つておる規定でございますが、これを削りまして、あわせて特殊法人としての監督から除外するということが民間法人化に直接関連する規定の修正でござります。それに伴いまして幾つありますから、十分これからも注意していくたいといふふうに思つております。

○刈田貞子君 よろしくお願ひいたします。

それで、本論の方に入らせていただきまして、私は午前中からずっと同僚委員の討議を伺つておりまして大変勉強になったわけですが、今回の新しい改正後に出でてくる中金の性格づけみたいのものがもうひとつつかめないものの一人でございまして、その辺のところをさらに私もちよつと一遍伺つてみたいなどうふうに思つんですね。

的をうたつてない、明文化されてないということがあるわけですけれども、これはどうしてですか。

○政府委員(後藤康夫君) 農林中金法にその目的規定というようなものを特に置いてはございませんけれども、農林中央金庫法の規定をごらんいただきますと、所属団体に対してもこれこういう業務をやりますということが業務の規定のところに冒頭書いてございます。その後にそのような本來の第一義的な使命である業務を妨げない範囲内において次のような業務ができるというふうな規定のいたし方をしてございます。そしてまた所属団体といふものは限定的に列挙いたしておりますし、役員の選任につきましても、出資者総会あるいは総代会での自主的な選任ということになつておりますので、そういった業務規定なりあるいは法人の運営に関する規定、その中にはけさほど御議論のあつた産業組合法の準用というようなものも入りますけれども、そういうものを全体としてごらんいただければ、農林中央金庫の性格とか本来的な使命といふものはおのずから明らかである。

そういうことで、今日ただいま新しく農林中央金庫法というようなものをつくって新しく法律を定めることになりますと、戦前に比べますと、最近は法律も書き方が非常に丁寧になつておりますから、目的規定を書くというようなことがあるはあるかもしませんけれども、私ども今回も特に目的規定を置くというようなことをいたしませんでしたのは、法律全体の規定から、その性格とか業務の内容、こういうものはおのずから明瞭であるというふうに考えまして、特にそいつた点についての改正まで考え方なかった、こういうことでございます。

○刈田貞子君 「農業六法」の隣に書いてあるのをぞいてみると、金融公庫法なんかはちゃんと目的から人格というふうに法律の中であつたってありますよね。法律のスタイルとしてはなぜこういうふうなかなという疑問が当然出てくると思

うんでお伺いいたしました。

森本参考人にお伺いをするわけですが、先ほど来同僚の委員の中からも御質問がありましてそれに答えられて、おのずと自由化といつても規制はある、しかし取引のできる相手とは競合していかなければならぬのだ、できるだけ均等な条件をそのためにつくつてほしいというようなことを先ほどおつやつておられました。

これから農林中金の性格づけというのを私は先ほどから伺つていただけですけれども、一体どういう性格づけになつていくのか。それからまた、できるだけ均等な条件をつくることによって競争のできる相手と競争していくというような業務の方向づけというようなことも含めまして、これらの中金といふことでお伺いいたします。

○参考人(森本修君) 先ほど来政府委員からもたびたびお答えがありましたように、今回の法律改正によりまして農林中金の基本的な性格なり役割なりは変わらない。つまり系統組織の中央金融機関、そういうものに金融上の利便を提供する。また、あわせて系統と外部の金融市場との間のつなぎ目の役割を果たすというようなことは変わらないと思っております。

ただ、情勢その他が変わってまいりますので、そういうたたかれたがるため農林中央金庫がどういった機能なり活動をしなきやならぬかということについては、環境の変化に対応したり方といつたものが必要ではないかと思っております。

今回の法律改正によって、いわゆる民間法人化ということになるわけでありますが、これは政府と農林中金との関係におきましてはできるだけひとり立ちしろ、俗な言葉で言えば、自分の責任で經營をやれ、こういうことだと思っております。そういった経営をやってまいりますのに、先ほど来るいろいろお話をございましたように、金融環境としては自由化が行われて行く中で、この小口金融機関に対する自由化も漸次検討されている段階であるんだということだというふうに思つてますが、山田委員のお話にもあつたように、預金の金融の自由化がまず進められていく中で、この系統金融の対象といふのは確かに小口金融ばかりであるわけですね、その大部分が。そうすると、小口金融にその自由化が進んできたときにどんな状況が出てくるのかということは大変

しくなるということを覚悟しなきやならぬと思います。

そういう意味では、できるだけ競争するために必要な手段、方法、機能、そういうものは他の金融機関に劣らないようにしてもらいたいということを、たびたび繰り返しておりますが、言つてしまつたわけであります。

そういうことでありますから、農林中金の性格、役割は変わらないけれども、環境に応じた活動のための機能あるいは運営のやり方といふのをできるだけ適合するよう在我はやつてまいらるべきやならぬ。そのためには、私どもみずから努力をできるだけ支援していただくような考え方をお願いをしたいということを從来から繰り返し申し上げてまいりたところでございます。

○刈田貞子君 通告してあることと違ふことを聞いているなと思っていらっしゃるようなので、済みませんが、お伺いいたします。つまり金融の自由化が進むと、いやでもそれに応じていかなければならぬし、そのための力をつけていくといふのがただいま参考人の御答弁だというふうに思つてます。

そこで、私が拾つたあれによりますと、最近農村の中金あるいは農協あたりが大変厳しい状況に置かれていることの第一の理由としては、農家の兼業化が非常に進んできただといふ状況があるといふに言われています。給与なんかが黙つて銀行から振り込まれてくるというようなことになると、これは今まで農協がすっぱりもらつてたはずのものがなかなか手にとれなくなるというようになります。

そこから銀行等を含めたところのものが農村といふ社会に大変働きかけをしてきてるといふことと、それによって大変な影響を受けてる。その銀行なんかの状況を見ますと、オンライン化とかいうふうなことが、事務機器の進展したことなどが挙げられるといふに言われていますね。

こういう種類のこと、つまりエレクトロニクス化ですか、といふふうなことが今後農協金融あたりでやつていいけるのか、あるいは中金を頂点とした系統でやつていいけるのかどうなのがといふことです。それから新商品の開発といふようなテーマもありますね。

で、私は、参考人に大変恐縮なんですが、具体的にわかりやすく、そういうことを教えていただきたいんです。ということは、こういうことに本当にいるのかどうなのがといふことを具体的に心配をしておりますからです。お伺いいたします。

○参考人(森本修君) 非常に最近の実情に触れたお尋ねだと思います。最近の金融業務といふのは一般に言われておりますように総合サービス業である。したがつて、ただ預金をお願いする、ある

いは資金を借りていたら、そういうことだけをお願いしてもなかなか皆さんにはアピールしない。お金に関するあらゆるサービスを提供してそういうサービスの提供を通じて預金をしていただけます。ある人は貸し付けに応じていたら、そういう形になってきておるわけでございます。今御指摘がございましたように、お金を送ったり、あるいは受け取つたりということについても、銀行の口座を通じてやるというようなことになつてきています。私どもも数年来他の金融機関に機能的に劣らないようにと。これは別段法律上の問題ではありませんで、我々の自己努力によってやらなきいかぬことですが、そこで、一二年前に全国の銀行と同じネットワークで、例えば年金を農協の口座に振り込むというようなことは銀行と同じネットワークで我々もできるようになります。それにはいろんな体制の整備が必要でした。コンピューターをそろえるとか、あるいは全国の農協を全部そういうふうにするにはかなり時間と労力がかかったわけですが、そういう意味では他の金融機関に負けないような状態に実はなつております。

○刈田貞子君　これは参考人のところの調査部研究センターでお出しになつてある資料のようなんですが、預貯金以外の金融商品の所有状況といふのを、調べになつてあるデータがありました。ただし古くて五十八年六月の分ですが、あります。それを拝見させていただきますと、「現在持つている」預貯金以外の金融商品で一番多いのは、この対象は農協の組合員とその家族と書いてあります。が、一番多いのは国債です。中期国債ファンドも含むと書いてありますけれども、国債を一番たくさん持っています。一〇・三%ですね。それから株式が多い。株式が一六・二%。それから株式投資信託、貸付・金銭信託、割引・金融債、あるいは財形貯蓄といった形で持っているんですね。「これから持つてみたい」という段階になりますと、これが今順でいけば二・九、一〇・八、五・四、一〇・五というふうにふえているんです。つまり農村は都市に比べてタイムラグがあるにしても、漸次こういうものが農村地域のニーズとして当然出てくるであろうということは言えるんですね。こういう形にどう対応していくかですか。

○参考人(森本修君)　言われましたように、農家にてもあるいは農村の人にとって、お金を持つておればそれをどう運用するかということになりますと、昔は貯蓄といふことで貯金が非常に運用の大きな分野になつておつたんですが、最近は、今言わされましたように、国債等の有価証券あるいは株式とか、そのほか保険のよくなきものやそれに近いような形で考えられておる、運用についてもいろいろな種類がござります。したがつて、昔のように貯金一本で資金の貯蓄なりあるいは運用をやつておるという時代はだんだん過ぎてきつた。しかもそれが都会から農村へというふうに漸次広がりつつあるということは私どもも十分承知しております。

したがつて、先ほど申しましたように、農協の信用事業としても単に貯金だけ預かっておるのではないに、そういうたる有価証券あるいはその他の資産の運用についていろいろ相談に応ずるということが一つ。それから相談の結果こういうものにしたいという希望が利用者にあれば、それに対しても極力こたえられるようになり相談に応ずるということが非常に大事じやないかと思つております。そういう点で農協の窓口における機能も私もどちらぬであろうといふふうに思つております。

○刈田貞子君 金融の自由化なんかの話が出てきたのは、国債の発行なんかが多發ってきて一つのインパクトを与えていると私は考えるんですけども、その国債の扱いについても、これは法律の中にも出ているようですが、中金しか扱えなくて、そして系統あるいは農協あたりでは扱えないわけですね。そういうことに対する参考人の御要望はありますか。

○参考人(森本修君) 我々としては金融と、先ほど大蔵省から話がありました証券、こういう二つの仕事の分野があります。これがだんだん相互に境界が低くなつてきて、銀行も証券業務がやれる、それから証券業界もやや銀行類似の仕事ができる、こういうふうに重なつてきつゝある。ところが、銀行行政あるいは金融行政としていろんな機能をどの銀行にも同時にいつときに与えるといふような形には実はなつております。だんだんと金融業界に至ってもそういう体制が整い、それからそれにふさわしいような銀行の方から漸次全体の金融機関に及ぼしていくというような形で、いわゆる相互乗り入れが一挙に行われるんじやなしに漸進的にやられていくというよなことで、これは主として大蔵省の行政の分野でございますが、そういうふうな形で行われてきているわけです。

そこで、国債についていえば、農林中金がまことに認められた、それから市中銀行はもちらん認められておる、ところが信金あるいは信組

等においてもだんだんと、全部じやなしに、漸進的に認められつつある、信組はまだ認められていないといつたような段階を踏んでそういう機能が認められてきておるというののが現状であります。そこで、私どもとしては、最終的には農協に対してもそういうふた國債窓販、國債が売れるような機能を与えてもらいたいという希望は強く持っております。それが一体どういう段取りを踏んでどういうテンポで認められていくかは、今後行政が判断をされることだというふうに思っております。そこで、つなぎとして、私どもは國債を売る権能を持つていますから、農協が、お客様が来たときには取り次いでいただく、あっせんをしていただく、こういうことを今やっているわけです。お客様が来ても何も言えないんじやましいから、お預金をつないで、そういうふうなところへ行けば國債が買えますよ」というようなことは、相談なり取り次ぎの仕事ができるようなことをやつて今その機能をつないでおる、暫定的に。そういう段階でござります。

○政府委員(後藤康夫君) 今森本参考人からお話をございましたように、現在國債のいわゆる窓販につきましては、農林中央金庫が権能を認められておりまして、農林中央金庫への紹介方式といいますか、お客様が農協の窓口あるいは信連の窓口でそういう要望がありましたときに農林中央金庫に話をつないでという形での対応をやつておりますのと、先ほど新商品の開発の話がちょっと出ておりましたが、五十九年の初めに系統におきましたが、こういうものの開設、販売を認めても國債利金複利運用総合口座、これは農林中央金庫への国債の紹介方式によります国債の取り扱いと期日指定定期預金を組み合わせた新商品でございますが、こういうものの開設、販売を認めておりまして、これによつて農協の系統信用事業としても、他の金融機関に伍して國債組み合わせ商品の発売が可能になつておるところでございます。

合なり信連なりでも直接国債の窓口販売をやらせてほしいという御要望がありますことは私どもも承知いたしております。

総論的に申し上げまして、金融の自由化、そしてまたいろいろ一般の国民の方々の金利選好といいますか、そういうものも非常に高まっているという中で、私どもが系統金融関係につきまして、いろんな規制緩和を経営の健全性とか安全性ということにも十分留意しながら漸進的に進めてまいりておるわけございまして、その一環として國債の窓販の問題も取り上げられているわけでございますけれども、農協系統の取り扱い体制なりいろんな制度上の問題がございまして、今そいつた実態上あるいは制度上の問題につきまして検討を行つておるという段階でございます。

○刈田貞子君 それから農林債券のことで伺いますが、これも私、素人的な考え方で、大変わらぬものですから伺うんですが、先ほど来、平易な言葉で言えば、金がだぶついているというふうに言われていたわけですね。それなのに、この債券の発行による資金の調達といいますか、これは依然として行われているということで、五十九年末で三兆五千億ということになつているわけですが、債券発行といいうのはどうしてやるんですか。

○政府委員(後藤康夫君) 農林中央金庫は長い歴史を持っているわけでございますが、系統資金の調整機能を果たす中央金融機関として、農林漁業のための長期低利の資金とか不測の災害時におきます応急救済資金等の需要に対応していく必要があるわけでございますが、農林漁業の特殊性から、所属団体からの預金としての受け入れには季節変動がかなり多くございます。かつて特に資金が比較的乏しかった時期におきましては、米の代金が入つてまいりますようなときは一挙に潤沢になりますけれども、そうじやないときには資金がなかなか行きかねるというような状況もございました。それからまた金融債の発行によります金額のことは、五年とか十年というかなり長期のもの

でございまして、普通の定期預金などよりも長期な資金調達源であるという質の面もございまして、安定的に金融業務を行うための補完的な資金調達手段ということで債券の発行権能が付与されているということをございます。

もう一点、農林中央金庫は自主流通米の仮渡資金等の政策協力資金を融資いたします際に、これは自主流通米制度に対する協力というような意味合いもございまして、その原資の一部としまして、資金運用部による農林債券の引き受けをしてもらいまして、それで原資の安定的な、そしてまた低廉な資金供給ということを通じまして、自主流通米がうまく回つていくようにというような仕組みを持っておるわけでございます。

近年、資金事情から申しますと、量的には非常

に資金が潤沢になつてまいつておるわけでございますが、今自主流通米の仮渡資金のことを申し上げましたけれども、そういう質的な面での農林中金の経営安定への寄与というようなこと、あるいはまた現時点で見ますと、資金調達コストという面でも農林債券の方が若干コストが低いというようなこともございまして、今後いかなる事態にも対処しまして農林中金の使命を達成いたしましたと、複数のいろいろな多様な資金の調達源を持っておるということが必要であろうということで、農林債券の発行は引き続き農林中央金庫の重要な機能なり権能として維持をしてまいる必要がある、こういうふうに考えておるわけでございます。

○刈田貞子君 つまり預金コストよりも債券発行による調達コストの方が安いということですか。

○政府委員(後藤康夫君) 農林中央金庫の預金の大半は信連からの一年定期預金でございますが、金利は、約定金利として、日銀のガイドラインにして、それから協同組合的な運営ということと県段階の信連との安定的な利用関係を確保するということで、そのときどきの金融情勢等を勘案して、それから賄金保険と申しますのは、貯払い停

けでござります。

他方、農林債券の方は、五年物の利付債と一年物の割引債がござりますけれども、近年おむね半々ぐらいの発行量になつておりますが、割引債の利回りは、日銀ガイドラインに連動しておむね一年定期預金金利の水準でございますため、現にまして、それで原資の安定的な、そしてまた低廉な資金供給ということを通じまして、自主流通米がうまく回つていくようにというような仕組みを持つておるわけでございます。

近年、資金事情から申しますと、量的には非常に利回りを比較いたしますと、利付債の利回りは非常ににくいかけてございますが、最近時点では、長期金融市場の金利に連動しておりますので、期間の異なります一年定期預金の水準でございますため、現にまして、それで原資の安定的な、そしてまた低廉な資金供給ということを通じまして、自主流通米がうまく回つていくようにというような仕組みを持つておるわけでございます。

近年、資金事情から申しますと、量的には非常に利回りを比較いたしますと、利付債の利回りは非常に下回つておる、こういった状況にござります。

○刈田貞子君 もう少し伺いたいんです、保険の方もあるので。いろいろ自由化に対応する今参考人のこれから御努力とか、それから行政側の方の支援の体制とかいうふうなことを伺いましたので、これによつてその金融の自由化にさらされてしまうことがありますし、今後いかなる事態にも対処しまして農林中金の使命を達成いたしましたと、複数のいろいろな多様な資金の調達源を持っておるということが必要であろうということです、複数のいろいろな多様な資金の調達源を持っておるということが必要であろうとも、なおかつ力強く進んでいけるという状況になります。

○刈田貞子君 つまり預金コストよりも債券発行による調達コストの方が安いということですか。

○政府委員(後藤康夫君) 農林中央金庫の預金の大半は信連からの一年定期預金でございますが、金利は、約定金利として、日銀のガイドラインにして、それから賄金保険と申しますのは、貯払い停

止に至りました場合の最後の救済の手段でござります。

一方、農林債券の方は、五年物の利付債と一年物の割引債がござりますけれども、近年おむね半々ぐらいの発行量になつておりますが、割引債の利回りは、日銀ガイドラインに連動しておむね一年定期預金金利の水準でございますため、現にまして、それによりまして経営が危なくなったりました組合に対して貯払いのための緊急融資をして不安を起させないようにする、そしてまた経営を再建するために五年間ぐらいいの経営再建のための資金の手当てをするというような仕組みがございまして、これによりまして本格的な事故の発生というものを防止してきたという経過がござります。

今後、保険事故の発生の可能性はどう見るかと云うことでございますが、今後におきまして、金融の自由化が急速に進展してまいつておりますが、今後におきまして、金融の自由化が急速に進展してまいつておりますので、競争も非常に激しくなつてくる。そういう中でそれに打ち勝つて仕事をしてまいるためには、それなりにリスクも増大してくるということは、当然考えられますので、これまでよりもこの事故発生の可能性が高まっていくであろうというふうに考えておるわけでございます。

ただ、それでは具体的にどの程度の確率でどうようなことになりますと、これは保険数理で計算のできる性格のものではございませんので、なかなか確率的な物の言い方はできないわけでございますが、むしろ私どもは、今度は貯金保険機構の中に入業擴充をいたしまして、経営困難に陥りました組合に対する資金援助をやる、組合による信用不安を生じさせないための資金援助をやるということにいたしましたのは、貯払い停止の発生が発生しました場合の対応につきまして、その発生の可能性がふえてくるのに対して予防措置の方をまず強化しまして、そしてなおかつその貯金保険の事故が発生しました場合の対応につきまして、それは法律事項ではございませんけれども、限度額とか仮払いの制度とかいう形での充実もあわせて図つていこうと、こういうふうに考えておるわけ

でございます。数字としてはちょっとなかなか申し上げにくいわけでございます。

○刈田貞子君 手厚く保護していくということになるんだろうと思うんですが、それだからといふのでしょうか、保険料率の引き上げのことが予定されているわけですね。現行の十万分の六から十万分の十八という算定があるわけですね。これは一般預金保険制度の保険料率と差があるわけですが、これはどういう算定から出でてきているものなのです。

○政府委員(後藤康夫君) 一般金融機関を対象とします預金保険と私どもの貯金保険と、いずれもほぼ同種の金融商品を取り扱っておりますし、両々相まって我が国の信用秩序を維持するということでございますし、保険限度額についても足並みをそろえるということでやつておりますので、料率につきましては基本的に一致させるべきものというふうに考えておりますけれども、実際保険料率を決めるに当たりましては、基金の基盤の充実の必要性の程度なり、あるいは対象金融機関の経営に及ぼす影響、中には零細な組合、特に漁業協同組合なんかの場合には財務基盤の必ずしも強くなき組合もございます。それからまた一挙に引き上げますことによります激変というものを緩和する必要があるということがございまして、段階的に激変緩和を考えながら、しかし考え方としては、将来的には一致させていくのが望ましいのではないかと私ども考えておりまして、関係の団体におきましても、そのような線で段階的な保険料率の足並みをそろえるための検討が行われているというふうに承知をいたしているところでございます。

○刈田貞子君 それから、これは先ほど稻村先生の方からも話が出たんですけども、農協等の合併の問題です。地域経済が冷え込んでくれば、どこの地域における農協というのもみんな同じ状況下に置かれるわけですね。それが合併することになれば、まずは先ほど言われたように合併がスムーズにいかないだろとうといふことが一つあります。

す。あるいはまた万が一合併したとして、それが救済策につながっていくのかどうなのかという素朴な疑問を持っておりますけれども、この点伺つております。

○政府委員(後藤康夫君) 私ども合併も、例えば経営の健全な合併、組合との合併を通じて信用不安の解消なり信用秩序の維持に寄与する場合があるというふうに考えております。

ただ、合併と申しますのは、なかなか当事者だけの話し合いでございますだけでは、その実現に十分な見通しが得られないとか、時期を失してしまつというようなケースも現実にはあるものでございますから、知事によるあつせんというような仕組みを入れているわけでございますけれども、こういったあつせんも基本的には強制力のあるものではございませんし、それからまた実際問題として、合併といつても隣接以外のところは考えにくうございますので、私どもの方の貯金保険におきましては、一般金融機関を対象とします預金保険の場合と違いまして、単独再建と申しますか、合併なりの営業の譲渡というような形ではなくて、その組合の今まで再建をする、相互援助制度を通じて再建をいたします場合に、それに対する資金援助を機構がやるという仕組みも取り入れて、そのいずれかの方式でもって対応ができるような仕組みを考えたところでございます。

○刈田貞子君 それから改正案のところの相互援助の取り決めのことですけれども、これは六十二条関係の分ですが、この中で相互援助の取り決めについて全国農協信用事業相互援助制度と、それから全国漁協信用事業相互援助制度が予定されていて、しかしそれは財務内容が不良だと組合に加入することができないということが言われているんですけれども、そうですか。

○政府委員(後藤康夫君) 農協につきましては特にそういう制限を設けておりませんが、漁業協同組合の場合には経営の内容が農協に比べますと非常に区々であるということもございまして、一定の条件を満たすものについて相互援助に加入して

いるという形になつていると承知しております。

○刈田貞子君 漁協ほど援助制度が欲しいんじやない。財務内容が不良だとその加入が認められないというのは、私にはその辺よくわからないんで、何か納得できないんですね。ただし、みんなができるだけ加入を勧める、加入率を高めるというのが一番ごく自然でしょう。それは財務内容が悪いんじやないでしようか。それを伺つて終わります。

○政府委員(後藤康夫君) 漁協につきましての相互援助制度の加入条件でございますが、一つは貯金総額が年間平均残高で三千万円以上、これはある程度以上の預金規模を持っているところがこう

いう信用秩序維持のための相互援助の必要も高いこと、それから固定化債権が自己資本の範囲内であること等の条件がございまして、信用事業資産の他の事業への運用額が貯金総額の三〇%以内ではまだいつという明確なタイムスケジュールは明確にされておりませんけれども、出てまいった段階で具体的に出てまいるのではないかと、いうふうに考えておるわけでございますが、農協の利ざやについての推移について見ますと、最近の約十年における推移は趨勢的には低下傾向になつております。五十一年度で見ますと一・三%でございましたものが、五十九年度は〇・八七%というようなことでございまして、この傾向は他の金融機関についてもほぼ同様でございます。

○政府委員(後藤康夫君) 他の金融機関との比較につきましては、統計において、しかしそれは財務内容が不良だと組合に加入することができないという形で、この機構の業務の拡充に対応した相援制度の方の整備が図られることが望ましいというふうに考えております。

○刈田貞子君 ありがとうございました。終わります。

○塙出啓典君 それではまず最初に、農林中央金庫法の一部を改正する法律案に関連してお尋ねをしたいと思いますが、ますいわゆる金融の自由化が農協、漁協の経営にどのような影響を及ぼしているのか、こういう点についてお尋ねをいたしました

特に金融の自由化は、一つには金利の自由化、そういうことで、午前中からもいろいろ御答弁ございましたように、大口預金から徐々に金利の自由化がなされておる、そういう点から言いますと、都市銀行に比べれば農協、漁協等は比較的小口預金が多い。そういう比較論から考えますと、影響の度合いといふものは都市銀行に比べれば少ないんじゃないかなという、そういう感じもするわけであります。例えば利ざや、金融機関においては利ざやというのは非常に問題になるようですが、農協における利ざやというのは他の金融機関と比べてどのよだな変化をしておるのか、傾向をお尋ねしたいと思います。

○政府委員(後藤康夫君) 今お尋ねの中にもございましたように、金融自由化の影響と申しますのは、むしろ今後小口預金の金利の自由化が、これままでいつという明確なタイムスケジュールは明確にされておりませんけれども、出てまいった段階で具体的に出てまいるのではないかと、いうふうに考えておるわけでございますが、農協の利ざやについての推移について見ますと、最近の約十年における推移は趨勢的には低下傾向になつております。五十一年度で見ますと一・三%でございましたものが、五十九年度は〇・八七%というようなことでございまして、この傾向は他の金融機関についてもほぼ同様でございます。

他の金融機関との比較につきましては、統計において、しかしそれは財務内容が不良だと組合に加入することができないという形で、この機構の業務の拡充に対応した相援制度の方の整備が図られることが望ましいというふうに考えております。

○刈田貞子君 ありがとうございました。終わります。

○塙出啓典君 それではまず最初に、農林中央金庫法の一部を改正する法律案に関連してお尋ねをしたいと思いますが、ますいわゆる金融の自由化が農協、漁協の経営にどのような影響を及ぼしているのか、こういう点についてお尋ねをいたしました

クが高いものが多いということから、他の金融機

関よりも高目になっているということによるもの

というふうに考えておるとここでございます。

○塩出啓典君 今、農協預金のシェア、全国全部

の金融機関の中に占める農協預金のシェアとい

うものは私のいただいた資料では低下しておる、

徐々に相対的に低下しておる。あるいは農協の個

人向けの貸し出しも非常に低下しておる。あるいは

農村向けのいわゆる貸し出し残、こういうもの

もだんだん減って、一般の都市銀行の農村への貸

し出しはふえておる。あるいは賃貸率の低下です

ね、賃貸率等も農協の場合は五十九年度が三一・

二%で最低であった。県段階の信農連においても

一三・二%で、昭和五十年度の四六・五%に比べ

ば急速に低下しておる。こういうような状況が見

られるわけであります。こういう点は自由化と

関係はないのかどうか、どのように御認識でござ

りますか。

○政府委員(後藤康夫君) 今申されましたような

現象というものを、それが金融自由化の影響、ど

れがそうでないかといふことはなかなか申し上げ

にくいと存じますけれども、金融自由化の中に、

多様な商品開発でござりますとか、それからいろいろな業態の垣根を低くしていくとか、そういうことを通じます競争が強まってくるというよう

ことで今まで含めて考えますと、今御指摘のあつたよ

識はどうなのか、そういうものを打開して信用部

門を強化していく、そのためにはいかなる方策を

考えておるのか、これをお尋ねしたいと思います。

○政府委員(後藤康夫君) 総合農協におきまし

て、近年若干改善されてきておりますけれども、

御指摘のように収益構造が信用事業、共済事業部

門にかなり大きく依存しているということは事実

でございまして、そういう意味から申しますと、

金融の自由化がコストアップとか、あるいは利ざ

やの縮小というようなものを通じまして、信用事

業のみならず、農漁協の経営基盤にもいろいろ大き

きな影響を与えてくるという可能性は十分考えら

れるところでございます。

こういった問題につきまして、昨年の十月に開

催されました第十七回の全国農協大会におきま

して、金融自由化に対する対応というものをどう

していくかということが最重点課題の一つとし

て提起されまして、経営体質の強化なり事業運営

の効率化ということ、それから第二には組合員と

の結びつきといいますか、紐帯を強化して、事業

体制なり機能の整備をしていくということ、それ

から第三には資金運用力、収益力の強化、この三

点、三本の柱のもとに当面の諸対策を立てまして、

組織を挙げてこれに取り組んでいくということが

決定されたわけでござります。

私ども、何と申しましてもこういった経営の問

題でござりますから、組合 자체の創意工夫なり努

めというものがます基本になるべきものと考えて

おりますけれども、行政の側といたしましても、

最近のこういった状況の推移なり変化に対応いた

題でござりますから、組合の創意工夫なり努力とい

ういうものがます基本になるべきものと考えて

おります。

○参考人(森本修君) 今言われましたような実態

の上にこそ健全に発展するわけで、これらはやが

て農林中金の経営にも私は大きな影響を及ぼすと

思つんですが、その点についてははどのようなお考

えでござりますか。

○参考人(森本修君) 今言われましたような実態

であろうと思ひます。若い人々の農協に対する関

心が薄くなつておる、そういう結果、農協の利

用率も年齢階層別に見れば、年配の人に比べて若

くなる。そういう形になつておるのがかなり大き

な原因ではないかと思います。

そういうことから、農協としては、協同組合は

御案内のように人的な結びつきで成り立つておる

組織でありますから、もう一度若い人たちを農協

の事業なりあるいは運営にどう参加してもらつか

といふようなこと、要するに組織問題としてこれ

を検討していくとともに基本的には大事では

ないかということで、まずそいつた若い人たち

と農協との関係をどうふうに再構築していく

かといふ問題について、現在全中の総合審議会と

いうのがござりますが、そこを中心にして検討し

ております。

一つの発想としては、今まで農協の組合員になつていただいておりますのは、大体高齢の人があ

多いわけであります。それで一戸一組合員とい

うことになつておりますが、ほかの若い人、婦人

が余り組合員になつてもらつていいないといふよう

な実態もござります。そういう点をさらにひとつ見直していくべきではないかといふこと。

またいろんな部会等をやつて、若い人たち、婦人の方々と非常に結びつきがうまくいくつている例もござります。そういう例にならいまして、いろんな形の会合なり部会を設けて、できるだけ若い人たちの希望を農協の運営に反映させていくといふ

ようなことも一つ根本的には考えなきやいかぬのじやないかと思つております。

なお、そういう人たちの例ええば信用事業なら

信用事業に対しますところの需要、これまでお

によってかなり違つてきておりますから、そういった若い人たちの需要に合うような金融業務の展開をやつしていくということ。それは先ほどお話をございましたように、為替なりあるいは送金の業務といつたようなこともできるだけ機械化して便利にくくようになります。あるいは金融商品も若い人にアピールするような商品を考えていく。あるいはまた最近は利便性ということを非常に皆さ

ん高く買っておるわけありますから、自動機器

をつけるといったようなことで、できるだけ便利

うふうに考えております。

○塩出啓典君 先ほど森本参考人からも、農協の

オンライン網を活用するとか、いろいろ今後の対

応についてお話をございましたが、これは五十八

年三月実施の農村金融研究会調査等によります

と、農協への关心、農協との結びつきというも

のが六十代、五十年代、四十年代、三十年代、二十年代とまさ

に急速に低下しております。例えば「最も利用する金

融機関」として五十代の人は八一・一%が農協を

利用するが、二十代の人は二七・七%、これは農家の

家族を対象にしているわけですねけれども、そ

れいらんなデータが出ておりますが、いずれにし

ても、若い層になりますと農協離れが非常に大き

ななかな取り返せないんじやないか。こういう点

でいろいろなことを言われていますけれども、な

かなかこれは大変じゃないかなというような気が

するんですが、このあたりはどうでしょうか、森

本参考人。農林中金はそういう農協の健全な経営

の上にこそ健全に発展するわけで、これらはやが

て農林中金の経営にも私は大きな影響を及ぼすと

思つんですが、その点についてははどのようなお考

えでござりますか。

そこで、「一つは、若い人がなぜ関心が薄い、ある

いは利用度が低いのか。大体、現在の農村では若い人は外へ働きに行っている人が多い、兼業家が非常に多くなつてきている、そういうことがあります。

将来を考えますと、我々としては重大に受けとめ

思つております。御指摘のように、これは長い農協の

将来を考えますと、我々としては重大に受けとめ

思つております。

そこで、「一つは、若い人がなぜ関心が薄い、ある

いは利用度が低いのか。大体、現在の農村では若い人は外へ働きに行っている人が多い、兼業家が

非常に多くなつてきている、そういうことがあり

ます。逆に、市街地へ出てまいりますから、金融

事業であれば、他の金融機関との接觸の度合いも

これから努力をしてまいらなければいけないとい

うふうに考えております。

第八部 農林水産委員会会議録第十号 昭和六十一年五月十三日 [参議院]

に利用していただくようなことも考えていく。そういうことをあわせまして、若い人たちを農協につなぎとめるということに今後全力を尽くしてまいりたいというふうに思っております。

○塩出啓典君 この農協の信用事業をどうするかという、こういう問題については、もうこれにどめますが、都市銀行にいたしましても、地銀にいたしましても、あるいは証券会社にても、生保業界にしても、お互いに攻め合いの中で、かなり強烈な戦いを挑んできてるわけで、そういう中で農協としても、全組合員にとつては自分たちの参加している企業ですから、もつと農協に対する愛情を持って、そしてみんなでそういう打ちかてる農協にするように、これは本当に抜本的な大旋風を起こすように努力してもらいたい。私はこういうことを要望しておきます。

そこで、今回の農林中央金庫法の改正の問題でございますが、今までの御答弁で農林中央金庫の本来の目的は変わらない、このようにお聞きをしておるわけであります。農林中金のずっと過去を見てみますと、例えばかなり政府の出資比率が高いときには、もう七割以上も出資をしておる。この出資は、昭和三十四年からもう出資がゼロになつておるわけであります。私の理解しているところでは、そういう高い出資比率の上に政府出資に対する配当免除とか、こういうような規定を設けて、いわゆる対人信用による低利資金の融資、こういうことを農林漁業者に非常にやつてきました。このように理解をしておるわけであります。本来、農業あるいは林業、漁業というものはほかの企業に比べて収益性の高いものでもございませんし、そういう意味で低利、長期の資金が要るという、それにもたてるために農林中央金庫というものができた。その目的が変わらないと言ひながら、内容は逆すると今回の法改正といふものはこの目的との関係はどうなのか。例えば政府出資の規定を削るということは、そういう目的に逆行するんではないか。目的は変わらないと言ひながら、内容は逆する方向に変わっているんじゃないかなとい

う、こういうようにも感するんですが、その点はどう、この考え方でどうか。

○政府委員(後藤康夫君) 農林中央金庫に対しまして、政府出資がなくて民間出資のみで運営が行われてまつておりますし、近年、所属団体の資金が非常に充実してきているということがござりますし、また先ほどお尋ねの中でも出ておりましたような農林債券の発行機能というのもも有しておるということでございますので、今回、この出資規定を削除いたしまして、農林中央金庫の運営に何ら支障はない。むしろこの規定を削除いたしまして、民間法人の要件を満たすことによりまして、特殊法人に関するいろいろな諸規制を廃止いたしまして農林中央金庫の活性化を図ろうというものでございまして、所属団体に対しまして金融上の便宜を提供するのを第一義とするという使命の変更がございませんでも、昭和三十四年以来、三十年近くいわば眠った規定になつておられますものを削除しても、それによって使命の達成に支障を来すことはないという判断で、今回のような改正を考えたわけでございます。

○塩出啓典君 これは森本参考人にお尋ねをいたしましたが、先ほど政府の御答弁がありましたように、現在でもだんだん厳しい状況に直かけてきております。しかも金融の自由化という点は、金利の面からいえば、これから小口の方へ行くわけですから、そういうような状況の中での、本来、農林中金がより低利な資金を供給するところが、現在与えられている条件、農林中金の場合は、預金準備率が低いとか法人税が安いとか、あるいはまた金融債の発行ができるとか、こういうような条件、また今回、いろんな業務の整備拡充によって今までの制限がとれていくわけですが、そういうことで本来の目的を果たしていくことは支障はないのか。その点はどうなんでしょうか。

○参考人(森本修君) 先ほど来いろいろお話をありましたように、農林中央金庫が発足いたしました、つまり産業組合中央金庫が成立をいたしました

た当時は、産業組合なりあるいは農村の資金関係が非常に窮屈をしておるというようなこと、その結果、系統の資金も潤沢でないというようなこと

でありましたので、政府の方で出資する、あるいは財政資金といったようなものもたしか流れただと思つてますが、そういうふうな形でこれをございました。終戦後もやや似たような状況がございましたが、それが漸次状況が変わりまして、御案内のように、昭和三十四年に政府出資が事実上返還になるというようなことで、それまでまいりました。終戦後もやや似たような状況があつたと思いますが、それが漸次状況が変わりまして、御案内のように、昭和三十四年に政府出資を廢止いたしまして農林中央金庫の活性化を図ろうというものでございまして、所属団体に対しまして金融上の便宜を提供するのを第一義とするという使命の変更がございませんでも、昭和三十四年以来、三十年近くいわば眠った規定になつておられますものを削除しても、それによって使命の達成に支障を来すことはないという判断で、今回のような改正を考えたわけでございます。

○塩出啓典君 これは森本参考人にお尋ねをいたしましたが、先ほど政府の御答弁がありましたように、現在でもだんだん厳しい状況に直かけてきております。しかも金融の自由化という点は、金利の面からいえば、これから小口の方へ行くわけですから、そういうような状況の中での、本来、農林中金がより低利な資金を供給するところが、現在与えられている条件、農林中金の場合は、預金準備率が低いとか法人税が安いとか、あるいはまた金融債の発行ができるとか、こういうような条件、また今回、いろんな業務の整備拡充によって今までの制限がとれていくわけですが、そういうことで本来の目的を果たしていくことは支障はないのか。その点はどうなんでしょうか。

○参考人(森本修君) ちょっとと比較がなかなかしにくいのでございますが、私どもとしては、系統団体に対しましては、できるだけ資金のコストを下げたいわけですが、これは一般的に言えはばどうなんでしょうか。

○参考人(森本修君) ちょっとと比較がなかなかしにくいのでございますが、私どもとしては、系統団体に対しましては、できるだけ資金のコストを下げたいわけですが、これは一般的に言えはばどうなんでしょうか。

都市銀行等がだんだん割り込んでいるわけですね。そういう比率の方が増大してきているわけです。まだ全体から見れば数は少ないかもしれませんけれども。

それともう一つは、三十年近くは出資金がなくともよかつたという、これはわかると思うし、それは関係者の御努力は多とするわけですが、しかし今金融の自由化という問題、一方では外圧により農業においても開放を要求されてきているわけですね。そういう金融機関も、その金融機関が対象とする農業もあるいは林業も、過去三十年にはないここ数年の激しいそういう競争に立たされているわけですね。そういう点を考えると私は、三十年間よかつたからいいんだという、そういう自信があるのかなと思う。もちろん、この農林中金法はもう五十年以上続いてきたわけですし、森本参考人もいつまでも永久に中金の責任者というわけではないし、あなたがやめた後もこの農林中金は存続してもらわなくちゃ困るわけで、そういう意味で私は、この点御答弁は要りませんけれども、非常に心配である、こういうことを申し上げたいと思います。

それと先ほど刈田委員から質問もありましたが、いわゆる農林中金の目的の件でございます。今後政府出資もなく、いろいろな国のコントロールが外されて民営化にさらに前進するわけですが、それでも、そういう民間になればなるほどこの農林中金が本来の目的を離れて採算だけを考えていくようになれば、これは一般の民営機関と一緒になつちやうわけで、そういう意味で業務の内容というものは今後も自由に農林中金で変えていくようになるわけでありまして、そういう点からいうと、この目的というものをこの際はつきり明示すべきではないか、このように考えるわけですが、その点どのようにお考えでしようか。

○政府委員(後藤康夫君) 臨調の言つております民間法人の要件は、今回の改正によつて満たすわけでございますが、特別の農林中央金庫法という法律に基づきまして存立をいたしております單一

の法人としての農林中央金庫、そしてまたその業務につきましては、農林中央金庫法に詳細な規定がございまして、その中で所属団体への金融上の便益供与が第一義的な業務である、同時にまた金融機関として国民経済の健全な発展に寄与するというような公共的な責務なりあるいはまた系統の信用事業の最後の資金調整をする場であり、そして所属団体等を通じて集積された資金を外部経済との接点に立つて運用するというような公共的な役割も持っているということは、農林中央金庫の業務に関します規定の中できちんと書かれておるわけでございまして、

〔委員長退席、理事北修二君着席〕

政府出資の規定を削り、特殊法人としての監督から除外されるにいたしましても、こういった農林中央金庫法の規定に基づいて業務が行われ、またそういう農林中央金庫の専門金融機関としての業務運営につきまして、農林水産大臣と大蔵大臣も引き続いで農林中央金庫法に基づいて指導監督をいたすわけでござりますので、これが一般民間金融機関と同じようになってしまふという心配はないものと私ども考えておりますし、またそのようないい方に私ども当然かかるべき指導監督をいたすという考え方でござります。

目的規定ということにつきましては、農林中央

金庫法全体をごらんいただければ、その中でおの

ずから明らかになっておりますので、これまでの累次の改正の際と同様、特に目的規定を置くとい

うこととは今回においてもいたさないという考え方で御提案を申し上げているわけでござります。

○塩出啓典君 農林大臣に最後にお尋ねをいたし

ますが、今回改正が行われるということは、農林

中金が競争に打ちかか体制をつくる、そういう意

思があるんじやないか。そして、そういう民間の

活力を生かした農林中金として、そして本来の目

的を達成していく、こういうところにあるんでは

ないかと思うわけでありますが、それについても、

農林中金がこの発足以来持つてきた使命を果たすには、農林中金としても今までの考え方を改めて、

もちろん農協関係者も含めていかないと自由化の流れには勝てないんじやないか。そういう意味で、これがございまして、その中で所屬団体への金融上の便益供与が第一義的な業務である、同時にまた金融機関として国民経済の健全な発展に寄与するというような公共的な責務なりあるいはまた系統の信用事業の最後の資金調整をする場であり、そして所属団体等を通じて集積された資金を外部経済との接点に立つて運用するというような公共的な役割も持っているということは、農林中央金庫の業務に関します規定の中できちんと書かれておるわけでございまして、

○國務大臣(羽田孜君) 先ほど来先生御討議をいたしましたように、この農林中央金庫法という特別な法律に基づいて設置された金融機関であるというこの第一義的な使命というもの、これを忘れるることは許されない、ということであり、またそのためにあるんだということを自覚しながらやつていかなければならぬと思います。

しかし、今お話をありましたように、また御討論の過程の中にもありましたように、今農協離れですか、あるいはこういう金庫から離れていく、

そういう動きもあり、また一般金融機関も農村地帯にも相当入ってきて、相当競争が激化されるという状況でございます。

そういうことで、新しい法律に基づいて活性化というものは図られていかなければいけない。活

力を持ったものでなければいけない。また農業者自体が要求するそういう品ぞろえといいます

か、そういうものなんかなについても十分分配慮しながら対応していかなければ、せっかく民間化いたしましても、機能というものを十分發揮できないのではないかというふうに思つております。

ですから、そういう意味で、いずれにしましても、今度は民間としてのあれですから、まず自立

といふことありますけれども、私ども農林水産省といたしましても、そういった目的というものはきちんと貫徹されるように適宜指導助言をしてまいりたい、かように考えております。

○塩出啓典君 次に、林業関係でございますが、農林中金はもちろん林業も含まれるわけで、近年

中金が競争に打ちかか体制をつくる、そういう意

思があるんじやないか。そして、そういう民間の

活力を生かした農林中金として、そして本来の目的を達成していく、こういうところにあるんでは

ないかと思うわけでありますが、それについても、農林中金がこの発足以来持つてきた使命を果たすには、農林中金としても今までの考え方を改めて、

私はふるさとは愛媛県でございますが、先般ふるさとへ帰りまして林業関係者といろいろお話をいたしました。林業組合は預金は扱っていないよ

うですが、農林中金等からお金を借りて林業経営に融資をする、なかなか返済も厳しい。このままで安心するのではなくしに、その裏がどういう状況であるのかという、こういう点も私はつがんで対応を立てていただきなくてはいけないんではない

かと思います。

○塩出啓典君 先ほど来先生御討議をいたしましたように、この農林中央金庫法に基づいて設置された金融機関であるというこの第一義的な使命というもの、これを忘れるることは許されない、ということであり、またそのためにあるんだということを自覚しながらやつていかなければならぬと思います。

しかし、今お話をありましたように、また御討議の過程の中にもありましたように、今農協離れですか、あるいはこういう金庫から離れていく、

そういう動きもあり、また一般金融機関も農村地帯にも相当入ってきて、相当競争が激化される

という状況でございます。

そういうことで、新しい法律に基づいて活性化

といふことは図られていかなければいけない。活

力を持ったものでなければいけない。また農業者

自体が要求するそういう品ぞろえといいますか、そういうものなんかなについても十分分配慮しなが

がら対応していかなければ、せっかく民間化いたしましても、機能というものを十分發揮できない

のではないかというふうに思つております。

ですから、そういう意味で、いずれにしましても、今度は民間としてのあれですから、まず自立

といふことありますけれども、私ども農林水産省といたしましても、そういった目的というものは

きちんと貫徹されるように適宜指導助言をしてまいりたい、かように考えております。

○塩出啓典君 次に、林業関係でございますが、農林中金はもちろん林業も含まれるわけで、近年

中金が競争に打ちかか体制をつくる、そういう意

思があるんじやないか。そして、そういう民間の

活力を生かした農林中金として、そして本来の目的を達成していく、こういうところにあるんでは

ないかと思うわけでありますが、それについても、農林中金がこの発足以来持つてきた使命を果たすには、農林中金としても今までの考え方を改めて、

私はふるさとは愛媛県でございますが、先般ふるさとへ帰りまして林業関係者といろいろお話をいたしました。林業組合は預金は扱っていないよ

うですが、農林中金等からお金を借りて林業経営に融資をする、なかなか返済も厳しい。このままで安心するのではなくしに、その裏がどういう状況であるのかという、こういう点も私はつがんで対応を立てていただきなくてはいけないんではない

かと思います。

○塩出啓典君 林業経営というのは息の長い話で

あります。私の住んでおる広島県におきましても、県漁連の組合長等がいろいろ解任になつたり刑事事件になつたり、これは経営の破綻に一つの因があつたようあります。あるいは組合長が不正融資をするとか、そういうような事件が非常に多い

ようには思つわけであります。こういうことは本当に残念なことであります。こういう不正事件とか経営破綻というものの最近の状況はどうなつか。また、こういふものの防止のためには農水省としてはどういう対策を講じておられるのか、これをお尋ねいたします。

○政府委員(後藤康夫君) 農漁協の不正事件が後を絶たないという点につきましては、私ども大変懸念に思つておりますし、またそういうことを防止するための努力もしてまいらなければいけないと思つておりますが、農協につきまして過去十年間における不正事件の発生状況を見ますと、発生件数は五十年度をピークに減少傾向にございまして、五十九年度に三十四件になつております。

また金額的にもほぼ減少傾向にございます。発生部門は、従来から信用部門が御指摘のとおり多いという実情になつております。

経営破綻という問題にどの程度発展するかといふことでござりますけれども、経営破綻の原因は必ずしも不正事件のみあるというわけではございませんで、不正事件一件当たりの平均額で見ますと一億一千六百万程度でござりますので、その程度の額で直ちに組合が破綻をするという場合は平均的には少ないと考えられるわけでございま

す。

経営破綻を相互援助制度の発動件数でとらえてみると、最近十年間で毎年一件ないし三件というような状況でございます。

それから不正防止の問題につきましては、何といましても、貸出業務につきまして審査体制を確立して融資の適正化を図るということと、内部管理体制を見直して業務執行について自己点検機能を強化するといいますか、そういうことが必要でござりますし、また不正の未然防止のための内部牽制機能の強化を図るというようなことが基本的に重要でございます。こういった点につきまして、私ども過去にも通達を出し、また農協の常例検査なり、あるいはまた特定の事業規模以上を持つておりますよつた単位農協につきましての特

別検査というよつたものも実施しながら、不正事件の防止に努めているところでござります。

〔理事北修二君退席、委員長着席〕

○塩出啓典君 次に、水産庁が非常に負債の多い漁協に対してその対策を講じてきておるわけあります。その実施状況と効果はどうなつか。

それともう一つは、漁協の貸出金が、昭和五十九年度において初めて貸出残高が減つたわけですね。このように、これは日本銀行の経済統計月報にあるわけですが、貸出残高というのは借りる方からすれば借金ですから、借金が減るということですから、これは喜んでいいのか、この点はどうなんでしょうか。

○政府委員(佐野宏哉君) お答えいたします。

前段の不振漁協対策でございますが、六十年度から漁協信用事業整備強化対策事業という名前で始めでござります。六十年度は事業実施初年度でございましたので、基本方針の策定あるいは信用事業実施漁協の類型化の段階までにとどまつた県が多くて、要整備漁協についての整備計画及び財務改善計画の樹立というところまで進んだ县は少なかつたのでございますが、各県から一応お伺いしているところによりますと、六十年度におきましては、漁協の類型化基準によりまして要整備漁協についておおむね計画に沿つた整備計画及び財務改善計画の樹立が行われるものというふうに見込んでおります。

この事業は、効果が發揮するまでにはかなり時間がかかるところでございまして、そういう意味では気長に成果を見守つていただきなければいけないというふうに思いますが、私どもとしては、信用事業を実施しております漁協の体質改善に着手して寄与することを期待しているところでござります。

それから後段の貸出残高が減つておるという点についてのお尋ねでございますが、これは殊に長期貸出金が低迷しておるという点に由来しておるものであります。長期貸し出しの低迷の根底

にあるものは、漁業者の設備投資意欲の減退といふことであるというふうに考えておりますので、決してうれしい事態であるというふうには言ひにくいように存しております。

○塩出啓典君 最近、漁業者は、輸入水産物の値段は下がるけれども油の値段はなかなか下がらない、しかも中國地方では韓國船の進出とか、そう

いう点で大変厳しい状況に置かれておるわけであります。また農協としても、そういう対応に今後とも努力していただきたいことを要望しております。

最後に、これは規制緩和の問題でござりますが、県信連等からは、国債の窓口販売などの規制緩和の要請が強いわけであります。また農協としても、信

用事業が競争に打ち勝ついくためにはそういう規制を撤廃してもらいたい、こういうような要請

もあわるわけであります。こういう規制の撤廃と規制が競争に打ち勝ついくためにはそういう規制を撤廃してもらいたい、こういうような要請

りました国債の窓口販売というよつた問題も含めて、今申し上げましたよつた点を念頭に置きながら、検討を進めてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

○下田京子君 農林中央金庫法の改正について質問いたします。

今回の改正というのは大きく言つて柱が二本。一つは農林中央金庫の民間法人化と、もう一つは金融自由化という金融情勢に応じた農林中央金の業務の整備を図るのだということにあると思つわけです。

そこで、まず確認したい点なんですが、業務関係規定の整備の問題なんですけれども、所属団体及び取引先のニーズの多様化にこたえるための措置なんだということで四点挙げられていると思うんです。

一点は、金銭債権の取得や譲渡を行うことがで

きるようになります。二つ目に、債務保証の範囲を拡大していく。三つ目、出資もしくは株式の払込金の受け入れや配当金の支払いの取り扱いができる範囲の拡大をする。四つ目に、債券の募集の受託や担保付社債信託法による信託業務ができるようになります。この四点挙げられている中で、所属団体のニーズにかかるものは何んでしようか。

○政府委員(後藤康夫君) 所属団体からのニーズといいますか、御要望というふうな点で申しますと、金銭債権の取得または譲渡、それから出資もしくは株式の払込金の受け入れまたは配当金の支払いの取り扱いを行ふことのできる範囲を貸し付けをなし得る者まで拡大する、この辺も御要望があつたところというふうに聞いておるところでございます。

○下田京子君 出資もしくは株式の払込金の受け入れ云々というのは、これは要望があつたけれども、実際的には中金そのものの話だと思いますよ

ね。

次に、金融機関としての機能の整備であるとか、あるいはまたその他旧規定の整備等あるわけですが、けれども、特に確認したい点は、末端の協同組合

にかかる点での直接的な整備という点はどこかといえば、その他既規定の整備等にかかる部分の貸付期間制限を廃止する、こういう件にのみあるというふうに理解してよろしいですか。

○政府委員(後藤康夫君) ただいまお話をございました貸付期間の制限の撤廃、それからまた公益事業法人の業務代理、公共料金の徴収など所属団体、農漁協等の金融上の利便に資するところが改正の内容だというふうに理解しております。

○下田京子君 今のお話は特に料金等の取り扱いというのは全農中心になるかと思うんですね。末端はもうやられているというふうに理解しています。

今回の農林中央金庫法の改正に伴ってなんですが、大事なことは、農林漁業の協同組合を基本構成員にして成り立つのがこの農林中金ですね。そうしますと、これら協同組合に金融上の便益を供与するんだということが第一義的な使命だと思うんですが、その点から見まして、今回の法改正というのは、もつとそこに焦点を当てた形であります。そこが必要ではなかったのではないか。この辺どう思いますか。

○政府委員(後藤康夫君) 私が先ほど申し上げましたような点が所属団体なり、農漁協に直接関連のいたすところでございますが、農林中央金庫の法律上の規定におきましては、既に從来から所属団体につきましての各種の直接的な金融上の便宜供与についての規定は相当程度整備されております中身は、最近の金融情勢の変化に伴いましていろいろ生じてきましたニーズに対する業務規定の整備を図ることで幅広く考えておりますので、御提案申し上げているような内容になつてゐるわけでございます。

○下田京子君 いずれにいたしましても、所属団体、特に末端の農林漁業協同組合のニーズにこたえているかどうかという点では、何よりも現在の中金の構造を見てみればわかると思うんですね。業務内容を見てみますと、預金の方はどうかとい

えば、五十九年度末十五兆六千三百二十三億円中、所属団体は十三兆八千二百一十三億円で、実に八・四%、約九割占めています。五十年度時点では八億円中、所属団体は一兆三千五百七十七億円で、その占める割合というのは一五%、五十年度末では三七・二%であります。一方、貸し出しの方は急激な落ち込みになつております。ですから、貸し出しに余裕金等加えて総合運用額を見ますと、五十九年度末二十一兆五千百四十八億円で、この総運用額に占める所属団体貸し出しというのは、何とわずか六%なんですね。これがかつて五十年度末には二三%を占めていたという点で、この総運用額の点でいつても大変な落ち込みで、異常なテンポで農林漁業離れが起つてきています。これを決して好ましい事態じやないと思うんです。そうですね。

○政府委員(後藤康夫君) 御指摘のとおり、所属団体貸し出しにつきましては近年伸び悩み傾向にござります。それに対しまして所属団体以外への貸し出しが増加しておるといふことも事実でございます。このことは、一つは農家等の資金需要が最近の農林水産業をめぐります状況が厳しいといふことで投資意欲が全般的に低下している、停滞しているということに加えまして、近年、総じて信農連、農協等の所属団体の資金が充実してきているということで、農林中央金庫への借り入れ依存度が低下しているといふことが主な要因になつていています。このことから見ますと、まさに農林中金は大手企業の専門融資機関というふうに言えるような傾向になつていているんではなかろうか。どうですか。

○政府委員(後藤康夫君) 私、この数字について特段異を唱えるつもりはございませんけれども、時間が限られていますので端的にお願いしたいんです。

続けますと、いろいろ理由はあると思うんですけれども、好ましい状態でないといふことはお認めだと思うんです。

問題は、今回の改正で一層サービスが拡大される、それは一体どこのかといいますと、関連産業内容を見てみますと、預金の方はどうかといふふうに思つておられます。

○下田京子君 評価は分かれるところですが、事実が物語つてゐると思いますのは、資料にも書いておきました。金融ビジネスより私いろいろ拾いました結果なんですけれども、同じような性格であります商工中金の場合と比べまして、関連産業の要綱等についていただきましたところが、関連産業法の範囲の基準といふものは一応定められておる。そのときどき恐らく厳しく査定もされでいると思うんですけども、数回にわたつて改正がなされ、品目の拡大をし、流通業者を入れるなどとにかく対象を拡大してきたといふのは事実ですね。

○政府委員(後藤康夫君) 簡潔にお答えをいたします。事実でございます。

○下田京子君 ありがとうございます。

それで、資料をちょっとご覧いただきたいんですけれども、上場会社、五十九年度末でなければ上場会社、五十九年度末でなければ上場会社でありますけれども、上場会社であります。それで、資料をちょっとご覧いただきたいんですけれども、伊藤忠商事で六百一億八千七百万円貸し付けております。五十九年度にありますと、これも同じくトップが伊藤忠で五百七十一億一千六百万円貸し出しております。トータルでもってこの大手九商社だけで実に五十九年度は二千四百八十一億四千万円、これだけの貸し付けをしておるわけですね。

一方、いつも私も指摘しているんですけれども、こうして農林漁業者から集められた資金を借り受け、いろいろ世界的に商活動をなされている総合商社九社の中で、五十九年度自民党的政治団体である国民政治協会には三億五千九十四万円の献金がなされている。新自由クラブ、民社党への献金もなされておりますが、こういう状態である。

それから、もう一つの資料をごらんいただきたいのが丸紅でございます。この丸紅の融資状況がどうかという点で、私は特に融資条件の問題を指摘したいんですね。五十年度からの融資額をすつと書いておりますけれども、五十九年度末で三百四十一億八千五百万円、丸紅に融資しております。多くの農林漁業者が担保なしですね。

物件がないというようなことで非常にあえいでいる中で、これは債権取り立てで問題がないということやられたかに思いますけれども、道義的に見ていかがなもののかというふうな大変問題がまた指摘されるわけです。

こうした事態についてもちろん承知されておると思うんですが、承知されているか、いないかだけ。

○政府委員(後藤康夫君) 御指摘のありましたような総合商社は、飼料穀物の輸入でございますとか、農機具、農林水産物の販売等の業務を営んでおりますので、これらの業務が生産資材なり農林水産物の流通に該当することから、関連産業貸し出しとして農林中央金庫が融資しているものでございます。この場合、法人の事業全体のうち、今申し上げましたような当該業務の占める割合が一定の率以上となつていてそれを貸し出しの要件にいたしておりまして、融資金額につきましてもこの関連金額を限度として扱っております。

担保の徴求等につきましては、私どもよりもむしろ中金の方からお答えをいただいた方が適當ではないかというふうに思います。

○下田京子君 どういう理由で担保なしだったのかという理由は今聞いません、これは事実なんですから。それで、今一定の基準の中での取り扱い割合があれば、その基準に基づいて貸し付けているといふことなんですが、その基準さえ満たしておれば、一体高利回り運用ということであればだれでもいいのかということになるわけです。かつて問題になつたと思うんですけれども、サラ金会社にも融資していく社会問題になりましたね。それに類似企業から農民が高い金利で借りておるわけです。あるとかオリエントファイナンスへの融資ではないかと思うんです。これも資料をごらんいただければおわかりかと思うんですけど、これらの企業から農民が高い金利で借りておるわけです。つまり農林漁業者から集めた資金がこういうオリエントファイナンスや、クレジット会社ですね、

日本信販などに融資される、これらの企業が年率一一・七五%ないしは一四・二五%という高金利でもってまた農民のところに個別品目をあつせんとして手数料をいただいてくる、利子をいただいてくる、こういう仕組みになつております。ですから、考え方方が違うといえばそれまでなんでしょうけれども、直接どうして農民にこたえるような形での対応ができないんだろうか。どうでしよう。

○政府委員(後藤康夫君) 言話の前の方に出でおりました信販とかクレジット、リースを営む法人に対する融資でございますが、信販、クレジットの業務を営みます法人は、農業者の農機具の購入でございますとか、一般消費者の食料品とか、木工家具の購入等々に当たつて信用供与を行つてゐる、またリース業を営む法人につきましては食料品店に対する冷凍とか冷蔵機器なり、あるいはいろいろな加工器具の貯蔵業務を行つていてるというようなことから、関連産業貸し出しとして一定の基準のもとに貸し出しを認めているものでござります。

それから系統の所属団体あるいはまたその構成員に対しても融資の努力が足りないのではないかというのが一番最後のお尋ねであろうかと思いますけれども、その点につきまして、今系統の内部におきまして、從来から要綱融資というような形での独自の低利融資の資金の制度なども自主的におやりになつてきておられますけれども、これを一層整備して、所属団体あるいはその構成員に対するサービスの充実を図ろうという検討も、現在系統組織の中で、中金あるいは農協中央会というようなところで現在なされているところでございまして、そちらの方につきましても、私どももちろんこれからも指導もし、またそういう中金を初め、系統組織の努力に対する支援、指導をしてまいりたいと思っておるところでございます。

○下田京子君 できるだけ農林漁業者のそういうニーズにこたえるものを要綱融資という形でやつてあるという御説明がありました。そこが大事なことなんですね。

指摘したいことは、農協信用事業の資金調達原価及び運用利回り、これを見ますと、調達原価は五十八年度の場合に六・六八%あります。運用

利回りの方は七・六三%、ですから利子が〇・九五%となつておるわけですねけれども、この運用利回り中、貸出金利は八・三七%と平均運用利回りよりも高いんですね。ですから、信連に預金する

○政府委員(後藤康夫君) 信用事業としましては、御指摘のとおり、利回りといふ点につきまして、あと大臣にお答えいただこうかと思います。農家のニーズにこたえる融資という点では、確かに商品としてはいろいろおやりになつてゐるんですね。特に、最近は、農協の用途別貸し出しの残高状況を見ますと、生活関連で三四・五%とトップでございます。特に、対前年比で五十八年度末残高で見ますと、農協住宅ローンあるいは教育ローン、こういうものが大きくなつております。ますし、この点で、国また中金が援助していくべきだと思うんです。

○國務大臣(羽田政君) 国いたしましても、そういう二ニーズにこたえるためにいろいろな制度を拡充していく、この努力というものは必要だと思います。それと同時に、こういった現地で自主的な創意工夫、そうしてみんなそれが機関の努力によってこういうことがなされていくこと、これは大変いいことだなというふうに思います。

○下田京子君 いいことだなあととどまらないで、國もおやりになるということを最初にお述べになつているところを私も改めてまた指摘しております。特に、ことしから高校生に無利子の奨学資金です。特に、ことしから高校生に無利子の奨学資金を発足させたんですね。そのねらいと次に、水産金融の問題について御質問します。

具体的に日ソの漁業交渉に関連して機敏な資金対応ということでもつて皆さんいろいろと首を長くしてお待ちになつております。四月十一日、日ソ漁業交渉が大筋合意してもはや一ヶ月でしょう。交渉の妥結のおくれによつて一月以降の休漁

食事をつくつて、そしてバイキングでもつて楽しめながらいろいろとまた地域の農業を子供たちに教えていく。こういうこともおやりになつていて、それに基づいた形での資金対応、それに対する中金や国の援助というものが今検討されかかるべきではないか。

その点でもう一つ御紹介したいのが、これは静岡県の場合なんですかね。県信連がことしの七月から農協青年部向けの生活資金をつくりまして、金利が四・六%の低利で百万円限度なんですね。これは用途自由ということでのカルチャーリンギなんですね。県信連は農協に年利一%の利子補給を行つてることなんですね。

ですから、さつきから何度もいろいろお話しになつておりますが、言葉だけの農林漁業者のための金融機関だとおっしゃつても、現実がそうなつていいないというところは強く反省して、正すべきは正して、国がやるべきはやつていただきたいという点での大臣の決意を聞かしてほしいわけですね。

大臣、いいですか。事例を御紹介したいんですけれども、青森県の下田町農協というのがございまます。この農協は地域とのかかわりを強化していくこと、これは大変いいことだなというふうに思ひます。

○國務大臣(羽田政君) 国いたしましても、そういう二ニーズにこたえるためにいろいろな制度を拡充していく、この努力というものは必要だと思います。それと同時に、こういった現地で自主的な創意工夫、そうしてみんなそれが機関の努力によってこういうことがなされていくこと、これは大変いいことだなというふうに思ひます。

等による経済的打撃。これは細かく言うまでもなく長官はよく御存じのことと思うんです。特に漁業者、加工業者等の関連業者に対し、北海道、青森、ここではばつなぎ資金が実施されておりまして、宮城も間もなくつなぎ資金が実施されるというふうに承知しておりますが、問題は國の方の対応なんですね。

こう言つたんですが、つなぎですから一体どこにつなぐのかという点で、一つは、漁業者の場合に国際規制の関連経営安定資金、これはいつ発動できるんでしょう。それから条件の緩和等は検討されているかどうか。

二点目。加工業者向けの水産加工経営改善強化資金のうち、国際規制関連経営安定資金について、既に昨年カニ、ツバの特例措置を行いましたけれども、おくれおくれで実態がなかなかうまくいかなかつたということもあるわけで、そういう特例つきの措置等をいつおやりいただけるのか、その辺の見通しをお聞かせください。

一つは、漁業者に対する国際規制関連経営安定資金の方でございますが、実はこれは出漁遅延によって生じました漁業者の経済的な損失を後年度の漁獲でカバーするよう繰り延べていくための資金、そういう性質の資金でございますので、この発動を決めます前提としては、今度の交渉の妥結結果に対する漁業者の皆様方御自身の身の振り方をどうなさるかということについての御判断、あるいはどの程度のインパクトを受けておるかということについての見積もり、そういうことが前提になりまして資金の発動ということになりますので、この点、そういう手順がかかるということを御理解いただきたいと存じます。ただ、つないでいただいている以上は、今後も生き残つていかれる方につきましては、国際規制関連経営安定資金の方へつながってまいりますし、それから減船のやむなきに至る漁業者につきましては、また減船のやむなきに至る漁業者についての対策を

講ずることにいたしますからそちらにつながっていくことになる、そういう性質のものであるといふうに考えております。それから水産加工経営改善資金、これにつきましては実情を精査の上、できるだけ早く融資をするようにないたしたいというふうに考えております。

問題もございますが、一つは現在出しております  
つなぎ資金を借りるに当たって、授信力が不足し  
ております。思うように金融機関に信用してもらえない  
から借りられないという問題がございますの  
で、この点につきまして中小企業信用保証の特例  
措置ができるだけ早く動かすようにしたいといふ  
ふうに考えまして、通産省にお願いしているところ  
でござりますが、通産省の方でも前向きに財政  
当局と今も相談していくださつておるというふうに  
承知をいたしております。

○下田京子君 考え方が示され、早期に実現する  
ようなどいうことの努力の姿勢は示されたわけですが  
ございますけれども、基本的にいかがなものかと  
思いますのは、長官も大臣も、どんなに切実である  
かということは皆さんよく御存じだと思うんですね。  
ですから、それだけに業界に石を投げたままで、  
あなたたちが行つて、どういう身の振り方であ  
するのか決めてこい、それから対応するというや  
り方ではなくて、遠洋にあっても、沖合にあって  
も、沿岸にあっても、日本のこれから二百海里時代  
の中でどう生きていくかというような抜本的な方  
策とあわせながら、当面やれる部分ではこういふ  
対応がある、その中で皆さんどうなのかといふ、  
一定のそういう方向づけというものを示さなきや  
いけないと思うんです。そういう対応でぜひお願  
いをしたいと思います。よろしいですね、この点  
は。

里水域のほかに、我が国の二百海里水域の中でも操業水域を持つておりますから、したがいましてソ連の二百海里水域の中で今度出てまいりまして、ような規制の強化がどの程度減船という事態にながるのであるかなどということにつきましては、必ずしも一義的に決まつてくるわけがないという面ながるのであるかといふことにつきましては、必ずしも一義的に決まつてくるわけがないといふ面がございます。

それから沖合底びきの場合には、例えば東洋丸とおなじみにいふ要素がいろいろござりますので、ただいまのようなことを申し上げたのでございまして、当該物事が決まっていく過程におきまして、当然私ども行政の側で決断していく過程でお手伝いしていくべきことはしていくということではなければいけないと思つておりますので、投げ放しとは思つておりません。

○下田京子君 話が前後しますけれども、さつきの加工業者に対するつなぎ資金の話で、中小企業信用保険法の倒産関連保証の指定、そういうことで考へておつしやいましたがこれを早期にやってほしいといひますのは、加工業者に対するつなぎ資金は北海道のみが実施しているんですよ。融資枠が三十億ありながら、実績は四月末で二億九千九百万しかない。つまりそれは何かといひますのは、借りようにもすべて担保に入つていて借りられないというような状態であるということ。御承知だと思いますが、念のために指摘しておきます。

それから漁業者のつなぎ資金の方なんですがけけれども、これは飛んじやつたから戻りますが、北海道の場合に金利がどのくらいかといひますと五・七五%なんです。宮城県は5%になつております。しかしも国際規制関連の経営安定資金の

で、一ヵ月さつと七百万、四・五ヵ月分にしますと三千百五十万円にもなるということなんです。ですから、問題は、こういう漁業者の影響調査をきちんとなすべきだということ。それから、できたら休漁補償という格好で別途、今のような融資という格好ではなくて、新たなものを検討してくれと、そういう要望も出ているということを御承知の上で早期に種々検討いただきたいと思うんです。

○政府委員(佐野宏哉君) 私どもモスクワから帰つてまいりましてすぐ、大臣にお供して北海道へ、現地へお邪魔をいたしまして、つぶさに実情は伺つてきましたつもりでございます。こういう大変難しい事態でござりますので、関係の漁業者あるいは水産加工業者の皆さん方のお気持ちにできるだけ即するように努力してまいりたいと思っております。

○下田京子君 もうちょっと実態をこちらで申し上げたいのは、加工関係の方々が今どういう状況かということなんですねけれども、日ソの妥結による影響、二百海里時代における影響と同時に、円高というダブルバンチで大変な状態になつているんですね。そういう点で調査をもつとめづらめ細かくやついていただかなければならぬと思うんで、八戸の水産加工連で資料もいただいて御説明を聞いてきたんですけどれども、まず売り上げ額の減少率はもう大変なんですね。昨年一―四月期とことしの六十一年一―四月期を比較しますと、ミールで四九%売り上げダウン、練り製品で四〇%のダウン、すり身で三八%缶詰で五四%、一般加工前処理関係で六九%もダウンしておりま

す。そういう中につけて、操業率がダウンし、休業ということになりますから、婦人中心に雇用の方も容易でなく、一千六百人もこの八戸市だけで仕事を失っているという実態。そして業者の不況対策資金の借り入れの希望をとりましたら、もう三十億円あります。条件は低利、長期、そして今のような状況の中で金利も低下しているので、もうちょっと新たな形での低利の融資というものを別途考えてくれ、こういう御要望も出されておりますので、円高、北洋関連あわせた対策というところで、大臣、取り組んでいただけます。

○國務大臣(羽田孜君) 円高の方につきましては、漁業だけではなくて、ほかの関係もございましてけれども、私どももこういうものもあわせて、今の地域の窮屈といふのは私どもよく存じておりますので、できるだけ早い機会にいろんなその対応をしていきたいというふうに考えております。

○下田京子君 先ほどちょっと長官がお述べになりました、今後の二百海里時代にあっての漁業のあり方論の抜本問題は別途、私、質問する機会を持ちたいと思うんでそのときに申し上げたいと思うんですが、基本となるのは皆さんおっしゃつていましだけれども、加工業者も中小漁業者とともに生きる道というものを真剣に考えろということでした。大手商社に原料を依存しておりますと中小加工屋さんというのはもうどうにもならないとの点で申し上げたいのは、輸入原料の割り当ての問題なんですが、一つは大手メーカーの市場支配という格好にならないようにもう少し実需者に割り当てをしてくれ、こういう御要望が多いです。全国水産加工連あるいは全浦連、こういう実需者割り当てをふやしてくれ、これが一点。それから日本水産新聞にも載っておりますけれども、こうした中で大変円高の不況を受けて、一般加工屋さん、漁業者は大変なんですが、大手商社というのは結構利益を上げているんですね。三商事水産部の売り上げは横ばいなんですかねでも、むしろ利益は大幅に回復している。それから

丸紅の場合には、北洋関係の商材、エビが大変よかったです。そういうことで前年に比べて大幅上回る。こういう報道があります。そんな中で日本の大手水産加工会社、マルは、日本、二社がアラスカ州で冷凍すり身工場建設、そして生産に入るというような状況も報道されています。確認いたしましたら水産厅でも承知しているということなのであります。問題は、日本の漁獲割り当ての影響がどうなるんだろうか、中小加工業者の輸出に大きな打撃が出でくるんではなかろうかということを思いましたと、こういう大手メーカーの市場支配という格好で野放図にしていたら大変なことになるんだということを肝に銘じて指導いただきたい、よろしく。

○政府委員(佐野宏哉君) お答えいたします。私どもは先生御指摘のように、加工関係の実需者の立場というのは十分気をつけて今後の事態に對処してまいりたいと、こう考えます。

○下田京子君 いずれにしましても、私は忘れられないのが石油危機のときなんですね。石油メーカーが千載一遇のチャンスだということでもしろ便乗値上げをやつてきたというようなことになります。

最後に、この関係で参考人、理事長に質問したいのは、今……

○委員長(成相善十君) 最後ですね。

○下田京子君 最後にやないです、もう一つあります。

ただいまお話しのように、これらの資金というのは中金から原資の手当が必要なんですね。そういうことをよく考えた上で対応いただきたい。特に近代化資金などという形で政府とリンクしているものは重要な役割を中金が果たしているわけです。その点で御答弁いただくこと。

あわせて、これは長官に聞きたいのですが、その関連でいいますと、一月にも長官にお願いしていただいたと、これは山形県の漁協のイカ釣り漁民の皆さんと一緒に頼りに頼んでいます。

○政府委員(佐野宏哉君) お答えいたします。漁業経営再建資金でございます。今先生が言及をなさいました二つの件ですが、一つ山形県の方は、これは九月の補正で用意してくださって県の方もつき合ってくださるようございまして、漁業経営再建資金は本年から動き始める予定になつております。それから秋田県の方は、その前から始めました漁協の整備強化対策、あちらの方をやる方が先だということで、六十一年度は差しあたつましたが、まず、今度の改正は今度の改正でござりますけれども、農林漁業の団体を中心とする協同組織体の全国金融機関でございます所属団体への金融上の便益供与を第一義の使命とするということでござります。さらに農林中金は金融機関として国民経済の健全な発展に寄すべき責務を有していることと、そして最終的資金調整の観点から系統資金と外部経済との接点としての機能を持つていていうふうに考えております。こういう考え方から、所属団体への金融上の便益供与の業務のほか、系統資金と外部経済との接点としての資金運用業務などの公共的役割、これを担っているものであるということを申し上げることができます。

○喜屋武眞榮君 私、一部改正法案に対しても、この席で確かめたい、こういう考え方で十二、三の問題を拾つてありますのでそのようにお願いします。森本理事長さんも御出席でありますのでひ

きましたし、私もまた行きましたが、その負債問題でぐつての問題点、これを大臣に基本的なことにあります。それでお尋ねいたします。

今回の改正の中心は、何と申しましても、臨調の指摘を受けて行うということ、そして農林中金の民間法人化である。したがいまして、今回の改正の是非を見る上で、政府は一体農林中金の使命、役割をどのように考えておられるのであるか。そして、今回の改正に当たって中金の基本的性格を維持するように考えておられるのか、また今回の改正に当たって中金の基本的性格を維持されるとわざですが、今後も維持されるという基本性格をどのようにお考えであるのであるか、その点を最初に明らかにしていただきたい。

○國務大臣(羽田孜君) まず、今回の改正は今度の指摘がありましたが、臨調からの指摘、これと同時に、あわせて時代の要請にこたえるということで法改正をするということです。

その基本的な考え方でありますけれども、農林漁業の団体を中心とする協同組織体の全国金融機関でございます所属団体への金融上の便益供与を第一義の使命とするということでござります。さらに農林中金は金融機関として国民経済の健全な発展に寄すべき責務を有していることと、そして最終的資金調整の観点から系統資金と外部経済との接点としての機能を持つていていうふうに考えております。この考え方から、所属団体への金融上の便益供与の業務のほか、系統資金と外部経済との接点としての資金運用業務などの公共的役割、これを担つているものであるということを申し上げることができます。

○喜屋武眞榮君 今基本的な問題点を述べていたいたんです。

次に、農林中央金庫が単協、信連の頂点に立つ系統金融の全国機関である、こう言えると思うんです。そうすると、零細な農林漁業者の経済的、社会的地位の向上を図ることを目的とする、こ

う言えると思うんです。それだけにその目的達成

に当たつての政策性の強い組織の存立をそのためには昭和四十八年の改正においても担保する見地から、政府出資規定を残すという特殊法人としての位置づけがされたものであると理解いたします。このようないきさつにもかかわらず今回政府出資規定を削除し、民間法人とするとの意義は一体どこにあるんだろうか、改めて確かめてみないと、こう思つんです。

○政府委員(後藤康夫君) 前回の改正が昭和四十八年に行われましてから今回が次の大きな改正になるわけでござりますけれども、前回の改正の際にも、昭和三十四年以来政府出資の実績がないと云ふことと、この出資格者のところの政府を残すかどうかということも議論の対象になつたようですが、その当時におきましては、系統の組織の中におきましても議論が分かれただしまして、農林中央金庫の基本性格というふうなことから考えて、あえてこの際政府出資の規定を削るというところまではしないということでしたとしても、特殊法人としての位置づけをそのまま残したわけでござりますけれども、その当時におきましては、系統の組織の中におきましても議論が分かれただところでございます。また私ども政府の側といつても、昭和三十四年以来政府出資の実績がないと云ふことから考えて、あえてこの際政府出資の規定を削るというところまではしないということでしたとしても、特殊法人としての位置づけをそのまま残したわけでござります。

しかし、その後既に十数年を経まして、その後も農林中央金庫の資金需要はさらに一層充実を加えてまいつた、そしてもう昭和三十四年から數えますと三十年近く政府出資を要さずして円滑に業務を遂行してきたという実績が積み重ねられてまいりております。加えまして、臨時行政調査会の答申におきまして、特殊法人等は極力自立化できるものは民間法人化すべきだという方針が打ち出されまして、これを機会に私どもも種々検討いたし、そしてまた系統団体の御意見も伺つたわけでございますが、そういった中で、基本的な使命なり性格というものは変更しないけれども、この際むしろ形式的に残つております政府出資資格というものを削除いたしまして、あわせて総務庁の行つております特殊法人としてのいろいろな規制なり監督の対象からも除外するということで農林中央金庫の活性化を図ろう、その方がベターであります。

○喜屋武眞榮君 私があえてこれを聞きましたのは、民間法人という建前からしますならば、当然民法や商法等の法律によって設立されるべきが普通であると、こう私、理解しておつたからであります。ところが、農林中央金庫法によって改正されると、そこまで、今さきの問い合わせの裏表にもなると、そこまで、今さきの問い合わせの裏表にもなると、

あるその真意が一体どこにあるんだろうかという疑問を持つておつたわけであります。今の御答弁で一応わかったような気がいたします。ところで、今さきの問い合わせの裏表にもなると、そこまで、今さきの問い合わせの裏表にもなると、

うんですが、農林中央金庫が今回の改正法によつて民間法人としての自主的業務運営体制を整えることとされており。しかしながら農林中央金庫法の一部改正によって処理しておる。ところが基本的には依然として特別の法律に基づき設立された法人のままである。だから法人としての性格がよくわからないような気がいたしたものですからあえて聞いたわけですが、もう一遍その点をはつきりさせたいただきたいと思います。

○政府委員(後藤康夫君) 民間法人化という言葉の意味でござりますけれども、臨調の答申にいわれております意味合いで私ども使つてゐるわけでございますが、「これは三つの条件がございまして、政府またはそれに準ずるものからの出資が実態上も制度上もない」というのが第一でございまますと三十年近く政府出資を要さずして円滑に業務を遂行してきたという実績が積み重ねられてまいりております。加えまして、臨時行政調査会の答申におきまして、特殊法人等は極力自立化できるものは民間法人化すべきだという方針が打ち出されまして、これを機会に私どもも種々検討いたし、そしてまた系統団体の御意見も伺つたわけでございますが、そういった中で、基本的な使

用的な金融機関であつて、農林中央金庫法という单一の法律によって具体的な権能と責務が与えられておりますので、改正前も後も変わることはないわけでござります。そのことをひとつ御理解をいただきたいと思うわけでござります。

○喜屋武眞榮君 といいますことは、結局、結論的にはその方が実を上げるためにいいんだと、こういう意図のもとでということなんですね。

○政府委員(後藤康夫君) はい。○喜屋武眞榮君 次の疑問は、最近の農林中央金庫の所属団体の貸付状況を数字的に見てみますと約一兆三千億円であるんですね。ところが、所属団体以外への貸し付けは約七兆七千億円と、こうなつておりますね。そうすると、この所属団体へのものがむしろ逆であるべきではないかという疑問を持つわけですが、非常に少なくなつておる、また近年においてもだんだん減少する傾向にある

現状によるものではないだろうか。そうすると農林中央金庫の本来の使命を考えた場合にそこに問題は少ないのか、問題は起らないだろうか、こういふ疑問を持つわけなんですね。すばり言いますなれば、金融の利益追求に走つて、そして本来の農業者を守るための目的から逸脱する嫌いはないのか、そういう方向にいつておるのはないか。こ

ういう疑問も抱かざるを得ませんが、どうでしょ

うか。

○喜屋武眞榮君 私があえてこれを聞きましたのは、民間法人という建前からしますならば、当然民法や商法等の法律によって設立されるべきが普通であると、こう私、理解しておつたからであります。ところが、農林中央金庫法によって改正されると、そこまで、今さきの問い合わせの裏表にもなると、

ということだけでございまして、農林中央金庫は、先ほどから申し上げておりますように、農、林、水にわたりまして協同組合的な組織団体の全国レベルの専門的な金融機関として公共的な性格を持っています。これまで、今年総じて信達でござりますとか農協等の所属団体の資金が充実しておりますので、今申し上げましたような意味合は、民間法人という建前からしますならば、当然民法や商法等の法律によって設立されるべきが普通であると、こう私、理解しておつたからであります。ところが、農林中央金庫法によって改正されると、そこまで、今さきの問い合わせの裏表にもなると、

うんですが、農林中央金庫が今回の改正法によつて民間法人としての自主的業務運営体制を整えることとされており。しかしながら農林中央金庫法の一部改正によって処理しておる。ところが基本的には依然として特別の法律に基づき設立された法人のままである。だから法人としての性格がよくわからないような気がいたしたものですからあえて聞いたわけですが、もう一遍その点をはつきりさせていただきたいと思います。

○喜屋武眞榮君 といいますことは、結局、結論的にはその方が実を上げるためにいいんだと、

○喜屋武眞榮君 といいますことは、結局、結論的にはその方が実を上げるためにいいんだと、

業事情に応じました地域農産物高利利用のための資金などを今までの要綱融資に追加しまして、農業振興資金といつたようなものにつくるようないる専門家によります経営診断を含めまして農家指導を行ふ、農協を支援するための機構をつくつて、これと関連して補完的な負債整理のためのいろいろな仕事もやろうじゃないかというような検討も現在進められておりやに聞いておりますので、私どもそういう方向でできるだけ系統の内部での貸し出しの促進なり、それがまた末端の農林漁家にも利益が及ぶよう方向での努力が助長されるよう私どもの方も指導してまいりたいといふうに思っております。

○喜屋武眞榮君 お尋ねしたいことがまだありますので、ひとつ御答弁は簡潔にお願いします。ぜひお聞きしたいと思うことがまだございます。

次に、業務関係規定の改正です。見ますといふと、非常に幅広く多岐にわたっておりますね。業務規定の改正が。そこで、この内容を見まして抱く疑問は、農林中央金庫の性格上極めて問題ではないだろうか、一体真意はどこにあるのか、業務規定の改正内容が非常に幅広く多岐にわたっておるが、これは必ずしもメリットだけではないのではないかという疑問を持つわけなんですが、どうでしょうか。

○政府委員(後藤康夫君) 農林中央金庫の所属団体あるいはまた農林水産業の発展のための業務につきましては、制度としては既にかなり整つたものになっておりまして、現在例えば預け金に対しましては、一般金融機関を上回る預金金利のはかに、奨励金というような形あるいは特別配当というような形で還元も行っておりますし、貸し付けにつきましても、優遇金利でありますとか債務保証、為替、保護預かり、有価証券委託売買等の金融サービスの提供を行つてあるところでございます。また、いろいろ農林中央金庫自身も国が利子補給等を行つております制度融資も扱つておるところでございます。

今回の法改正におきましては、所属団体の事業活動の円滑化を図りますために、貸付期間の制限、貸付区分でございますとか、そういうものの細かい規制を撤廃いたしましたとか、あるいは金銭債権の取得または譲渡の業務でございますとか、公益事業法人の業務代理というようなことも所属団体の要望にこたえまして、業務上の規定の整備を行つておるところでございます。決して今回の改正によりまして、所属団体に対するサービスなり業務が忘れられるというようなことはないと思います。

○喜屋武眞榮君 それじゃ全部はお尋ねできそうにありませんので、次は協同組合貯金保険法の一

部改正についてお尋ねいたします。

まず、これは大臣にお尋ねします。

貯金保険制度は、従来銀行等を対象とする預金保険制度と同内容のものとして設けられていたわけであるが、今回の改正に当たってはどのような点で農漁協の特殊性に配慮しておるのか、こういった大事な点が何かばかりおる。と言いますのは、この農漁協の特殊性に配慮しておるといふ明確な点が挙げておるよう思いますが、その点ひとつ明確にしていただきたいのですが。

○国務大臣(羽田孜君) 主として次の二点でございまして、預金保険制度と相違した制度としておるわけです。まず、貯金保険機構が相互援助制度を経由しての資金援助を行う場合の対象として、合併のほかに信用事業再建措置を加えておりましては、一般金融機関を上回る預金金利のはかにリスクも増大するという傾向にあると考えられますので、従来に比べまして貯払い停止というようなそれが生じる可能性も高くなつてきている。一方、貯金保険機構の持つております財源とから後後の保険料率の引き上げの可能性というようなことを考えますと、保険事故が発生したときに保険金を払うという現行の仕組みだけではなかなか信頼性が高まつてくるだろうというふうに私は存じます。しかし、今回保険料率を引き上げるということにいたしております理由は、限度額を一千万円に引き上げるということだけではございませんで、金融自由化の進展によりまして従来よりも経営困難が生じる可能性がこれから高まつてくるだろうというような要素、それからまた保険機構で資金援助業務が創設されるということ、こういったことを総合的に勘案して引き上げるということになつてゐるという点もひとつ御理解をいただきたいということがございます。

また、貯金者保護あるいは信用秩序の維持とい

ます、資金援助を受けるための手続でございますけれども、適格性認定を行う者を主務大臣じやなくて都道府県知事いたしております。このことは農漁協が地区制の協同組合であること、またその資金規模が銀行などに比べまして比較的小さいことなどから、都道府県知事が經營実態などの把握を行ふことが最も適当であるというふうに考えております。ところが、この料率の引き上げは、私思ひの、零細脆弱な農協信用事業にとつてはかなり負担が過重じやないか、負担となることも予想される。

それで、農協貯金の実態を見ると、一農家平均が五百三十五万円となつておる。特に、私いつも沖縄の例を出しますが、沖縄においては四百十萬円なんですね。他県が五百三十五万円、沖縄は四百十萬円となつておる。そうしますと、こういふ状態で今すぐ一千万円に引き上げる必要があるだろうかどうだろうかという疑問を持つわけなんですね。

○政府委員(後藤康夫君) 昨年の六月に金融制度調査会から「金融自由化の進展とその環境整備」という問題につきまして答申が出されたわけですが、その理由は一体何でしようかということなのです。

そこで、言いたいことは、農協貯金の実態または農協信用事業基盤の脆弱の実態から、限度額に段階をつけて、差をつけて、料率もそれに応じた区分をつくるべきじゃないか、その方が実際的である、こういうことを感ずるわけですので、それを今問うておるわけなんです。いかがでしようか。

○政府委員(後藤康夫君) 喜屋武先生の御指摘の点は、確かに一つの議論としてはそういう御議論はあり得ようかといふように私も存じます。しかし、今回保険料率を引き上げるということにいたしております理由は、限度額を一千万円に引き上げるということだけではございませんで、金融自由化の進展によりまして従来よりも経営困難が生じる可能性がこれから高まつてくるだろうといふふうな要素、それからまた保険機構で資金援助業務が創設されるということ、こういったことを総合的に勘案して引き上げるということになつてゐるという点もひとつ御理解をいただきたいということがございます。

また、貯金者保護あるいは信用秩序の維持といふことの最低限度の必要を満たすということで、この保険制度は当然加入の公的制度として設けられておりまして、普通の民間の保険でございますと、保障の大きさに応じて掛金が決まつてくると

いうことになりますが、当然加入の公的な保険制度というのは、例えば自賠責などが典型的でござりますけれども、これは大体全國普遍的な性格を持つております。また実際問題として、金融機関の業態ごとに限度額が異なるという事をした場合に、貯金者の側でいろいろ混乱が起きやしないかというようなこともございますので、確かに一つの御議論ではありますけれども、制度としてそういうふうに刻みをつけて仕組むといふのは、なかなか難しいんではないかというふうに率直なところ私ども思つております。

それから保険料率が定率でございますので、当然のことですが、貯金高が大きい農協は保険料の額も大きくなりますし、貯金高が小さい農協は保険料の負担も少なくなるということです。この点もあわせて御理解をいただければと思つております。

○喜屋武眞榮君 関連した疑問であります。一般的の金融機関をしている者は二つの、例えばAの銀行、Bの銀行としておきましょう。Aの銀行、Bの銀行というふうに幾つかの金融機関を利用しておる事も多いと考えられます。そうであれば、今度はAの一千万円、Bでの一千万円、いずれも保証されるが、地方農村では、都會と地方を考えた場合に、農協の利用率が全國の場合五〇%と聞いておりますが、沖縄の場合は七〇%なんですね。農協の利用率が高いわけなんですが、そうすると将来、このことを考えた場合に、非常に矛盾といいますか、アンバランスが考えられぬだろうか、困ることはないだろうか。このことなんですが、どうでしょうか。

○政府委員(後藤康夫君) 確かに、農家経済調査などで農家の預貯金に占めます農協貯金のシェアを見ますと、全国平均で約五割でございますが、沖縄県では六八・七%というふうに農協貯金の

シェアが高くなっています。したがいまして、確かに理論的に申しますと、喜屋武先生おっしゃいましたように、特定の金融機関に集中して預貯金が保有されている場合には、複数の金融機関に分散して保有されている場合に比べて、もらえる保険金の額に差が出ることもあるじゃないかということは、理論的には確かにあります。

しかし、現実には複数の金融機関について同時に貯払い停止が起きる、両方とも複数の金融機関が全部貯払い停止になってしまって、そのようなことは、まずそう考えられないところでございます。

この制度そのものが、今度は特に資金援助業務というようなことも入れまして未然防止措置も含めた制度になっておりますので、そのようなケースが具体的に起きるということは考えにくいでないかと思つております。

それから三百万円の限度を今度一千円に上げるということがありますと、この措置によりましてほとんど九九%以上の貯金者がカバーされますが、一千万円に上げると申しますのは、ほとんど青天井に近い状態に平均的にはなると思ひますので、その点からいたしましても、確かに喜屋武先生おっしゃるようなことは理論的に考えられないことはございませんけれども、現実問題として、矛盾と申しますか、アンバランスが起きるということにはならないものと考えております。

○喜屋武眞榮君 もう一つ、資金援助の方式についてお聞きしたいんですけど、資金援助のあり方に金銭贈与と資金貸付等の方法がある。またもう一つは、相互援助制度を経由する方法と直接資金援助をする方法がございますね。そうすると、そのいすれの方式を中心とするという見通しなのか、そのことをひとつお聞きしたい。

○政府委員(後藤康夫君) この資金援助の方式につきましてはいろいろな方式があるわけでございますが、どれを選択するかということになります

影響等々個別案件ごとに検討されるべきものだと思いますが、それでも、非常に大まかな運用方針として申し上げれば、一つは、適切な合併の相手がある場合に合併の方が効果的であるうと存じます。ただ、相互援助制度を通じるものとそうでないものがあり、合併の方式をとれないケースの方がどちらかといえば多いんではないかという気がいたしますが、そういった場合に、相互援助制度を通じて利子補給方式で経営の再建を図つてまいります。例えば一%の利子補給の場合には、十億円の資金がござりますれば一千億の系統資金が動員できるわけでございますので、相援制度を通じます利子補給方式を用いることが有効ではなかろうかというふうに考えております。

○喜屋武眞榮君 よろしいです、時間ですから。

○委員長(成相善十君) この際、委員の異動について御報告をいたしました。

○委員長(成相善十君) 他に御発言もないようですから、両案に対する質疑は終局したものと認められました。

○谷川寛三君及び坂元親男君が委員を辞任されました。

○委員長(成相善十君) これは臨調・行革路線の自立、自助の名による国農林漁業に対する保護政策の後退を意味する問題です。

反対の第二の理由は、農林中央金庫の民間法人化の具体的措置である出資資格者から政府を削除する問題です。

これは臨調・行革路線の自立、自助の名による国農林漁業に対する保護政策の後退を意味するものです。現実に政府出資がなされていないとはいえ、出資規定が残されていることは、必要なときに政府が政策的なバックアップをするということを担保する意味を持っています。工業等に比べ本的に不利な産業である農林水産業を対象とする金融に対して、国が一定の保護、助成を行っては当然必要なことです。今後農林漁業金融のしっかりした拡充を図るために、農林中金に對する政府出資も当然検討すべきであり、この点から出資規定を外すことには賛成できません。

なお、そのことと農林中金が協同組合原則に基づく運営を一層徹底することは矛盾するものではありません。役員選出規定を所属団体の意見がより反映されるよう改善されることには賛成です。むしろ今回の改正では、理事会の互選で理事長を選ぶという協同組合一般の役員選出のやり方と比べ、不徹底なものと言わざるを得ません。

我が党は、農業を国の基幹的生産部門に位置づけ、食糧自給率向上の方向に農政を根本的に転換すること、この中で、農民の投資意欲や農業への資金需要を積極的に引き出すことが基本的に重要なとあります。

同時に、農林中金や系統信用事業が農林漁業者と生産、生活両面でしっかりと結びつき、その要望にこたえた事業を積極的に展開することこそ、今日の厳しい金融情勢のもとで農林中金が抱えている矛盾を開拓する道であることを強調し、私の反対討論を終わります。

○委員長(成相善十君) 他に御意見もないようですから、討論は終局したものと認めます。

これより順次両案の採決を行います。  
まず、農水産業協同組合貯金保険法の一部を改正する法律案について採決を行います。

本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(成相善十君) 全会一致と認めます。よって、本案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

刈田君から発言を求められておりましたので、これを許します。刈田君。

○刈田貞子君 私は、ただいま可決されました農水産業協同組合貯金保険法の一部を改正する法律案に対し、自由民主党・自由国民会議、日本社会党、公明党・国民会議、日本共産党、民社党・国民党連合及び二院クラブ・革新共闘の各派共同提案による附帯決議案を提出いたします。

農水産業協同組合貯金保険法の一部を改

正する法律案に対する附帯決議(案)  
近年急速に進展している金融の自由化は、系統金融に対しても重大な影響を及ぼすものと懸念される。  
よって政府は、農山漁村における農協・漁協等の果たす役割の重要性とその信用事業の実態を踏まえ、系統信用事業の基盤の強化と効率化の推進に努め、また、その本来の使命に沿った

適切な運営が確保されるよう指導するとともに、本法の施行に当たっては、系統金融における貯金者等の保護と信用事業の信頼性を確保するため次の事項の実現に万全を期すべきである。

一 農水産業協同組合貯金保険機構の基金基盤の健全性を確保するとともに、保険料率の算定、資金援助の実施等本制度に当たっては、預金保険制度との整合性の確保を基本としつつ、農協・漁協等の信用事業の特性に十分配慮すること。

二 資金援助業務の対象となる合併のあつせんに当たっては、組合員の意向が十分尊重されるよう指導すること。

三 農漁協系統組織による相互援助制度の充実を図るとともに、本制度に現在未加入の農協・漁協等に関しても相互援助制度の活用に係る資金援助業務の対象となるよう適切な方途を検討すること。

以上とぞ委員の皆様方の御賛同をお願いいたしました。

右決議する。

○委員長(成相善十君) ただいま刈田君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(成相善十君) 全会一致と認めます。よって、刈田君提出の附帯決議案は全会一致をもつて本委員会の決議とすることに決定いたしました。

農水産業協同組合貯金保険法の一部を改

正する法律案に対する附帯決議(案)  
多數と認めます。よって、本案は多數をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

督野君から発言を求められておりますので、これを許します。督野君。

○督野久光君 私は、ただいま可決されました農林中央金庫法の一部を改正する法律案に対し、自由民主党・自由国民会議、日本社会党・公明党・国民党の各派共同提案による附帯決議案を提出いたしました。

案文を朗読いたします。

農林中央金庫法の一部を改正する法律案に對する附帯決議(案)

我が国農林水産業をめぐる情勢には誠に厳しいものがある。このため、農林水産業における経営体質の強化と生産性の向上、農山漁村の活性化等を図ることが強く求められており、補助金等による政策転換が図られる中で、農林中央金庫を中心とする系統金融の果たす役割は益々重要となつてゐる。

よって政府は、本法施行に当たっては、農林漁業の協同組合等の中央金融機関としての基本的性格を踏まえ、その使命が十分果たされるよう次の事項について適切な措置を講すべきである。

以上とぞ委員の皆様方の御賛同をお願いいたしました。

右決議する。

○委員長(成相善十君) ただいま刈田君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(成相善十君) 全会一致と認めます。よって、刈田君提出の附帯決議案は全会一致をもつて本委員会の決議とすることに決定いたしました。

農水産業協同組合貯金保険法の一部を改

正する法律案に対する附帯決議(案)  
多數と認めます。よって、本案は多數をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

系統資金が系統金融の各段階で有効に活用されれるよう十分指導すること。

なお、他の金融機関との競争条件を確保するなど系統金融機能の拡充強化を図るよう努めること。

四 金融自由化的進展等に伴い金利変動が激しい時代を迎えおり、近代化資金利、末端金利のあり方などを検討し、円滑な資金融通を図ること。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

右決議する。

以上とぞ委員の皆様方の御賛同をお願いいたしました。

○委員長(成相善十君) ただいま督野君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行いました。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(成相善十君) 全会一致と認めます。よって、羽田農林水産大臣。

○國務大臣(羽田孜君) ただいまの両法案に対する附帯決議につきましては、決議の御趣旨を尊重いたしまして、十分検討の上、善処するよう努力してまいりたいと存じます。ありがとうございます。

ただいまの両決議に対し、羽田農林水産大臣から発言を求めておりますので、この際、これを許します。羽田農林水産大臣。

○國務大臣(羽田孜君) ただいまの両法案に対する附帯決議につきましては、決議の御趣旨を尊重いたしまして、十分検討の上、善処するよう努力してまいりたいと存じます。ありがとうございます。

○委員長(成相善十君) なお、両案の審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕  
○委員長(成相善十君) 御異議ないと認め、さよう決定いたしました。

本日はこれにて散会いたします。







昭和六十一年五月二十四日印刷

昭和六十一年五月二十六日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局